

令和5年（2023年）11月10日（金曜日）

第 3 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和5年(2023年)11月10日(金曜日)

総務課長補佐 倉正治君

出席委員

委員長

清水拓也君

副委員長

小泉真志君

今津寛史君

角田一君

寺島信寿君

淵上綾子君

滝口直人君

林祐作君

佐藤禎洋君

中川浩利君

赤根広介君

梶谷大志君

松浦宗信君

保健福祉部長 道場満君

保健福祉部
感染症対策監 佐賀井祐一君保健福祉部
子ども応援社会
推進監 野澤めぐみ君

保健福祉部次長 大矢邦博君

地域医療推進局長 古川秀明君

健康安全局長 古郡修君

感染症対策局長 山谷智彦君

福祉局長 板垣臣昭君

感染症対策局次長 黒須成弘君

医療体制担当局長 千葉修君

地域支援担当局長 岡村卓治君

障がい者支援
担当局長 石橋隆一君

子育て支援担当局長 森みどり君

総務課長 片山崇君

政策調整担当課長 松田彰仁君

地域医療課長 竹内正人君

医師確保担当課長 金須孝夫君

地域医療課
医療参事
兼医務薬務課
医療参事
兼感染症対策課
医療参事 大原宰君

医務薬務課長 小島則幸君

看護政策担当課長 佐藤行広君

地域保健課長 遠藤篤也君

感染症対策課長 川上禎之君

出席説明員

警察本部長 鈴木信弘君

総務部長 尾辻英一君

交通部長 奥村耕治君

総務部参事官
兼総務課長 鈴木直人君総務部参事官
兼会計課長 伊藤久人君

交通規制課長 平畑勉君

運転免許試験課長 山洞紀幸君

総務課調査官 高橋克吉君

【第1分科会 11月10日 第3号】

予防接種担当課長	吉田亮輔君	介護運営担当課長	佐々木徳則君
市町村支援担当課長	山田昌弘君	子ども家庭支援課長	和田宏一君
感染症対策課参事	工藤晴光君		
同	水井啓介君	議会事務局職員出席者	
医療体制担当課長	野田友二君	議事課主幹	加藤隆行君
地域支援担当課長	住友義昭君	議事課主査	大西健君
保健所支援担当課長	増川愁平君	同	中澤正和君
地域福祉課長	秋田裕幸君	同	斉藤晃俊君
保護担当課長	田原良英君	同	藤田知樹君
障がい者保健福祉課長	徳田泰則君	同	中川典彦君
高齢者保健福祉課長	菊谷克己君	同	吉本麻美君
		同	井端卓君

午前 10 時 開議

○清水拓也委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔大西主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

寺島信寿委員
中川浩利委員

であります。

○清水拓也委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付してあります審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水拓也委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○清水拓也委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 公安委員会所管審査

○清水拓也委員長 これより公安委員会所管部分について審査を行います。
質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

林祐作君。

○林祐作委員 おはようございます。

早速であります、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

道路交通の安全について伺います。

道路交通の安全を確保する上で重要な役割を担っている信号機について、以下、数点伺ってまいります。

信号機のLED化の進捗状況について、まず伺います。

報道では、国内で信号機用の電球生産を続けてきたメーカーが、令和9年度にその生産を終了するとのことです。こうした状況を踏まえ、道内でも信号機のLED化を急ぐ必要がありますが、まず、昨年度まで、LED化の進捗状況はどのようになっているのか、全国との比較も含めてお伺いをいたします。

○清水拓也委員長 交通規制課長平畑勉君。

○平畑交通規制課長 信号機のLED化の進捗状況についてであります、令和4年度末の信号灯器の総数及びLED化の整備率は、道内では、総数が12万5810灯、うち、LED式は4万1205灯、整備率は32.8%、全国では、総数が230万7164灯、うち、LED式は159万1632灯、整備率は69%となっております。

○林祐作委員 続いて、信号機のLED化の費用について確認をさせていただきます。

全国に比べLED化が遅れているということですが、信号機のLED化にはどの程度の費用が必要になるのか、お伺いをいたします。

○平畑交通規制課長 信号機のLED化の費用についてであります、モデルケースで申しますと、十字路交差点に設置されている車両用信号灯器4灯、歩行者用信号灯器8灯を電球式からLED式へ更新した場合の費用は約340万円となっております。

○林祐作委員 続いて、信号機のLED化のメリットについて伺います。

LEDは、消費電力が少なく寿命も長いと言われておりますが、信号機のLED化を進めることによるメリットを道警察としてはどのように受け止めているのか、お伺いをいたします。

○平畑交通規制課長 信号機のLED化のメリットについてであります。

LED式信号灯器は、明るく、視認性に優れ、安全対策上、有効であるほか、電球式信号灯器と比較して、寿命が長く、消費電力が6分の1程度であるため、省エネルギー効果が高いことから、地球温暖化の原因となっているCO₂の削減効果もあると受け止めております。

○林祐作委員 次に、信号機の更新についてであります。

信号機については、LED化を進めなければならない電球以外にも、信号機を制御する機械類の更新を進めていかなければなりません、こうした機械類にも耐用年数があると伺っております。

制御機械類を含めた信号機の耐用年数はどのようになっており、本道における信号機の更新の状況はどのようになっているのか、併せてお伺いをいたします。

○平畑交通規制課長 信号制御機の更新状況などについてであります。信号制御機の耐用年数につきましては、製造後おおむね19年となっております。令和4年度の信号制御機の更新数は432基、耐用年数を超過している基数及び割合は、令和4年度末現在、4982基で全体の38.6%となっております。

○林祐作委員 続いて、耐用年数を越えた信号機についてですが、耐用年数を越えた信号機について、道警察ではこれまでどのように対応してきているのか、お伺いをいたします。

○平畑交通規制課長 耐用年数を越えた信号制御機についてであります。保守業務の委託契約を締結している専門業者による点検結果を基に、信号機の状況を適切に把握し、損傷や老朽化が著しいものから優先的に更新を行うとともに、修繕により運用期間を延長するなど、適切な時期に必要な対策を講じております。

○林祐作委員 今後の対応についてお伺いをいたします。

従来の信号機用電球の製造が間もなく終了することから、全国で信号機の更新が着々と進んでいる一方で、道内の更新は大きく遅れている実態が確認できました。従来のペースでLED化をや更新を進めていたのでは、いずれ電球の製造の終了とともに、信号の明かりが突然消え、さらには信号制御機器の更新も間に合わず、故障が頻発し、交通に大混乱を来し、道民の安全が脅かされる事態となりかねません。信号機は、道民の安全を守る重要な施設であり、いかなる状況になろうとも適正に維持管理をしなければならないものであります。

道警察では、こういった状況を踏まえ、強い危機感を持って取組を進める必要があると考えますが、今後、どのように信号機の更新や信号機のLED化を進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○清水拓也委員長 交通部長奥村耕治君。

○奥村交通部長 今後の対応についてであります。信号機は、交差点または横断歩道において、交通流を時間的に分離し、交通事故の発生を防止するなど、歩行者等の安全を守る重要な施設であると強く認識しております。

信号制御機につきましては、損傷や老朽化が著しい信号機を選定し、修繕による運用期間の延長や計画的な更新などの必要な対策を講じてまいります。

また、信号灯器のLED化につきましては、信号機用白熱電球の生産終了の影響により、信号機の運用に支障が生じないように、強い危機感を持って、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、CO₂削減によりゼロカーボン北海道の実現に寄与できるよう、適切かつ計画的にLED化整備を推進してまいります。

○林祐作委員 以上で終わります。

○清水拓也委員長 林委員の質疑は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 おはようございます。

私も、通告に従いまして、交通事故防止等について質問させていただきます。

先月、釧路市内で高齢者が運転する交通死亡事故が2件発生をしたことから、当該自治体や警察署、自動車学校は緊急安全対策を実施していると承知をしております。全国的にも高齢ドライバーによる交通死亡事故がクローズアップされていることから、以下、質問をさせていただきます。

まず最初に、運転免許費の不用額についてお伺いをします。

2022年度の運転免許費不用額は約2億円と承知をしております。2021年度の約8800万円、2020年度の9600万円に比べると金額が大きくなっておりませんが、その理由についてお伺いをします。

○清水拓也委員長 運転免許試験課長山洞紀幸君。

○山洞運転免許試験課長 運転免許費の不用額についてであります。令和4年度は、運転免許費のうち、前年に比べ、主に委託料が減少したため、不用額が増加しました。

主な理由としては、これまで、高齢者講習や認知機能検査は主に委託契約で実施してまいりましたが、令和4年5月13日施行の改正道路交通法により、自動車教習所が独自に行う認定教育等も、一定の基準に適合するものは高齢者講習等と同等の取扱いをすることとなり、実施体制の拡大が図られました。このため、自動車教習所が行う認定教育等の受講者等が増加し、委託契約による受講者等が減少したことから、それに伴い、委託料が減少したものであります。

○小泉真志委員 次に、高齢運転者による死亡事故の発生状況についてお伺いしますが、ここ5年間の道内の死亡事故の発生状況と、そのうち、高齢運転者による死亡事故の発生状況についてお伺いをします。

○山洞運転免許試験課長 高齢運転者による交通死亡事故の発生状況についてであります。道内における過去5年間の交通死亡事故の発生件数と死者数は、平成30年が130件、141人、令和元年が148件、152人、令和2年が136件、144人、令和3年が119件、120人、令和4年が113件、115人となっております。

そのうち、65歳以上の高齢運転者が第一当事者となる交通死亡事故の発生件数と死者数は、平成30年が37件、40人、令和元年が44件、46人、令和2年が43件、46人、令和3年が40件、41人、令和4年が38件、39人となっており、高齢運転者の占める割合が増加しております。

○小泉真志委員 ここ5年間で高齢ドライバーによる交通事故の比率が高まっているということで、約28%から約34%に上がっているということでございますけれども、ここ5年間の本道の運転免許証返納の推移についてお伺いをしますとともに、高齢者の運転免許証返納に対する道警察のスタンスについてお伺いします。

○山洞運転免許試験課長 免許証返納の推移などについてであります。道内における過去5年間の免許証返納件数は、平成30年は1万4103件、令和元年は2万1646件、令和2年は2万600件、令和3年は1万9714件、令和4年は1万7150件となっており、令和元年をピークに減少傾向にあります。

道警察といたしましては、運転者の自主性を尊重する観点から、高齢運転者に身体機能の衰えや事故を起こすリスクが増大することについて自覚していただくとともに、自主返納制度の周知

【第1分科会 11月10日 第3号】

や運転免許証の返納後の支援について関係機関・団体に働きかけを行うなど、自主返納しやすい環境の整備を推進してまいります。

○小泉真志委員 令和元年以降は減少しているという状況でありますけれども、その要因についてお伺いをします。

また、道警察のスタンスについて確認をさせていただくのですが、あくまでも自主返納であって、運転免許証の返納を推進しているわけではないということでのよいのか、確認をさせていただきます。

○山洞運転免許試験課長 自主返納が減少した要因についてであります。平成31年に、東京都内において高齢運転者による重大な交通事故が発生し、社会的耳目が集まったことにより、道内における運転免許証の返納件数が著しく増加したものの、それ以降はやや減少が見られるものがあります。

また、運転免許証の自主返納は、運転者の理解と納得の下でなされるべきものであり、道警察といたしましては、運転に不安を感じる高齢運転者やその御家族からの安全運転相談を受け、自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の教示等を行っているところであります。

○小泉真志委員 次に、高齢者講習についてお伺いします。

70歳以上の方が運転免許証を更新する際に受講しなければならない高齢者講習は、1998年から道路交通法で義務化されたと承知をしておりますが、どのような目的でスタートしたのか、また、その効果についてもお伺いします。

○山洞運転免許試験課長 高齢者講習の目的についてであります。高齢者講習は、講義、実車指導、運転適性検査を通じて、加齢に伴う身体機能の低下などが運転に及ぼす影響や、安全運転に必要な知識、技術を再認識していただくことを目的としております。

講習では、地域における交通事故実態や安全運転の知識等についての講義、コース内を走行して行う個別具体的な実車指導、運転適性検査に基づく身体機能の確認と、それが運転に及ぼす影響についての指導を実施しており、高齢運転者の交通事故防止に一定の効果があるものと考えております。

○小泉真志委員 次に、認知機能検査について伺います。

認知機能検査につきましては、2009年から義務化されたと承知をしております。昨年、全国の高速度道路の逆走件数は204件で、事故件数は44件あり、逆走の67%が65歳以上、75歳以上になると全体の45%を占めているというふうに言われております。また、逆走したこと自体を認識していない運転者が26%もいることから、認知機能検査の効果を問う声も上がっておりますが、道警の所見を伺います。

○山洞運転免許試験課長 認知機能検査についてであります。認知機能検査とは、高齢運転者の認知機能の状況を確認する手法の一つで、記憶力、判断力の状態を検査し、加齢に伴う身体機能の低下を自覚していただき、安全運転を継続できるよう支援することを目的としております。

また、検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合は、医師の診断書を提出しなけれ

ばならず、認知症と診断されると、免許の取消または停止を受けることとなります。

道警察といたしましては、関係法令に基づき、今後も適正に検査を実施してまいります。

○小泉真志委員 次に、警察庁の資料によりますと、75歳未満の死亡事故件数は、免許人口10万人当たり2.5件、一方、75歳以上になりますと5.7件と、2倍以上になっておりますが、道内の実態についてお伺いをします。

○山洞運転免許試験課長 高齢運転者の交通事故実態についてであります。道内の令和4年の交通死亡事故における免許保有者10万人当たりの交通死亡事故の発生件数は、75歳未満によるものが2.9件、75歳以上によるものが5.3件となっております。

○小泉真志委員 次に、事故の人的要因を比較させていただきますと、75歳未満では、安全不確認が29.8%、内在的不注意が24.7%と上位に並んでおります。それに対しまして、75歳以上では、ハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違いといった操作ミスが30.1%で、事故原因の1位と承知をしております。また、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故は、75歳未満は1.1%ですが、75歳以上では7.7%と、実に7倍以上になっております。

本道においても同様の傾向が見られるのか、お伺いをします。

○山洞運転免許試験課長 交通死亡事故の人的要因についてであります。道内の令和4年の交通死亡事故における人的要因は、居眠り運転や考え事などの内在的前方不注意が、75歳未満が31.5%、75歳以上が35.7%で最も多く、次いで、ハンドル操作の誤りやブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作不適が、75歳未満が29.2%、75歳以上が28.6%で多くなっており、75歳未満と75歳以上で年齢による大きな差は見られませんでした。

また、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通死亡事故は2件発生しており、いずれも75歳以上によるものになります。

○小泉真志委員 今お話しがあったような実態を防ぐために運転技能検査というものが加えられたのだと思いますけれども、70歳以上の方が運転免許証を更新するには高齢者講習、75歳以上になりますと認知機能検査が加わります。そして、2022年5月13日からは、一定の違反歴がある方には運転技能検査が課せられたと承知をしております。

まず、昨年、道内での受検者数と合格率を伺います。

また、この運転技能検査につきましては、何度でも受検できることから、高齢者が運転する交通死亡事故を減らしていけるのかという指摘もありますけれども、道警の認識を伺います。

○山洞運転免許試験課長 運転技能検査についてであります。75歳以上で信号無視等の一定の違反歴のある方は、運転免許証の更新期間が満了する日の前6か月以内に運転技能検査を受検する必要があります。加齢に伴う身体機能の低下等により安全運転が期待できないほど運転技能が低下している場合に、運転免許証の更新をしないこととするものであります。

道内における令和4年の運転技能検査の実施状況は、受検者数が2908人、合格者数は2730人、合格率は93.9%となっております。

また、1度しか受検できない制度とした場合、通常的安全運転に必要な技能を持っていても、

【第1分科会 11月10日 第3号】

当日の体調不良や緊張のため、本来の運転技能を示すことができないことも想定され、高齢者にとって負担を強いることとなるため、複数回、受検できるものとされておりま

す。道警察といたしましては、関係法令に基づき、適正に検査を実施してまいります。

○小泉真志委員 積雪寒冷・広域分散型の北海道におきまして、日常生活を送る上では自家用車は不可欠と言っても過言ではございません。運転免許証返納を推進しているわけではないとする道警のスタンスは理解をしつつも、一方で、高齢運転者による死亡事故のニュースが流れると、運転免許証の返納を推進すべきだという声があるのも事実であります。

そこで、その中間となるものとして注目されているのは、サポカー限定免許ではないかというふうに思っております。

サポカー限定免許制度は、2022年5月13日から開始されたと承知をしております。これまでに、道内で何人の方がこのサポカー限定免許を取得されたのかを伺うとともに、認識についてもお伺いをします。

○山洞運転免許試験課長 サポートカー限定免許についてであります。サポートカー限定免許制度は、運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、運転免許証の自主返納だけでなく、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置の先進安全技術が搭載されたサポートカーに限定して運転を継続していただく、中間的な選択肢を設けるという趣旨のものであります。

道内におけるサポートカー限定免許の取得状況は、令和5年10月末現在で1人となっております。

道警察といたしましては、引き続き、関係団体と連携しながら、制度のさらなる周知に努めてまいります。

○小泉真志委員 強制をできるものではありませんので、ぜひ周知を広めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

最後に、今後の交通事故防止についてお伺いをします。

高齢ドライバーは、慎重に運転しているつもりでも、身体機能の変化が事故につながるケースが多いことから、運転に不安のある方に対して、免許返納の相談体制の強化やサポカー限定免許の取得が重要だと考えます。

高齢運転者による交通事故を防ぐために、道警察としてどのように取り組んでいくのか、今後の決意も含めてお伺いをします。

○清水拓也委員長 交通部長奥村耕治君。

○奥村交通部長 高齢運転者の交通事故防止対策についてであります。交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は増加傾向にあり、高齢の運転免許保有者数についても増加が見込まれていることから、高齢運転者の交通事故防止対策は重要な課題であると認識しております。

このため、道警察では、交通事故を繰り返し起こした高齢運転者に対する個別指導や、運転シミュレーター等を活用した交通安全教室の開催のほか、サポートカーを活用した講習会の実施等、高齢運転者の交通事故防止に資する諸対策を実施しているところであります。

道警察といたしましては、これら諸対策を推進していくとともに、引き続き、運転に不安のある方に対して、出張型の運転免許証の自主返納窓口を開設するほか、郵送での自主返納手続や、安全運転相談ダイヤル「#8080」の周知を図るなど、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備をさらに進め、より効果的な高齢運転者の交通事故防止対策を推進してまいります。

○小泉真志委員 終わります。

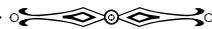
○清水拓也委員長 小泉委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、公安委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩



午前10時30分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 保健福祉部所管審査

○清水拓也委員長 これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

介護人材の確保について伺います。

厚労省の試算によりますと、介護人材である介護職員は、2040年度には約280万人必要で、2019年度と比べて約69万人不足するとされております。また、現状では、高齢化が進み、介護人材の需要が高まる一方、その確保が大きな課題となっております。

以下、介護人材の確保に関して伺います。

初めに、潜在的介護職員等活用推進事業についてであります。

潜在的介護職員等活用推進事業について、その事業概要と、令和4年度における実績を伺います。

○清水拓也委員長 介護運営担当課長佐々木徳則君。

○佐々木介護運営担当課長 事業概要と実績についてでございますが、この事業は、就業を希望する介護有資格者等と受入れを希望する介護事業所等とのマッチングと派遣を行い、派遣期間終了後の直接雇用につなげることを目的として実施しております。

委託業務処理要領に定める目標人数が140人である中、令和4年度に介護保険施設等へ派遣した就業希望者数は147人であったところでございます。

○滝口直人委員 次に、シグマスタッフによる過請求の概要及び原因等について伺います。

道は、本事業を株式会社シグマスタッフに委託し、同社は、道に対し過請求を行っていたと聞

いております。

今回の事案は、どのような内容なのか、また、その原因はどのようなものなのか、伺います。

○佐々木介護運営担当課長 過請求の概要と原因についてでございますが、シグマ社は、自社事業に要した経費を委託業務の経費と偽って業務記録簿の作成や請求書の整理を行い、人件費や広告費などを請求するとともに、道と苫小牧市に対し、業務記録簿の実績時間を偽って同一社員の人件費を重複して請求したり、同一の請求書を道と苫小牧市の双方に添付し、車両費などの経費を重複して請求するなどしていたものでございます。

また、過請求の発生原因につきましては、委託業務を行っていた札幌支店において、次年度の委託料を減少させないためには、実績を偽ってでも契約額に達するまで請求する必要があるとの考えが定着していたこと、令和4年1月には過請求に係るマニュアルが作成され、継続的に行う仕組みが確立していたことを確認しているところでございます。

○滝口直人委員 次に、契約方法について伺います。

この事業の実施に当たっては、どのような方法で相手を選んでいるのか、また、シグマスタッフはいつからこの事業を受託しているのか、伺います。

○佐々木介護運営担当課長 受託者の選定等についてでございますが、潜在的介護職員等活用推進事業の業務委託先は、派遣労働者のフォローアップや介護事業所との連携などについて最適な処理方法や成果水準をあらかじめ提示することが困難であることから、公募型プロポーザル方式により選定しており、受託者の選定に当たっては、プロポーザル審査会において、事業者から提出のあった企画提案書とヒアリングにより審査を行い、審査会の各委員が、道内各地をカバーできる体制や当該委託業務の実施に関するノウハウの有無など、事業者の業務遂行能力や事業の実施に関する企画実行能力などを評価し、最良の提案をした者を選定し、指名選考委員会を経て随意契約により業務委託契約を締結しております。

なお、シグマ社は、平成28年度からこの事業を受託しております。

○滝口直人委員 次に、各年度の公募型プロポーザルへの応募事業者数について伺います。

○佐々木介護運営担当課長 公募型プロポーザルへの応募事業者数についてでございますが、潜在的介護職員等活用推進事業委託業務に係る公募型プロポーザルへの応募件数は、平成30年度は2件、令和元年度は2件、令和2年度は2件、令和3年度は1件、令和4年度は1件、令和5年度においては2件となっております。

○滝口直人委員 公募型プロポーザル方式によって委託者を選定するに当たっては、道内各地域をカバーできる体制や業務遂行能力、企画実行能力などを評価した上で、最良の提案をした者を選定し、指名選考委員会を経て随意契約により業務委託契約を締結するとの御答弁でしたが、公募型プロポーザルへの応募事業者数は、各年度、2者か1者とのことでした。応募事業者数が少ないことを検証し、競争原理が働き、よりよい事業者を選定できるよう、できるだけ多くの事業者が応募した中で委託契約者を決定する公募型プロポーザルとなるよう求めておきます。

次に、契約の解除について伺います。

シグマスタッフは、今年度もこの事業を受託していると聞いています。このような事案を発生させた事業者とそのまま契約を継続することは適当ではないと考えますが、見解を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 今年度の委託契約についてでございますが、委託契約書では、委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるときは契約を解除することができるとなっておりますが、一方で、年度途中で事業を中断することや委託先を変更することは、介護事業所はもとより、そうした事業所に派遣を希望する方にも大きな影響を与えることから、こうした様々な影響などを総合的に勘案し、契約の継続の可否について早急に検討してまいります。

○滝口直人委員 ただいまの御答弁で、契約の継続の可否を早急に検討するとのことでしたが、契約を解除した場合、不利益を受ける方々を最小限にとどめるため、速やかに契約の可否の結論を出すようにお願いします。

次に、他の委託事業について伺います。

特に保健福祉部は多くの委託業務があると考えますが、他の事業について同様の事例は発生していないのか、確認されているのか、伺います。

○清水拓也委員長 政策調整担当課長松田彰仁君。

○松田政策調整担当課長 他の委託事業についてでございますが、過請求事案が起きたことを受けまして、平成30年度から令和4年度までの5年間における実支出額での精算を規定している準委任契約に関しまして、実態と異なる経費の請求や重複計上がないか、10月31日を回答期限として、全庁で1415契約、347事業者に対し、各部から自主点検を求め、11月8日現在、341事業者から回答を受けたところであります。

このうち、当部では、延べ725契約、134事業者を対象とし、11月8日現在、132事業者から回答を受けたところでございます。

なお、現時点で、電通北海道及びシグマ社を除き、不適正な事案は確認されていないところでありますが、当部をはじめ、他部におきましても、回答をいただいていない事業者がありますことから、引き続き、回答を促すなど協力を求めてまいります。

○滝口直人委員 シグマスタッフに対する対応について伺います。

過請求に関するマニュアルまで存在していたほか、外国人介護人材受入研修事業でも同様の過請求を行うなど、シグマスタッフ社の行為は悪質であり、法的な措置が必要と考えます。道はどのように考えているのか、伺います。

○清水拓也委員長 福祉局長板垣臣昭君。

○板垣福祉局長 シグマ社への対応についてでございますが、このたびの事案は、平成30年度から令和4年度までの長期にわたり、意図的に多額の過請求が行われたものであり、道としては、今後、シグマ社に対し、委託料の返還を求めるなど必要な対応を行うとともに、一定期間、契約の相手方としないなど、道の規定に基づく必要な措置を厳正に行ってまいります。

また、告発等の必要性については、関係機関と協議し、検討してまいります。

○滝口直人委員 次に、今後の対応について伺います。

【第1分科会 11月10日 第3号】

さきの電通北海道や今回の事案など、委託契約に関する過請求が相次いで明らかになっていきます。どちらの事案も、書類を偽って作成、提出するなど、その手法は悪質であるとともに、実地調査などにおいて実態を把握するのは難しいところもありますが、道は再発防止等に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 保健福祉部長道場満君。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、このたびの事案は、道民の皆様の信頼を大きく失墜させる悪質な行為であり、極めて遺憾でございます。

シグマ社への今年度の委託業務につきましては、既に、9月までの実績を確認の上、道に報告するよう指示をしており、その報告を受け、今月中に現地調査を実施するなど、業務の実施状況を定期的に確認することとしております。

他の事業につきましても、委託業務における適正な執行の確保に係る出納局通知を踏まえまして、事業者に対して、契約上の留意事項を記載したリーフレットを既に送付しているところがございます。今後、必要に応じ、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査の実施、公的書類を活用した確認などを行い、委託業務の適正な執行に努めてまいります。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、今後の対応については、業務の実施状況を定期的に確認することとし、必要に応じ現地調査などを実施し、委託業務の適正な執行に努めていくとの御答弁がありました。

委託契約に関する過請求は、委託事業者の悪質な手法で発生したものでありますが、しっかりとした対策を講じ、今後の再発防止に向けた取組をしていただくことをお願いしたいと思っております。

続きまして、介護職員の処遇改善について伺います。

2022年における介護職員の平均給与は月29万3000円と、全産業の36万1000円より6万円以上少なくなっております。また、2023年の賃上げ率でも、介護事業者は1.4%と、全産業の春の時点での平均である3.53%とは大きな開きがあります。介護職員の確保には、低いと言われている給与の改善が必要と考えます。

令和6年度の報酬改定に向けて、国においてはさらなる介護職員の処遇改善も検討されていることから、以下、伺います。

初めに、令和4年度に改定された加算の対象及び要件について伺います。

○佐々木介護運営担当課長 令和4年度の介護報酬改定についてでございますが、この改定において、介護職員等の月額平均9000円相当の賃金を引き上げるための措置として、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたところでございます。

対象となる職種については、介護職員のほか、事業所の判断により、他の職員も対象としており、加算取得の要件としては、介護職員の賃金改善と環境整備に充てることを目的とした介護職員処遇改善加算を取得していることや、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は、介護職員等の基本給、または、決まって毎月支払われる手当の引上げに使用することが要件とさ

れているところでございます。

○**滝口直人委員** 次に、介護職員の給与はどれくらいに改善されたのか、その状況について伺います。

○**佐々木介護運営担当課長** 給与改善の状況についてでございますが、国が実施した令和4年度介護従事者処遇状況等調査によりますと、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得した事業所における令和4年12月の常勤介護職員の基本給等の月額額は24万790円で、令和3年12月の23万730円と比較いたしますと、1万60円の増となっております。

○**滝口直人委員** 道内においては、この加算を受けるためにどのぐらいの事業所から届出が提出されているのか、伺います。

○**佐々木介護運営担当課長** 事業所等からの届出状況についてでございますが、処遇改善加算等の届出の対象となる事業所は、令和5年10月1日現在で1万3257事業所であり、そのうち、介護職員処遇改善加算については、92.4%の1万2255事業所、介護職員等ベースアップ等支援加算は、83.8%の1万1107事業所が加算の届出を行っているところでございます。

○**滝口直人委員** 次に、課題への対応について伺います。

処遇改善を図るための加算を届け出るに当たって、どのようなことが課題となっているのか、伺います。また、その課題への対応はどのようなことが考えられるのか、伺います。

○**板垣福祉局長** 処遇改善に係る課題への対応についてでございますが、介護職員の処遇改善に係る加算につきましては、事務作業の煩雑さ、制度の複雑さ、職員間の賃金バランスなどを理由に取得しない事業所が一定数ありますことから、国においては、令和4年度実績の報告から様式の簡素化が行われ、また、現在、事務負担の軽減、加算対象職種の要件の緩和など、処遇改善加算の見直しについて検討が進められております。

道といたしましては、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用していただくことが重要と考えておりますことから、こうした国の動向や制度について適時適切に周知してまいります。

○**滝口直人委員** 次に、介護ロボット導入支援事業等について伺います。

直接、介護に当たる介護従事者や、複雑な加算請求などに対応する事務職員などの職場環境改善は急務であり、改善策の一つとして介護ロボット導入支援事業の活用が重要となっております。

以下、これまでの実績等について伺います。

初めに、介護ロボット導入支援事業の概要と、令和4年度の実績について伺います。

○**佐々木介護運営担当課長** 介護ロボット導入支援事業の概要と実績についてでございますが、道では、介護現場の環境改善につなげるため、介護ロボットなどの導入を行う介護事業所に対し、移動支援などを行う介護ロボット、見守りセンサーなどの通信環境整備、介護ソフトやタブレット端末によるICT導入の三つのメニューにより補助を行っております。

また、令和4年度は、567事業所に対して11億3194万9000円の交付を決定しているところでございます。

○滝口直人委員 次に、今年度の取組状況について伺います。

取組状況はどのようになっているのか伺いますとともに、今後、この事業にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○板垣福祉局長 今年度の取組状況についてでございますが、今年度の介護ロボット導入支援事業費補助金につきましては、10月2日に告示を行い、736事業所が導入を希望して登録を行っており、現在、事前協議書の提出を受け、審査を行っているところでございます。

今後は、事前協議書が補助要件に合致しているか確認した上で、内示を行った後、内示を受けた事業者から受理した交付申請書を審査し、年内に交付決定を行う予定としております。

道といたしましては、人材確保が厳しい中、限られた人員であっても介護の質を確保できるよう、引き続き、事業所における介護ロボットなどの導入支援に努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、働きやすい介護職場の認証制度について伺います。

介護人材の確保に向けては、働きやすい職場を増やしていくことが必要であります。働きやすい介護職場の認証制度の概要と、令和4年度の実績について伺います。

○佐々木介護運営担当課長 働きやすい介護職場の認証制度の概要等についてでございますが、本制度は、職員の人材育成や就労環境の改善につながる事業者の取組について、道が作成する評価基準に基づく評価を行い、水準を満たした者に認証を付与し、幅広く周知することで、働きやすい介護の職場づくりと業界全体のイメージアップを目指すものであり、昨年度から本格運用を始めているものでございます。

令和4年度の実績につきましては、認証申請の準備段階である制度への参加登録を行っている事業者数は106法人、認証を付与した事業者数は17法人、208事業所となっております。

○滝口直人委員 今年度の取組状況はどのようになっているのか、伺います。また、今後、この事業にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○板垣福祉局長 今年度の認証制度における取組についてでございますが、認証申請の受付は年2回行っており、第1回目においては、9月に11法人、60事業所を認証しており、第2回目については、今月から認証申請を受け付け、年度内に認証する見込みでございます。

また、制度の周知に当たっては、介護事業者及び関係機関に対して、参加登録を行った事業者が受けられる研修や個別コンサルティングなどを記載したリーフレットを配付するほか、昨年度、認証した事業者に対し、認証を取得した感想などについてインタビューを行った動画を「北海道介護のしごとポータルサイト」に掲載し、公開しているところでございます。

今後とも、本制度が施設職員の人材の確保、定着につながるよう、イベントなどの様々な機会を通じて周知いたしますとともに、北海道老人福祉施設協議会など関係団体と連携しながら、本制度の一層の導入、拡大に努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、介護人材の確保に向けた今後の対応について伺います。

少子・高齢化が進む中、介護人材の確保は重要な課題となっております。道として、この課題にどのように対応していくのか、伺います。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、少子・高齢化により生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、サービスを担う人材の確保は重要な課題と認識をしております。

道では、介護の仕事にやりがいと誇りを持って取り組んでいただけるよう、介護の魅力を伝えるCMや動画の配信など様々な普及啓発を行いますとともに、介護事業所を対象とした労働環境改善に係る相談支援などに取り組んできたところでございます。

今後とも、こうした取組に加え、介護ロボット等の一層の導入支援や認証取得のための支援を積極的に進めますとともに、国に対し、適切な給与水準の確保や職員の負担軽減につながる施策の充実を要望するなどして、高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けることができるよう、市町村や関係団体と連携しながら実効性のある人材確保対策に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、国に対し、適切な給与水準の確保や職員の負担軽減につながる施策の充実を要望するとともに、介護の仕事にやりがいと誇りを持って取り組むことができるよう様々な普及啓発を行うとの御答弁がありました。

職員の賃金水準の向上をはじめとする処遇改善、日々の業務における働き方改革や職場の環境改善でできる制度や政策を国に要望することに加え、介護という仕事はやりがい、働きがいがあり、これからの高齢化社会には必要不可欠で、社会に大いに貢献できるものであるという機運が醸成されることが求められていると考えます。これからも、介護人材の確保にしっかりとした対策を講じ、推進していただくことをお願いいたします。

次は、新型コロナウイルス感染症等対策についてであります。

オミクロン株による感染の拡大を受けたまん延防止等重点措置が3月21日に終了した中で始まった令和4年度ですが、その後も、感染力の強いオミクロン株や、その変異種による再拡大により、第6波及び第7波、第8波が繰り返し発生しました。また、福祉施設等でのクラスターも相次ぎ、自宅療養者に対する支援も課題となりました。

改めて、この間の新型コロナウイルス感染症対策について、以下、伺います。

昨年度の新規感染者数と死亡者数について、1年間の累計と1日当たりの最大数を伺うとともに、1日当たりの入院患者についても、最大入院患者数とその時点の病床使用率について伺います。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して半年が経過し、この間、感染者数は、夏場に大きく増加したものの、現在は減少傾向にあると承知しておりますが、直近の流行状況についても併せて伺います。

○清水拓也委員長 保健所支援担当課長増川愁平君。

○増川保健所支援担当課長 新型コロナウイルス感染症の感染状況等についてでございますが、本道における5類移行前の累計新規感染者数は136万3137人、累計死亡者数は4610人、うち、令和4年度の新規感染者数は111万7819人、死亡者数は2626人となっており、このうち、1日当た

【第1分科会 11月10日 第3号】

りの最大数は、いわゆる第8波の時点であり、新規感染者数が1万1394人、死亡者数が58人、入院患者数が2407人、確保病床使用率が56.6%で、うち、3次医療圏別で最も病床使用率が高かったのは十勝圏域の68.4%となっているところでございます。

なお、新規コロナウイルス感染症患者の死亡者数については、国の通知により、可能な範囲で速やかに死亡者数を把握する観点から、主たる死因を問わず、感染症法に基づく報告による陽性者であって、亡くなった方を集計し公表する取扱いとされていたところでございます。

また、直近の定点当たり報告数は、10月30日から11月5日までの第44週における報告数が6.51人で、前週の7.08人と比べ0.57人の減となり、3週続けてほぼ横ばいで推移しているものの、例年、新型コロナは冬季に感染拡大してきたことや、今年は例年より早く季節性インフルエンザが流行入りしており、これらの同時流行も懸念されることから、道としては、引き続き感染動向を注視するなどしながら、感染拡大に備えてまいります。

○滝口直人委員 次に、新型コロナワクチン接種等について伺います。

新型コロナワクチン接種については、感染症の位置づけが2類相当から5類に移行した5月8日から、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象として、いわゆる春開始接種が行われました。また、9月20日からは、生後6か月以上の全ての方を対象とした、いわゆる秋開始接種が開始されており、オミクロン株「XBB」に対応した改良型ワクチンの接種が行われていると承知しております。

そこで、以下、伺います。

道では、令和3年度から、市町村における接種を支援するため、札幌市内に直営の集団接種会場を設置したと承知しておりますが、令和4年度の接種人数と市町村ごとの割合について伺います。また、令和5年度は、道の集団接種会場を設置していない理由について、併せて伺います。

○清水拓也委員長 予防接種担当課長吉田亮輔君。

○吉田予防接種担当課長 道が設置した集団接種会場等についてでございますが、昨年度は、4月9日から3月26日までの間、土曜日と休日を中心に95日間開設し、延べ1万6938人に接種したところであり、その被接種者の居住市町村別の人数と割合は、札幌市が1万1847人で69.9%、江別市が1205人で7.1%、北広島市が759人で4.5%、恵庭市が592人で3.5%であったほか、149市町村で2535人、15.0%となっており、多くの市町村の方々に広く御利用いただいたところでございます。

道といたしましては、集団接種会場が接種促進に重要な役割を果たすことができたと認識しているものの、国では、令和6年度からの定期接種化などを見据えつつ、安定的な接種体制の整備に向け、今年度から、集団接種中心の接種体制から、医療機関での個別接種への移行を進めるとしており、道では、こうした国の方針を踏まえ、現時点において道直営の集団接種会場の設置は予定していないところでございます。

○滝口直人委員 次に、接種状況について伺います。

今年5月8日から9月19日まで行われた春開始接種について、道内の接種状況と、重症化リス

クが高いと言われている高齢者の接種状況が全国と比較してどうだったのか、伺います。また、9月20日から行われている秋開始接種についても併せて伺います。

○清水拓也委員長 市町村支援担当課長山田昌弘君。

○山田市町村支援担当課長 ワクチンの接種状況についてでございますが、65歳以上の方や医療従事者等を対象とする、いわゆる春開始接種の接種率は、全国の18.7%に対し、道内は22.2%で、3.5ポイント上回っており、そのうち、65歳以上の高齢者は、全国の56.2%に対し、道内は57.9%で、1.7ポイント上回ったところでございます。

また、現在接種が進められております初回接種を終了した生後6か月以上の方が対象とされている、いわゆる秋開始接種の接種率は、11月5日現在、全国の12.0%に対し、道内は13.3%で、1.3ポイント上回っております。

なお、65歳以上の高齢者につきましては、全国の30.6%に対し、道内は30.5%で、0.1ポイント下回っております。

○滝口直人委員 次に、ワクチンの供給状況について伺います。

秋開始接種については、一部の市町村から、国から配分されるワクチンの供給量が少ないため、接種の開始時期を遅らせざるを得ないという話も伺っております。十分な量のワクチンがなければ円滑な接種を行うことは困難ですが、現在の道内におけるワクチンの供給状況はどのようになっているのか、伺います。

○山田市町村支援担当課長 ワクチンの供給状況についてでございますが、国では、これまでに道内分として約186万回接種分の供給量を示した上で、9月以降、順次、各市町村に配送しているところでございます。

こうした中、いわゆる秋開始接種の対象者であります生後6か月以上の方は、道内で約512万人となっており、これら全ての対象者が接種を希望すると仮定した場合の供給割合は、現時点で約36%となっております。

○滝口直人委員 次に、インフルエンザワクチン等について伺います。

インフルエンザについて、定点医療機関当たりの1週間の患者数が、例年より早く、8月下旬から流行開始の目安である1.0を超え、10月下旬には、患者数が急増し、過去10年で最も早い時期に全道で注意報レベルの10人以上となり、警報を発している保健所管内も5か所と感染が拡大しております。

インフルエンザの予防方法としてはワクチン接種が有効ですが、今年のインフルエンザワクチンの供給状況はどのようになっているのか、伺います。

○吉田予防接種担当課長 インフルエンザワクチンの今シーズンの供給量についてでございますが、国から示された全国の予定量は約3121万本で、昨シーズンの使用料約2567万本を大きく上回るものの、今シーズンは、過去に比べ早い時期から流行が始まっており、ワクチン接種を希望される方々の増加が想定されますことから、道としては、安定供給と効率的な接種を図ることが重要と考えております。

【第1分科会 11月10日 第3号】

このため、道では、9月にインフルエンザワクチン安定供給方針を定め、医療機関に対しましては、需要に見合う適量の発注に配慮すること、卸売業者に対しましては、必要に応じて地域間の融通を行うことなどを要請していることに加えまして、定期的に医療機関と卸売業者における在庫状況を確認するとともに、保健所や地域の医師会等ともその状況を共有するなどしながら、希望される方が円滑に接種できるよう努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、せき止め薬等について伺います。

一部の薬局において、せき止めなどの在庫が不足しているとの報道もありましたが、道ではどのように対応しているのか、伺います。

○清水拓也委員長 医務薬務課長小島則幸君。

○小島医務薬務課長 鎮咳薬等についてでございますが、インフルエンザ等の流行により需要が増加している中、現在、全国的に製造販売業者からの限定出荷が生じており、国においては、製造販売業者に対し、可能な限りの増産体制を要請しているところでございますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するとされており、道内においても同様の状況にあると認識しております。

このような中、国では、9月末に、医療機関には、長期間の処方を控え、最少日数での処方にも努めること、薬局には、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により調整することなどにつきまして、各都道府県に対し協力を依頼する通知を発出したところでございます。

このことを踏まえまして、道といたしましては、道医師会や医薬品卸売業協会、薬剤師会などに協力依頼を行ったところでございまして、今後とも、道内の関係団体と十分に連携を図りながら、情報を把握し、これらの医薬品が安定的に供給されるよう努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、接種体制の確保について伺います。

国では、新型コロナワクチン接種を安定的な制度の下で行うため、インフルエンザワクチン等と同様の定期接種化に向けた検討を進めており、令和6年度からは自己負担が生じる可能性もあると伺っております。

無料で接種できる秋開始接種については、希望される方が多いのではと感じていますが、ワクチンの供給量が限定的な中、道としてどのように接種体制の確保に取り組むのか、伺います。

○清水拓也委員長 感染症対策局長山谷智彦君。

○山谷感染症対策局長 いわゆる秋開始接種の接種体制の確保についてでございますが、道では、令和3年2月に新型コロナワクチンの接種開始以降、接種の実施主体である市町村に対する適時適切な情報提供や、ワクチンのきめ細かな配分、融通を行うことなどにより、道民の皆様への支援に努めてきたほか、ホームページやSNS、道独自作成のリーフレットなど多様な媒体を活用した広報を行うことにより、接種の検討を呼びかけてきたところでございます。

また、9月20日からの、いわゆる秋開始接種に際しては、使用するワクチンの国からの供給量が現時点で接種対象者の約36%となっていることから、十分な供給量の確保や早期の情報提供な

どについて、全国知事会を通じ国に要望してきたところでございます。

道といたしましては、医師会等との関係団体とも連携しながら、ワクチン接種を行う医療機関の確保に努めるとともに、接種機会の確保が困難な市町村には、近隣市町村との広域接種体制の調整を進めることに加え、市町村と連携協力して、接種可能な医療機関の情報を広く提供するなど、今後とも、接種を希望する道民の皆様に安心して接種いただけるよう、地域実情に即した接種体制の確保に向けて必要な取組をしっかりと進めてまいります。

○滝口直人委員 次に、健康被害救済制度についてであります。

新型コロナワクチン接種に関わる健康被害救済制度については、第3回定例会予算特別委員会において、我が会派の委員から全国の認定状況について質問を行い、9月15日時点で、全国で8865件の申請があり、このうち、認定件数が4276件で48.2%、非認定の件数が602件で6.8%、残りの3987件、45%は審査が完了していないとの御答弁がありました。

ワクチン接種により健康被害が生じた方には、早期に必要な救済が行われることが重要と考えますので、以下、伺います。

道は、健康被害救済制度の手續の迅速化や簡素化などについて国に要望していると承知していますが、現在の道内における申請件数と認定状況について伺います。

○吉田予防接種担当課長 健康被害救済制度等についてであります。本制度は、新型コロナワクチンの接種により健康被害を生じた方が、市町村の窓口で医療費等の給付申請書を提出していただき、都道府県を經由して国に申請する取扱いとなっており、国では、専門家で構成する疾病・障害認定審査会において、予防接種と健康被害の因果関係について審査するとともに、その審査結果については、都道府県と市町村を經由して申請者に通知される取扱いとなっております。

なお、道内の申請状況等は、10月31日現在、国に374件進達している中、認定件数が220件で約58.8%、否認件数が23件で約6.2%となっており、残りの131件、約35.0%は審査結果が通知されていないところでございます。

○滝口直人委員 次に、公表について伺います。

第3回定例会予算特別委員会では、国が、個人の特定につながるおそれがあり、各自治体が独自に認定状況等を公表することは控えるように求めているため、道としても公表していないとの御答弁がありました。

国は、先般、この方針を見直し、各自治体の判断で対応できるとする考えを示したと承知しておりますが、道では、国の方針変更を踏まえ、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

○山谷感染症対策局長 健康被害救済制度の認定状況の公表等についてでございますが、国では、これまで、認定状況を地域別に公表した場合、申請件数が少ない地域では個人の特定につながるおそれがあるため、各自治体が独自に公表することは控えていただきたいとの考え方を示してきた中、先般、他県の照会に対する回答といたしまして、各自治体が個人の特定につながらないように留意するなど、適切に判断した上で公表することも可能とする考え方を新たに示したと

ころでございます。

道といたしましては、これまで、申請や認定状況に関する問合せがあった場合には、国の考え方を踏まえ、非公表として取り扱ってきたものの、先般、国が新たな考え方を示したことから、その趣旨に鑑み、全道一円の認定状況等であれば、これを公表した場合であっても、個人の特定につながるおそれがないとの考え方の下、今後、道のホームページで認定状況に関する情報の定期的な公表や、問合せ等に対しては、個人の特定につながらない範囲で情報提供などを行うことができるよう、新たな取扱いを整理してまいりたいと考えてございます。

○滝口直人委員 次に、業務委託について伺います。

電通北海道による過請求事案については、これまで常任委員会や第3回定例会において我が会派から質問してきたところであり、本事案は、道が新型コロナウイルス感染症対策として実施した令和3年度と4年度のコールセンター業務の委託契約に関して、7契約で合計約1億5800万円の過請求が行われてきたというものであります。道では、返還に向けた手続や再発防止策に取り組むと答弁していますが、しっかりと対応を進める必要があると考えますので、改めて伺いたいと思います。

本事案が発覚した経緯として、会計検査院による実地検査が端緒となったと伺っていますが、そもそも、委託業務が完了した時点で道が実施する完了検査において、なぜ過請求の事実を見抜けなかったのかについても議論があったところであり、

道民には、会計検査院による実地検査と道の検査の違いがあると受け止められている面があると思われ、今回の事案が発覚した経緯について、改めて伺います。

○吉田予防接種担当課長 電通北海道による過請求事案についてであります。道では、委託業務の完了検査において、契約書に照らして業務が適正に履行されたものであるかを確認するため、あらかじめ関係書類の準備を指示した上で、各種支出証拠書類を確認するとともに、オペレーターの勤務実績表等の提示も求め、その内容の確認を行ったものの、本事案では、提出された勤務実績が改ざんされていたことにより、結果として過請求を確認できなかったところがございます。

また、会計検査院が、実地検査において、道と同様にオペレーターの勤務実績表等の提出を求めたことから、道から電通北海道に対して改めて関係書類の提出を指示したところであり、これにより、電通北海道では、コールセンター業務を再委託した電通プロモーションエグゼから勤務実績表等の提出を受けて内容の確認を行ったところがございます。

こうした中、電通北海道では、この確認において、同一人物の勤務記録が同一時間帯に重複しているなど、道に対して提出していた書類とつじつまが合わない箇所を覚知したことから、過請求の可能性を認識し、その旨を道に情報提供するとともに、外部の専門家による事実確認を進めた結果、過請求の事実が発覚したところがございます。

○滝口直人委員 次に、返還等について伺います。

本事案では、保健福祉部が所管する新型コロナワクチン集団接種会場運営業務とPCR等検査

無料化推進事業の合計で約1億2500万円の過請求が行われてきました。これまでの我が会派からの質問に対しては、国と必要な調整を行い、過請求額の返還に向けた手続を進めるとともに、電通北海道や電通プロモーションエグゼの行為について、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、告発等の必要性について検討を進めるとの御答弁でございましたが、返還等に向けた取組状況について伺います。

○山谷感染症対策局長 過請求額の返還等についてでございますが、本事案では、エグゼ社におきまして勤務実績の改ざんや各種単価の上乗せが行われていたことから、過請求額の確認に当たっては、再々委託先のコールセンター事業者の実績報告を基に、道と電通北海道の双方の調査により、請求根拠が確認できた金額を適正な委託料の請求額とし、これと既に支払い済みの金額との差額をもって過請求額として確認したところでございます。

また、この調査結果につきましては、先般、道から国に対しまして報告したところであり、今後、国の確認が完了次第、返還に向けた手続を進めることとされております。

なお、電通北海道やエグゼ社に対する告発等につきましては、他の自治体の事案について情報収集を進めているほか、道の顧問弁護士や関係機関にも事案を説明し、御意見を伺いながら、その必要性について検討を重ねているところでございます。

○滝口直人委員 次に、再発防止に向けた取組状況について伺います。

本事案は、電通北海道が、7契約中5契約で再委託の手続を怠り、再委託先のエグゼ社に道との契約内容を伝えていなかったことに加え、エグゼ社から提出された実績報告について十分な精査を行わずに、道に、委託料の実績報告を改ざんし、過請求を続けていたものであります。

道は、こうした点を踏まえて、再発防止に取り組む必要があると考えますが、今後の取組状況について伺います。

○清水拓也委員長 保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一君。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 再発防止に向けた取組についてでございますけれども、今回の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったことに加えまして、一部の業務において、道の承認を受けずに再委託が行われていたほか、基本的に想定をしていない再々委託も行われていたところでございまして、受託者等における契約に関する理解の不足や責任感の欠如が本事案の一因となっているものと考えているところでございます。

道では、こうした点を踏まえまして、受託者等の責任を明確にするため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことを規定いたしますとともに、公的業務に関する基本的なルールや留意事項についてもあらかじめ受託者に周知する取扱いとしたところでございます。

また、当部におきましては、独自に、管理監督職員を対象に、財務事務の留意点等に関するリスクマネジメント研修をきめ細かに実施することとしておりますほか、本事案のような不適切な行為が繰り返されることのないよう、委託期間中におきましては、関係書類の徴取に加えまし

【第1分科会 11月10日 第3号】

て、必要に応じ、随時、現地調査を行いますとともに、完了検査時には、源泉徴収関係書類等の改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実績の確認など、必要な牽制機能を十分に働かせるなどしながら、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

○滝口直人委員 次に、PCR等検査について伺います。

PCR等検査無料化推進事業についてであります。まずは、事業内容と予算の執行状況について伺います。

○清水拓也委員長 感染症対策課長川上禎之君。

○川上感染症対策課長 PCR等検査無料化推進事業についてでございますが、本事業は、国の交付金を活用し、令和3年12月から5類移行前の本年5月7日まで実施したところであります。新型コロナウイルスの検査を行う登録事業者に対し、必要な費用等を助成することにより、住民の皆様の検査費用を無料化するもので、具体的には、飲食やイベント、旅行や帰省などの活動を行う際に、検査が必要な無症状の方を対象とする、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業と、感染拡大時の感染に不安を感じる無症状の方を対象とする、感染拡大傾向時の一般検査事業の二つの事業として実施したところでございます。

令和4年度における執行額は、予算額141億6828万5000円に対し、48億4699万6973円となっております。

執行残が多額となった要因といたしましては、オミクロン株が主流となって以降、感染の波が来るたび、感染者数が大幅に増加してきた中、感染に不安を感じ、検査を希望する方が増加した場合にも的確に対応するため、執行业業に所要額の不足が生じることのないよう予算措置を講じたことによるものでございます。

○滝口直人委員 次に、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業について伺います。

PCR等検査無料化推進事業費には、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業と、感染拡大傾向時の一般検査事業の二つのメニューがあるとのことですが、まずは、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の内容と実績、その効果について伺います。

○川上感染症対策課長 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業についてでございますが、本事業は、飲食やイベント、旅行や帰省などの活動を行う際、検査証明を必要とする場合に、国の方針の下、令和3年12月から令和4年8月末までの間と、年末年始の令和4年12月24日から令和5年1月12日までの間に実施したところでございます。

この間、4万4308件の検査が実施されたところであり、ワクチンの接種歴と併せ、当該検査結果を活用することで、日常生活や経済活動における感染リスクの低減に寄与することができましたほか、住民の皆様が身近な場所で検査を受けられる環境の整備にも一定の効果があったものと考えております。

○滝口直人委員 次に、感染拡大傾向時の一般検査事業について伺います。

感染拡大傾向時の一般検査事業の内容と実績、その効果について伺います。

また、道外では、複数の都府県で、検査を受託した一部の事業者による過大請求が明らかになっています。道では、事業の実績確認をどのように行ってきたのか、伺います。

○山谷感染症対策局長 感染拡大傾向時の一般検査事業についてでございますが、本事業は、感染拡大時に住民が自らの感染に不安を感じる場合に、国の方針の下、オミクロン株の市中感染が確認されました令和4年1月から、5類移行までの本年5月7日までの間、実施してきたところでございます。

この間、90万2418件の検査が実施されたところでありまして、住民の皆様が自主的に検査を受けることは、感染リスクの低減や感染拡大の防止など、感染症対策を推進していく上で有効な手法の一つであったと考えており、一定の成果があったものと認識しております。

なお、補助金の額の確定に当たりましては、関係法令の下、補助金交付要綱等に基づき、実績報告書類の確認に加えまして、必要に応じ、電話確認や現地調査も行い、過誤申請等の際には直ちに是正を求めるなど、必要な対応を図ってきたところでございます。

○滝口直人委員 次に、地域外来・検査センターについて伺います。

この事業は、コロナ感染症が増加傾向にあった令和2年5月から本年5月まで実施されたものと承知しておりますが、改めて、地域外来・検査センターの設置目的や取組内容について伺います。

○清水拓也委員長 医療体制担当課長野田友二君。

○野田医療体制担当課長 地域外来・検査センターについてでございますが、本センターは、感染が拡大し、帰国者や陽性者との接触者が受診する医療機関、いわゆる発熱外来を担う医療機関への受診者が増加していた中、検査体制を拡充することにより、発熱外来を担う医療機関の負担軽減を図るという国の方針に基づき、令和2年5月から令和5年5月の間、道の行政検査としてのPCR検査を集中的に実施する機関として、郡市医師会や自治体などに委託して設置、運営してきたものでございます。

○滝口直人委員 次に、令和4年度の実績などについて伺います。

発熱等の症状のある方が円滑に検査を受けることのできる体制の確保は非常に重要であったと考えますが、令和4年度の設定箇所、検査件数の実績と、どのような効果があったと考えているのか、伺います。

○野田医療体制担当課長 令和4年度の事業実績などについてでございますが、道では、郡市医師会や自治体などへの委託により、帯広市や江別市など全道11か所に本センターを設置し、合計2万4788件の検査を実施したところでございます。

こうした中、感染拡大期には、一部の地域で、発熱外来である診療・検査医療機関に患者等が集中し、受診しづらい状況となっていたものの、このセンターの設置、運営によりまして、発熱等の症状のある方や濃厚接触者の方などが円滑に検査を受けることが可能となったほか、陽性となった場合には速やかに自宅等での療養につなげることができたなど、感染拡大防止や円滑な療

【第1分科会 11月10日 第3号】

養体制の構築に一定の効果があったものと考えております。

○滝口直人委員 次に、自宅療養者等支援事業について伺います。

道では、これまで、新型コロナウイルス感染症による感染拡大が進む中、自宅などで療養した多くの方々に対し、生活セットの提供やパルスオキシメーターの貸出しなどを展開してきたと承知していますが、事業目的などの概要について伺います。

○増川保健所支援担当課長 自宅療養者等支援事業についてでございますが、本事業は、新型コロナに罹患し自宅療養される方が安心して療養に専念できるよう、健康観察体制を強化することを目的として実施してきたものであり、具体的には、血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターなどの資機材の整備や、食料品の提供等による生活支援のほか、自宅療養者の健康観察等を行う職員を配置するとともに、自宅療養者に対し、外来医療費の公費負担をしてきたことに加え、保健所設置市に対して食事提供や在宅医療等の健康観察体制の整備に必要な経費を支援するなど、自宅療養される方々を支える取組を幅広く進めてきたところでございます。

○滝口直人委員 次に、令和4年度における事業はどのような取組をしてきたのか、その実績と成果について伺います。

○清水拓也委員長 地域支援担当局長岡村卓治君。

○岡村地域支援担当局長 令和4年度の実績などについてでございますが、自宅療養者の健康観察用としてパルスオキシメーターを新たに3万個購入し、延べ6万9702件の貸出しを行うとともに、外出ができない自宅療養者への生活支援として、食料品や日用品を詰め合わせた生活セットを延べ31万8846件配付したほか、自宅療養者の健康観察等を行う職員を162人配置するとともに、自宅療養者に対する外来医療費について、延べ84万3466人分を公費負担してきたところでございます。

また、保健所を設置する4市には、食事提供や在宅医療等の健康観察体制の整備に必要な経費を支援してきたところでございます。

道としては、こうした支援を通じまして、自宅療養される方々が安心して療養に専念できる環境づくりを進めることができたと考えているところでございます。

○滝口直人委員 次に、パルスオキシメーターについて伺います。

自宅療養者等に貸し出したパルスオキシメーターについてですが、常任委員会で、令和5年7月の時点で、約9000個が未返却であることが明らかになりました。道では、未返却の方々に対し、ホームページや文書により返却を呼びかけるとのことでしたが、現在の回収状況について伺います。

また、5類移行後は貸出しを終了しており、大量の備蓄があると思いますが、今後どのように活用していくのか、併せて伺います。

○増川保健所支援担当課長 パルスオキシメーターについてでございますが、道では、自宅療養の方々の健康観察のため、療養者への支援の一環として、血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターをこれまで延べ約11万5000人の方々に無償で貸し出してきた中、本年4月時点では

9246個が未返却となっていたものの、その後のホームページや個別文書による返却の呼びかけなどの結果、このうち、返却いただいたものが3866個、破損、紛失等により結果として回収不能となったものが5380個であったところでございます。

また、現在保有している4万4615個のうち、3万2435個は耐用年数が過ぎているものの、このうち、動作不良のないものにつきましては、支障のない範囲で今後の研修や訓練で活用することとし、耐用年数内の1万2180個につきましては、新たな感染症に備え、引き続き備蓄するなど、効果的に運用してまいります。

○滝口直人委員 次に、医療提供体制について伺います。

病床確保について、道では、これまで、感染症病床確保促進事業として、入院治療が必要な新型コロナ患者に対応するため、多数の医療機関の御協力により、必要な病床を確保してきたと承知しております。

感染症病床確保促進事業の具体的な事業内容について伺います。

○川上感染症対策課長 感染症病床確保促進事業についてでございますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の患者や疑い患者の方々に適切な入院医療を提供するため、道が策定した病床確保計画の下、あらかじめ空床ベッドを確保する場合に、その維持運営に要する経費について、医育大学である特定機能病院や一般病院といった医療機関の種別に加え、集中治療室や一般病床などの病床区分に応じた単価に基づき、支援するものでございます。

○滝口直人委員 次に、令和4年度における執行状況や実績、その効果について伺います。

○川上感染症対策課長 令和4年度の事業実績などについてでございますが、道では、病床確保計画の下、全道で2400床を超える病床を確保してきた中、215医療機関へ合計1179億4354万8000円を補助してきたところでございます。

医療機関において、新型コロナの患者の受入れのために必要な病床を確保するには、一般患者の受入れを一部制限する必要があるため、診療収入の減収といった影響が生じるところです。

道といたしましては、協力依頼により病床確保を進めてきた中、医療機関における機会損失を補填する本事業は、必要な病床確保を進めていく上で大きな効果があったものと考えております。

○滝口直人委員 次に、今後の病床確保について伺います。

国においては、10月以降、コロナ患者の受入れのために確保している病床に対する財政支援額を縮小する方針を示したと承知しておりますが、道では、今後、入院医療の体制確保にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 医療体制担当局長千葉修君。

○千葉医療体制担当局長 今後の入院医療体制についてであります。国では、令和6年4月からの通常の医療提供体制への段階的な移行に向け、先般、病床確保料の対象や期間を重点化しながら、冬の感染拡大にも対応しつつ、これまでの確保病床によらない形での入院患者の受入れをさらに進めるとの考え方を示しているところでございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

道では、こうした国の考え方の下、感染拡大期における人工呼吸器が必要な重症患者や酸素投与が必要な中等症患者等に対象を重点化した上で、病床確保料を交付するとともに、令和6年3月末まで延長することとして見直した移行計画の下、医療機関が参画する圏域連携推進会議など地域の協議の場を活用しながら、感染防止対策や設備整備の支援等も説明しつつ、理解促進を図るほか、関係団体の御協力もいただきながら、軽症や中等症、重症患者への対応など、地域の医療機関の役割分担を調整しつつ働きかけるなどして、幅広い医療機関で入院患者を受け入れる体制が確保できるよう努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、重症者対応体制確保事業についてであります。

まず、具体的な事業内容について、令和4年度の実績と併せて伺います。

○野田医療体制担当課長 重症者対応体制確保事業についてでございますが、本事業は、重症患者の増加に備え、人工呼吸器や体外式膜型人工肺、いわゆるECMOなどの高度な医療機器を正しく運用できる知識と技術を持った医療従事者を養成するため、令和3年7月から令和5年9月までの間、NPO法人日本ECMOnetなどに委託して研修事業を実施していたものでございます。

この事業では、道内の医療機関の医療従事者を対象に、ECMOの取扱いなどの知識習得のための講習や、実機を用いましたシミュレーション研修を実施してきたところでございまして、令和4年度では2回実施をし、6医療機関の医師、看護師、臨床工学技士、合わせて40人を養成してきたところでございます。

○滝口直人委員 次に、事業の効果について伺います。

本事業は、ECMOなど高度な医療機器を扱える医療従事者の養成を行っているとのことですが、道では、事業実施によりどのような効果があったと考えているのか、伺います。

○野田医療体制担当課長 事業の効果についてでございますが、道では、本事業の実施により、人工呼吸器や体外式膜型人工肺であるECMOを正しく運用できる医療従事者を養成したことによりまして、患者の命を救うことはもとより、重症患者の回復や医療の質の向上にもつながるなどといった効果があったものと考えております。

○滝口直人委員 次に、医療機関等の設備整備事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症包括支援交付金については、先ほどの病床確保事業以外にも、医療機関等への支援があると承知しておりますが、各事業の概要について伺います。

○川上感染症対策課長 医療機関等への支援事業についてでございますが、道では、国の交付金を活用し、新型コロナの患者への迅速かつ適切な医療を提供するため、必要な設備整備に助成してきたところでありまして、医療機関等への設備整備につきましては、コロナ患者専用の病床確保を行っている医療機関が超音波診断装置や生体情報モニターなどを整備する重点医療機関等設備整備事業、専用の個室を設定しコロナ患者を受け入れる医療機関が簡易陰圧装置や人工呼吸器などを整備する入院医療機関等設備整備事業、発熱者等の外来医療を提供している医療機関が簡易診察室や空気清浄機などを整備する外来対応医療機関設備整備事業、PCR検査等を実施する

検査機関等が検査に必要な機器を整備する感染症検査機関等設備整備事業、感染症指定医療機関以外で、感染症の疑い患者の診療体制を確保した医療機関に必要な医療資器材等を整備する感染疑い患者受入医療機関設備整備事業となっております。

○**滝口直人委員** 次に、これらの事業における令和4年度の実績はどのようになっているのか、効果も併せて伺います。

○**川上感染症対策課長** 設備整備事業の実績などについてでございますが、令和4年度は、重点医療機関に対しましては、超音波画像診断装置や生体情報モニターなどの整備として148億402万2000円、入院医療機関に対しましては、簡易陰圧装置や人工呼吸器などの整備として13億2408万7000円、外来対応医療機関に対しましては、簡易診察室や空気清浄機などの整備として61億3255万3000円、感染症検査機関等に対しましては、リアルタイムPCR装置などの整備として21億9161万3000円、感染疑い患者受入れ医療機関に対しましては、個人防護具や簡易診察室などの整備として7億1238万7000円を助成したところでございます。

道といたしましては、新型コロナの感染が長期化し、感染拡大の波が来るたびに感染者数が増加してきた中、医療を必要とする皆様が身近な医療機関で受診できるよう、地域の医療提供体制の強化に努めてきたところでありまして、これらの事業の活用を通じ、こうした体制が一定程度確保できたものと考えているところでございます。

○**滝口直人委員** これらの設備整備事業については、10月以降も継続されることとなっておりますが、一部の事業は9月末で終了となっているとのことですが、それらはどの事業なのか、また、影響はないのか、伺います。

○**山谷感染症対策局長** 9月までに終了した事業についてでございますが、国では、今年度当初、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金の取扱いを9月末までとしていた中、来年4月から通常医療での対応に移行するとの方針の下、当面、重点的、集中的な支援により、段階的な移行をさらに進めるとともに、冬の感染拡大にも備えるため、一部を除き、今年度末まで事業を継続することとしたところでございます。

こうした中、重点医療機関等設備整備事業と感染症検査機関等設備整備事業につきましては9月までに終了となったものの、重点医療機関は、これまでの確保病床によらず、より幅広い医療機関での入院対応を目指すため、重点医療機関の区分が廃止となったほか、感染症検査機関等設備整備事業は、5類移行に伴い、医療機関への行政検査の委託や、患者の自己負担分の公費支援の取扱いが終了したことに伴う所要の整理であるため、道といたしましては、これまでの整備の実績や10月以降の対応に係る関係団体との調整状況に鑑みても、大きな支障はないものと考えております。

○**滝口直人委員** 10月以降も継続することとなった事業についても今年度末で終了となる予定とのことですが、これらの事業は今後なくなっても影響は生じないものなのか、伺います。

○**山谷感染症対策局長** 令和5年度の設備整備事業についてでございますが、国では、来年4月から通常医療での対応に段階的に移行するとの方針の下、都道府県が策定する移行計画を来年3

【第1分科会 11月10日 第3号】

月末まで延長するとともに、対応医療機関のさらなる拡充に向け、入院医療機関等設備整備事業や感染疑い患者受入医療機関設備整備事業、外来対応医療機関設備整備事業の実施を来年3月末まで継続することとしたところでございます。

道といたしましては、事業終了後に支障が生じることのないよう、引き続き、新型コロナ診療の経験のない医療機関に対しまして、これらの事業の活用をはじめ、感染対策についてのガイドラインやコロナ対応の好事例なども周知しながら、患者の受入を丁寧に働きかけるなどして、幅広い医療機関で受診できる通常の医療提供体制への移行に向け、着実に取組を進めてまいります。

○滝口直人委員 次に、感染症検査機関等設備整備事業について伺います。

会計検査院は、令和5年度の実地検査において、有効性等の観点から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した感染症検査機関等設備整備事業により整備した次世代シーケンサーの活用状況について検査を行い、先般、その結果を厚生労働省に対し意見表示したと承知をしております。

この点について、以下、伺います。

感染症検査機関等設備整備事業の目的や整備対象設備の内容等、事業の概要と、今回、検査の対象となった令和2年度、令和3年度、さらには令和4年度の整備実績について伺います。

○川上感染症対策課長 感染症検査機関等設備整備事業についてでございますが、本事業は、新型コロナの検査体制の確保を目的とし、検査を実施する都道府県等の自治体や民間検査機関等が行います新型コロナウイルス感染の確定診断に必要なリアルタイムPCR装置、変異株の検出に必要なウイルスのゲノム配列を迅速に決定できる次世代シーケンサー、PCR検査よりも短時間で多数の検体を検査できる等温遺伝子増幅装置や、全自動化学発光酵素免疫測定装置の整備に係る経費が助成の対象となっております。

先般、会計検査院が、これらの事業が有効に使用されているかなどに着眼して検査し、その結果に関して厚生労働省に意見表示した次世代シーケンサーについては、道として、令和2年度は1か所に1台、令和3年度は5か所に8台、令和4年度は3か所に4台の整備に要する経費に助成などをしたところでございます。

○滝口直人委員 次に、会計検査院の意見表示について伺います。

会計検査院は、厚生労働省に対する意見表示の中で、例示として、北海道の活用状況について、行政検査を実施するための必要な検討が行われていない、情報共有が不十分であったとしていますが、道内の整備機器の活用状況について伺います。

○川上感染症対策課長 助成対象の機器の活用状況等についてでございますが、厚生労働省から示された交付金実施要綱では、民間の検査機関が次世代シーケンサーを整備する場合、必ずしも都道府県からの依頼による行政検査として実施しなければならないとは明記されておりませんが、道では、会計検査院から、厚生労働省に整備要件の趣旨を確認した結果として意見表示を行ったものである旨、説明を受けているところでございます。

道といたしましては、広域で医療資源が偏在する本道において円滑な検査体制を確保できるよう、事業者からの申請に基づき、厚生労働省の要綱に沿って整備に向けた支援を進めるとともに、必要な情報は担当部署間で共有していたものの、結果として、会計検査院が厚生労働省に対して意見表示した、個々の民間検査機関等に係る行政検査の依頼等の具体的な取扱いまでは検討していなかったものでございます。

○滝口直人委員 今回の会計検査院の意見表示について、道はどのように受け止めているのか、また、厚生労働省の動向や今後の道の対応について、併せて伺います。

○山谷感染症対策局長 会計検査院による厚生労働省への意見表示についてでございますが、会計検査院では、次世代シーケンサーを使用した検査は都道府県からの依頼を受けて行うものであり、それ以外の検査は交付目的の使用とは言えないとの意見を示しているものの、厚生労働省が示した交付金実施要綱では、必ずしも都道府県から検査依頼することを交付目的として明記していないことから、道としては、会計検査院の意見と交付要綱の取扱いとの間には、一定程度、相違する面があると受け止めているところでございます。

現時点で、厚生労働省からは意見表示に対する具体的な方針は示されていないものの、道では、これまで、新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返される中、円滑な検査体制の確保に向け、事業目的に沿って検査機器の整備を支援してきたものであり、今後とも、厚生労働省に本道の実情を伝えるなどしながら、その動向を見据えつつ必要な対応を検討してまいります。

○滝口直人委員 次に、保健所体制強化について伺います。

これまで、第6波、第7波、第8波と感染が急速に拡大する中で、道では、最前線で感染症対策を担う保健所の体制強化に取り組んできたことと承知しております。

業務を民間に委託するほか、会計年度任用職員などの人員を確保することで、保健所の業務負担を軽減するなどしてきたと思いますが、これまでどのような体制強化に取り組んできたのか、その成果と課題も含めて伺います。

○増川保健所支援担当課長 保健所体制強化事業についてでございますが、本事業は、保健所の感染症に係る即応体制の維持や業務効率化等を図ることを目的としており、昨年度、道では、感染症患者の搬送や車両消毒業務、検体回収・搬送業務等の外部委託化による保健所の業務負担軽減のほか、保健所職員が最新の知見や技能を習得できるよう、研修会の実施などにも取り組んだところでございます。

道としましては、感染拡大を繰り返す中、保健所の実情に即しながらこの事業を推進していくことで、地域の感染症危機管理の拠点としての役割や機能が一定程度、維持強化できたものと考えております。

こうした中、これまでのコロナ対応を振り返り、新たな感染症危機への検討をするために設置した北海道感染症対策有識者会議では、保健所業務が逼迫する中、その体制強化に当たっては、関係機関との役割分担が明確でない部分があり、調整が難航し、時間を要したこと等の課題について御意見をいただいているところでございます。

○滝口直人委員 次に、新たな感染症に対応した保健所の体制について伺います。

新型コロナウイルス感染症が5類になったことに伴い、2類相当時の様々な対応が終了や縮小していく中、日常生活も徐々にコロナ禍前に戻りつつあります。

今後、新たな感染症危機が発生した場合に備え、道として保健所体制をどのように強化していくのか、伺います。

○岡村地域支援担当局長 今後の保健所体制等についてでございますが、今年度、道が策定する感染症予防計画は、改正感染症法の下、国の基本方針に即して、これまでの新型コロナ対応を踏まえつつ、新たに、新興感染症等の発生・蔓延時における医療体制等の取組内容に加えまして、地域の最前線で実働する保健所の即応体制を確保することなど、その体制整備についても盛り込むこととしているところです。

このため、道としましては、今後も、コロナ禍における業務実態や現場の声も踏まえつつ、新興感染症の発生時等にも迅速かつ的確に対応できるよう、保健所において、市町村はもとより、関係機関とも連携しながら、訓練や研修、会議などを通じまして、顔の見える関係を構築するとともに、感染症の蔓延が長期間継続する場合においても、保健所が地域の感染症危機管理の拠点としての役割や機能を十分発揮することができるよう、その体制の維持確保に向けて検討を進めてまいります。

○滝口直人委員 次に、新たな感染症危機への対応について伺います。

これまで、新型コロナウイルス感染症における道の対応などについて伺ってまいりました。道では、これまで、様々な場面に对应すべく、その都度、対策を講じてきたとのことですが、いつまた今回のような感染症が発生するか分かりません。こうしたことから、現在、道では、これまでの新型コロナに係る取組の検証とともに、次期北海道感染症予防計画を策定中であると承知しております。

新型コロナに引き続き対応することはもとより、新たな感染症の発生時には、保健所体制だけではなく、病床や発熱外来の確保など、総合的な感染症対策が求められると考えますが、道としては今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 新たな感染症危機への対応についてでございますけれども、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ策定いたします次の感染症予防計画では、新興感染症の予防や発生・蔓延時の取組といたしまして、病原体等の検査能力や、入院、発熱外来の医療機関数、医療従事者の研修、訓練といった今後の備えについて、目標値の設定なども含めて的確に盛り込んでいくことが重要と考えているところでございます。

このため、その策定に当たりましては、北海道感染症対策有識者会議でのこれまでの取組に対する検証内容等のもとより、医療機関や福祉施設など地域で実働された方々の御意見や、保健所等の現場の声も生かしながら、広域分散型である本道の地域実情等も踏まえつつ、今年度、計画の協議等を行う場として新たに設置いたしました医療機関や関係団体で構成する北海道感染症対策連携協議会等で、専門・技術的な面も交えて熱心に御協議を重ねていただいているところでご

ございます。

道といたしましては、こうした有識者や専門家の方々の御議論や御意見を十分に伺いながら、平時における備えはもとより、感染症の蔓延が見込まれる場合であっても、医療機関や市町村などの関係機関との連携の下、保健・医療提供体制の速やかな確保が図られるなど、実効性のある計画となるようしっかりと検討を進めまして、道民の皆様の命と健康を守ることができるよう感染症危機管理体制の構築に努めてまいります。

○滝口直人委員 ただいま、感染症対策監より、今後、感染症の蔓延が見込まれる場合にあって、保健・医療提供体制の速やかな確保が図られ、実効性のある北海道感染症予防対策となるよう検討を進めていくとの御答弁がありました。

感染症はいつ起こるかも分からず、一たび感染症が蔓延となれば、社会が混乱し、平穏な日常生活が失われることとなります。引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応していただき、しっかりとした予防対策を講じるとともに、新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、速やかに危機管理体制を構築し、適時適切な対応をしていただくことをお願いいたします。

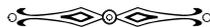
これまで、介護人材の確保に向けた質問、そして感染症対策に関する質問をしてまいりましたが、介護人材の確保に向けた委託事業の中で長期間にわたり過請求が行われたことについて、そして、今の感染症対策に関しては今後の対策について、改めて知事にお伺いしたいと思っておりますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○清水拓也委員長 滝口(直)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩



午後1時10分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 お疲れさまです。

通告に従いまして、以下、順次質問させていただきます。

まず最初に、シグマスタッフによる委託料過請求事案についてお伺いします。

8月に電通北海道による過請求事案が発覚し、第3回定例会で議論してきた経過があるにもかかわらず、今回、またまたシグマスタッフによる過請求事案が発覚したところでございます。同様な事案が相次いで発生していることに、まず、道としての責任を明確にする必要があると思っております。

【第1分科会 11月10日 第3号】

過日の保健福祉委員会では、このような過請求を複数の事業者が行っていたことを重く受け止めと答弁がありました。道としての落ち度について受け止めがあるのか、あるのなら責任の所在についてお伺いをします。

○清水拓也委員長 介護運営担当課長佐々木徳則君。

○佐々木介護運営担当課長 過請求事案についてでございますが、シグマ社においては、他の事業と区分して請求すべき経費や、当該委託業務ではない自社事業に要した経費を道に請求したことが明らかとなったものでございます。

道の委託経費と偽って記録の作成や請求書の整理が行われるなど、意図的な行為が行われていたため、現地調査時に発見することは困難であったものの、令和4年度までの道の委託事業において、このような過請求を複数の事業者が行っていたことについて重く受け止めております。

○小泉真志委員 道としての落ち度についての受け止めに伺いましたが、答弁がなかったということは、道には落ち度はなかったということなのか、そこを再度お伺いします。

また、そもそもシグマスタッフと契約をしたことに問題がなかったのか、併せてお伺いします。

○佐々木介護運営担当課長 シグマ社が行った過請求事案についてでございますが、令和4年度までの道の委託事業において、このような過請求を複数の事業者が行っていたことについて重く受け止めており、再発防止に努めていくことが重要と考えております。

なお、各年度の契約手続きにつきましては、道の関係規定に基づいて適正に行っているものでございます。

○小泉真志委員 まず、そもそもシグマスタッフと契約したときに、契約をするという部分は、一方的に相手側だけが勝手にするわけではないですよ。道も受けるという状況でありますから、やはり、双方に、その部分については、シグマスタッフを選んだという北海道の責任というのはあるのだというふうに思うのですよね。

その部分についてまずお伺いしたいことと、それから、重く受け止めるという意味が分からないのですよね。重く受け止めるということは、やっぱり、責任があるのだと思うのですけれども、その部分についての答弁を求めます。

○佐々木介護運営担当課長 シグマ社との契約についてでございますが、契約手続きにつきましては、道の公募型プロポーザル手続を経て事業者を選定しているところでございます。

また、このような過請求を複数の事業者が行っていたことにつきましては重く受け止めておりまして、再発防止に努めていくことが重要であると考えております。

○小泉真志委員 同じことを延々と繰り返すのかなと思いますけれども、大変申し訳ないのですが、この部分について、多分、これ以上は言っていないのかどうか分かりませんが、最初に、すみませんが、知事にちょっとお伺いしなければならない事案だと思いますので、忘れないうちに総括質疑に上げさせていただきます。

それで、この事案が発生して、多くの道庁の職員の方々がそれに対応しなければならないとい

う状況だと思うのですよね。ということは、本来業務とは違う業務を今やっているわけですよね。本当は本来業務をやればいいわけですがけれども、本来業務を併せてやっているかは分かりませんが、その部分で道政に影響が出ている、本当はこういう仕事をしなきゃならないのに、そこをやめて今はこの過請求事案に対応していると。そのことによって道民の方々に影響が出ていると僕は思うのですけれども、その部分について謝罪があるべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 このたびの過請求事案についてでございますが、私どもは、シグマ社が行いました過請求事案に対応する業務を一定程度行っていることは事実でございますが、通常業務ももちろん重要でございますので、それと両立する形で業務運営に努めているところでございます。

なお、こういった過請求事案を複数の事業者が行っていたということにつきましては重く受け止めており、再発防止に努めていくことが重要であるというふうに考えております。

○小泉真志委員 当然、通常業務もされていると。そして、それにプラスアルファでやっているという状況もあるでしょう。そうすると、当然、勤務時間内に収まらず、時間外勤務手当の部分も含めて、全部、道財政に関わってくると思うのですよね。

私は、今、皆様方は本当に道民の福祉のために働いていただいていると、多分、そのことを最優先にされていると思うのですけれども、もしかすると、このシグマスタッフの事後処理業務に当たることによって、その本来業務の部分に影響が出ているという可能性は本当はないのでしょうか。一生懸命やられていることはよく分かります。しかし、そういうことで、本来、福祉を受け取る側の方々が本当にちゃんとそういうサービスを受け取れているのか、受け取れていない人はいないのか、そういうことを考えたときには、かなり厳しい状況があるかなと私は思っております。この部分については、多分、ずっとやっても同じことの繰り返しだと思いますので、このことも含めて、知事に直接お聞きしたいと思えます。

それで、次の質問に参ります。

シグマ社に対する措置として、委託料の返還を求める、道の規定に基づく必要な措置を厳正に行うと答弁をされておりますが、具体的に必要な措置とは何なのか、お伺いします。

○佐々木介護運営担当課長 シグマ社への対応についてでございますが、道としては、今後、シグマ社に対し、委託料の返還を求めるとともに、一定期間、契約の相手方としないなど、道の規定に基づく必要な措置を厳正に行ってまいります。

○小泉真志委員 必要な措置とは、一定期間、契約の相手方としないということだそうですが、一定期間とはどの程度の期間を考えているのか、また、その決定はいつまでに出そうとしているのか、お伺いします。

○佐々木介護運営担当課長 シグマ社に対する措置についてでございますが、今後、道の関係規定に基づき必要な手続を進めるとともに、契約の相手方としない期間などを決定してまいります。

○小泉真志委員 やはり、事案が事案ですので、しっかりと精査をすることは大事ですが、早急に対応していただきたいというふうに思います。

次に、業務の停止についてお伺いをいたします。

今回の案件は、引継ぎマニュアルまでつくって過請求を行っていたということで、極めて悪質である、詐欺的行為と言っても過言ではないと思いますが、改めて道の認識を伺います。

また、その上で、悪質だとするのであれば、現在続いている業務を即時停止させるなどの措置が必要だと思いますけれども、所見を伺います。

○清水拓也委員長 福祉局長板垣臣昭君。

○板垣福祉局長 シグマ社への対応についてでございますが、このたびの事案は、長期にわたり、意図的に過請求が行われていたことを確認しております。

なお、委託契約書では、委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるときは契約を解除することができるかとされておりますが、一方で、年度途中で事業を中断することや委託先を変更することは、介護事業所はもとより、そうした事業所に派遣を希望する方にも大きな影響を与えますことから、こうした様々な影響などを総合的に勘案し、契約の継続の可否について早急に検討してまいります。

○小泉真志委員 保健福祉委員会の答弁とほぼ変わりません。

早急という言葉はありましたが、この早急というのは、皆様方としてはどのぐらいを目途に考えているのか、お伺いをします。

○板垣福祉局長 契約の継続の可否に係る検討についてでございますが、契約を解除した場合の様々な影響などを総合的に勘案する必要性があり、具体的な日付については定めておりませんが、早急に検討してまいります。

○小泉真志委員 次ですが、さきの保健福祉委員会で、少なくとも5年間、あるいはそれ以上もの間、道側に本事案を見抜けなかったのはどこに原因があるのかという問いに対しまして、毎年度、現地調査において実績報告書などを確認しているが、検査時に発見は困難と答弁をされたことと承知しております。ということは、このような不正は見抜くことはできないと言っているのと変わりはないというふうに思いますが、その認識でよいのか、確認をさせてください。

また、不正を見抜けないのであれば、強力な抑止力を行使するか、今回のような良心的な方の告発を期待するしかないと考えますが、併せて所見を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 現地調査等についてでございますが、道では、毎年度、委託業務完了後に提出された実績報告書の確認のため、現地調査において、毎月の業務記録簿、物品購入の請求書や口座振込記録など、様々な書類で支出を確認していたものの、苫小牧市との重複請求は、市の関係書類がなければ確認できず、自社事業に要した経費についても、委託業務の経費と偽って記録の作成や請求書の整理が行われるなど、意図的な行為があったため、現地調査時に発見することは困難であったものでございます。

このため、受託者への牽制機能を働かせることが重要と考えており、必要に応じ、委託期間中

における関係書類の徴取や現地調査を実施するとともに、源泉徴収票等の公的書類を活用して人件費の確認を行うなど、委託業務の適正な執行に努めてまいります。

○小泉真志委員 答弁では、受託者への牽制機能を働かせることが重要、そして、委託期間中における現地調査を実施するとしておりますが、本当に大丈夫なのでしょうか。委託期間中に抜き打ちの現地調査を考えているようでありますが、例えば、この抜き打ちの現地調査の情報を手に入れて、この状況をくぐり抜けるといったことは考えられないのでしょうか。

行政としてやれることはしっかりやっていただくということではありますが、やはり、抑止となる、例えば、違反に対しては重大なペナルティー等をかけるべきではないかと私は考えますが、所見を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 道の対応についてでございますが、まず、先ほど御答弁申し上げた、一定期間、契約の相手方としないといった措置について早急に検討を進めてまいりますとともに、関係機関と協議をし、告発等の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○小泉真志委員 その手法も大事だと思うのですけれども、告発というのは、やはり、何かがあったときにこうするという部分だと思うのですね。事前に、例えば、違反が見つかった場合には契約金の何倍かを支払わせますよとか、やっぱり、そのようなペナルティー、いろいろな法的な部分はあると思うのですけれども、そういうことをしっかりと明示していくことが、こういう事案を再発させないことの一つになるのではないかと考えております。当然、皆様方が考えている現地調査等は非常に重要な部分だと思いますけれども、ぜひ、そこら辺については、今後も意見交換をさせてもらわなければならないと思います。

次に、再発防止策について伺ってまいります。

再発防止策につきまして、道は、他の事業者への対応としまして、契約上の留意事項を記載したリーフレットを既に送付していると。今後は、必要に応じて、委託期間中における関係書類の徴取、現地調査の実施、公的書類を活用した確認などを行い、委託業務の適正な執行に努めると答弁をされました。

先ほども指摘をさせていただきましたけれども、さきの保健福祉委員会においても、現地調査において実施報告書などを確認しているが、検査時に発見は困難という答弁がありました。これでは本質的な解決にはならないというふうに私は思っております。

改めて伺いをしますが、どのような再発防止策を講じていくのか、伺います。

○佐々木介護運営担当課長 事業者への対応についてでございますが、委託業務における適正な執行の確保に係る出納局長通知を踏まえ、事業者に対して、準委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるなど、契約上の留意事項を記載したリーフレットを既に送付しているところでございます。

今後、契約時において、準委任契約の内容や契約内容に応じた留意事項について説明を行うほか、必要に応じて、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査の実施等を通じて受託者への牽制機能を働かせるとともに、源泉徴収票等の公的書類を活用した確認などを行い、委託業務の適

正な執行に努めてまいります。

○小泉真志委員 もう一度お伺いさせていただくのですが、私は、やはり、抜け道があるのだというふうに思っているのです。先ほども言いましたけれども、委託期間中の実地調査についての情報を何らかの方法で手に入れて、それに対応する企業がいたりとか、もっと言いますと、契約解除をされた企業が、道の委託ができない期間、会社の名称を変えて新たな契約に参入してくる、そういうことについてはなかなか対応できないのではないかというふうに思うのです。

そういう抜け道を探ってくるような企業に対して、やはり、抑止力が必要で、何らかの再発防止策を立てるべきだと私は思いますけれども、所見を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 事業者への対応についてでございますが、事業者への牽制機能を働かせることが重要であると私どもも考えております。必要に応じた委託期間中における関係書類の徴取のほか、抜き打ちの現地調査を実施することなどが大切であると考えております。

○小泉真志委員 今後もこの部分についてはしっかりと主張させていただきたいというふうに思っておりますので、また意見交換をさせていただきたいと思っております。

次に、シグマ社への今後の対応についてお伺いをします。

シグマ社への今年度の委託業務については、9月までの実績を道に報告させ、今月中に現地調査を実施するとしておりますけれども、これだけでよいのでしょうか。

道は、2015年度に福祉・介護人材雇用支援事業、2016年度から2017年度にかけて潜在的介護職員等活用推進事業をシグマ社へ委託をしておりますが、この3年間については調べないのでしょうか。その部分についてお伺いをします。

また、今後、同様なことが繰り返されないよう、徹底的な調査、検証を行うために、強制力のある道警の力を借りるべきではないかと考えます。道は、刑事告発について、告発等の必要性について検討と答弁をされておりますけれども、今回の案件は、道に対する道民の信頼を大きく失墜させる行為であります。今回のような過請求事案が発生しても、委託料の返還や、一定程度、道との委託について我慢すればオーケーなどと事業者にも思われている、そんなことも考えられることから、このような案件が繰り返されるのではないのでしょうか。

今後、再発防止策の一環として、やはり、厳しく対応するため、刑事告発を速やかに行うべきと考えますが、所見を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 平成29年度以前の調査等についてでございますが、道は、シグマ社に対し、委託開始年度から令和4年度までの調査を指示したところでありますが、シグマ社においては、委託契約に定める保存年限を経過した平成29年度以前の関係書類については廃棄済みであり、道においても確認できなかったものでございます。

また、道といたしましては、関係機関と協議し、告発等の必要性について検討してまいります。

○小泉真志委員 2015年度から2017年度の方は書類がないということなのですかけれども、その部

分が本当なのか。それはシグマ社が言っていることだというふうに思いますが、もしかすると、どこかに隠蔽されているというようなこともあるかどうか分かりませんが、そういうことを含めて、やはり、警察のお力を借りるということも必要ではないかというふうに思います。

次に、不正に対する抑止力についてであります。4月27日に匿名の投書があり、5月29日にシグマ社に関係書類の提出を指示されたということでもありますけれども、この時点で道警に捜査を依頼すべきではなかったかというふうに私は思っております。

この対応も不正に対する抑止力の一つとなると考えますが、所見を伺います。

○佐々木介護運営担当課長 道の対応についてでございますが、4月27日の道への投書は匿名であり、まずはその内容が事実かどうかを道として見極める必要がありましたことから、苫小牧市に対し書類の提出を求め、道と苫小牧市で情報共有し、5月29日にシグマ社に関係書類の提出を指示したところでございます。

以後、委託者である道と苫小牧市が連携し、過請求に係る事実関係の精査を進め、過請求の疑いを確認したことから、9月15日に同社に対し文書で調査を指示し、10月23日に同社からの調査結果を受領した後、10月30日まで道と苫小牧市により現地調査を行い、意図的に過請求を行ったものであることを確認したところでございます。

今後、関係機関と協議し、告発等の必要性について検討してまいります。

○小泉真志委員 道警や道の顧問弁護士に相談をしたのはいつなのか、そしてまた、この判断がどうであったのか、お伺いします。

○佐々木介護運営担当課長 告発等の必要性につきましては、今後、関係機関と協議をし、告発等の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○小泉真志委員 この部分についても、今後またお聞きをしていこうと思います。

最後に、知事の責任について伺います。

8月に電通北海道による過請求事案が発覚し、第3回定例会で議論して再発防止策を講じてきた矢先に今回の事案が発覚しました。これは、道民の信頼を大きく失墜させる行為であります。過請求を行った事業者はもちろん悪く、ペナルティーが科せられるべきであります。一方で、道の最高責任者の知事の責任も問われるべきと考えますが、所見を伺います。

○清水拓也委員長 保健福祉部長道場満君。

○道場保健福祉部長 このたびの事案に対する道の受け止めについてでございますが、このたびの事案は、道民の皆様の信頼を大きく失墜させる悪質な行為であり、極めて遺憾でございます。

令和4年度までの道の委託事業において、このような過請求を複数の事業者が行っていたことを重く受け止め、こうした事案が再び起こらないよう、契約時における十分な説明や委託期間中における関係書類の徴取、公的書類を活用した確認などを行い、高い意識を持って再発防止に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 悪いのはあくまでもシグマスタッフで、100%悪いということだと思っておりますけれども、本当にそうなのかというふうに私は思っております。

【第1分科会 11月10日 第3号】

契約は、先ほども言いましたけれども、両者の合意によってなされるということです。そこを見抜けなかった側にも全く問題がなかったのかという部分については、疑義を挟むところであり、プロポーザルに対しても、もう1者参加していたのだから、もしかすると、その事業者を選んでいけばこんなことにならなかったということも考えられます。

この案件については、多くの道職員が本来業務と並行してこの案件処理に忙殺されているというふうには認識をしております。道政の停滞によって道民に迷惑がかかっているというふうには思っておりますので、この部分につきましては、改めて知事にお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件については終わりました、次の質問に移らせていただきます。

次は、道立高等看護学院における看護師養成についてお伺いをします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2019年から、世界中の医療従事者は、自らの命と安全を顧みず、日夜、患者さんに付きっきりで看護に当たりました。それは日本でも同様であり、これまでも日本では看護師不足が叫ばれておりましたが、この声はコロナ禍では強まる一方でありました。そのような状況から、看護師養成学校を設置している道への期待は高まりを見せていることから、伺ってまいります。

まず最初に、道立旭川、江差、紋別高等看護学院の1間口40人定員の2019年から2022年の受験者、入学者、卒業者のそれぞれの人数を伺います。

○清水拓也委員長 看護政策担当課長佐藤行広君。

○佐藤看護政策担当課長 道立高等看護学院の看護学科の入学者数等についてであります。旭川は、令和元年度、受験者140名に対し入学者36名、2年度は152名に対し36名、3年度は119名に対し29名、4年度は109名に対し18名となっており、卒業者は、令和元年度が30名、2年度が32名、3年度は36名、4年度は36名となっているところであります。

次に、紋別は、定員30名であります。令和元年度、受験者67名に対し入学者18名、2年度は44名に対し22名、3年度は41名に対し14名、4年度は29名に対し12名となっており、卒業者は、令和元年度が18名、2年度は23名、3年度は18名、4年度は23名となっているところであります。

次に、江差は、令和元年度、受験者43名に対し入学者16名、2年度は55名に対し19名、3年度は44名に対し11名、4年度は23名に対し8名となっており、卒業生数は、令和元年度が24名、2年度が24名、3年度は11名、4年度は12名となっているところでございます。

○小泉真志委員 少子化の波はどの分野に対しても大きな影響を与えていると言われておりますけれども、昨今、看護師に対するニーズが高まる中、定員に満たない受験者数が続く要因をどのように捉えているのか、お伺いをします。

○佐藤看護政策担当課長 受験者数が定員に満たない要因についてであります。紋別高看や江差高看では、令和4年度から受験者数が定員を下回っており、その要因といたしましては、近年の地域における若年人口の減少や、学生の大学志向、都会志向の高まりなどに加え、ハラスメン

ト事案の影響があったものと考えているところでございます。

○小泉真志委員 特に江差など、去年から今年にかけて大きく減っているという状況は、やっぱり、ハラスメント事案等が大きく影響しているというふうに思っております。

次に、江差高等看護学院における教員のパワハラ問題が報道されてから久しいのでありますが、高等看護学院の教員の資格は、ある程度、看護師等の経験を積み、道の研修を受けた方が教員になれると伺っております。

どのような資格を取得し、高等看護学院の教員になっているのか、お伺いをします。

○佐藤看護政策担当課長 看護教員の資格についてであります。看護教員の資格については、国の「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」で規定されており、保健師、助産師、看護師として5年以上業務に従事し、国が承認した専任教員養成講習会を修了した者、または、看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者、あるいは、保健師、助産師、看護師として3年以上業務に従事し、大学において、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうち、合計4単位以上を履修して卒業した者、または、大学院においてこれらの教育に関する科目を履修した者とされているところでございます。

○小泉真志委員 では、2022年度、その資格を取得した人数と研修費用等、要した費用はどうなっているのか、お伺いをします。

○佐藤看護政策担当課長 教員の資格取得に係る研修費用についてであります。令和4年度に専任教員養成講習会を修了しました道立高看の教員は1名であり、8か月間に及ぶ講習会の受講に係る負担金と旅費を合わせ、104万8440円の執行となっているところでございます。

○小泉真志委員 1名ということで、もう少しいるのかと思ったのですけれども、なかなかそういうことは難しい部分があるのか、その辺りもまた検証していただきたいというふうに思います。

次に、研修についてであります。看護師養成学校の教員は、学生に対して技術だけを教えるのではなく、人格の形成にまで関わる仕事であることから、自らも基本的人権など人間として必要な認識を持ち合わせていなければならないはずであります。道として、これらの研修を教員にどのように実施しているのか、お伺いします。

○佐藤看護政策担当課長 教員への研修についてであります。道では、国が看護基礎教育の充実向上を目的に策定しております専任教員養成講習会実施要領に基づくガイドラインに沿って、道立高看のほか、道内の看護師等養成施設の教員を対象に、およそ8か月間、675時間に及ぶ専任教員養成講習会を実施しているところであります。

また、道内の看護師等養成施設の教員の資質向上のため、新任期、中堅期のキャリア別に、教育的な関わりなど教育実践能力の向上を目的とした研修を、北海道看護教育施設協議会へ委託して実施しているところであります。

このほか、今般のパワハラ事案の発生を受け、令和3年度からは、道立高看合同で、人権擁護

【第1分科会 11月10日 第3号】

の専門家などを招聘し、人権意識の向上やアンガーマネジメントなどの研修を開催するなど、学生から信頼される看護教員の資質向上を進めているところでございます。

○小泉真志委員 今、人権意識の向上やアンガーマネジメントの研修を開催しているというふうに答弁がありましたけれども、この研修の頻度とか内容、そしてまた、悉皆研修になっているのかについてお伺いをします。

また、専任教員養成講習会においても、今回、この江差の事案がございましたので、道独自の措置として、人権を取り扱う授業をカリキュラムに入れるべきと考えますが、併せて所見を伺います。

○佐藤看護政策担当課長 研修についてであります。道立看護学院の教員を含め、職員全員を対象として研修を実施しております。人権意識の向上のための研修では、法務局の人権擁護の担当者や弁護士を講師に招き、ハラスメントの基礎事項や人権擁護と適切な指導などの内容で研修を年2回実施しているところでございます。

また、アンガーマネジメント研修につきましては、アンガーマネジメントとは怒りの管理方法という意味でありまして、怒りの感情と上手に付き合うための心理教育または心理トレーニングを、専門家講師を招き実施しているところでございます。

また、人権を尊重した授業についてであります。道では、今般のハラスメント事案を踏まえ、昨年5月、厚労省に対し、教育機関におけるハラスメントや人権侵害に対する意識を培うことを国のガイドラインに明記するよう提案したところでございます。

また、道が実施する専任教員養成講習会においては、若者の特徴を理解し、信頼関係を深める関わり方を学ぶ講義のほか、ハラスメントの具体的事例や、学生の主体性を尊重し、自己肯定感を高める関わり方などの講義を実施しているところであり、今後も引き続き人権意識を高められる研修内容となるよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次に、江差高等看護学院では、職員のパワハラ問題が発覚し、処分が決定するまで、加害教員は学生に対して授業をしないというふうになっていたと伺いましたけれども、その間、どのような業務に従事していたのか、お伺いをします。

○佐藤看護政策担当課長 パワハラ事案に係る加害教員についてであります。道では、第三者調査委員会の調査書を受けて以降、加害教員については、次の人事異動等の時期まで、授業などの学生と直接接する業務は行わないこととし、その間の業務は、実習室や図書室、教材教具などの物品の管理や外部講師への対応、授業用資料の準備、実習施設との調整などを行っていたところでございます。

○小泉真志委員 その間、教員の補完はどのように行っていたのか、お伺いします。

○佐藤看護政策担当課長 教員の補完についてであります。授業については、学生の教育に支障がないよう、他の道立高看の教員が遠隔授業を行うほか、専門科目の授業については、教員資格のある元職員や大学の教員などを非常勤講師として雇用し、対応したところであります。

また、実習指導においては、看護師資格のある道立病院局の職員を併任発令し、江差高看の業

務に従事していただいたところでございます。

○小泉真志委員 新入生の確保についてお伺いをします。

常時、高等看護学院の教員の成り手がいないということを聞いておりますし、さらに、わざわざ遠隔地の高等看護学院にまで集中講義のためにいらしてくださる先生方も少ないとお聞きをします。講師の確保もなかなか大変だということでもあります。江差高等看護学院のパワハラ問題も、自殺した学生の遺族への対応のまずさから解決が長引きそうだという現状であります。

新年度の入学生の確保に向けて、どのような努力をしてきたのか、お伺いをします。

○清水拓也委員長 地域医療推進局長古川秀明君。

○古川地域医療推進局長 学生の確保についてでございますが、今般の教員による学生へのハラスメント事案を踏まえ、江差高看におきましては、専任の学院長や事務職員の副学院長を配置するなど組織体制を見直しますほか、学生から信頼される教員の育成や、学生、保護者の皆様との信頼関係の構築、学校関係者評価会議で外部の方々から御意見を伺うなど、開かれた学院運営に取り組んできたところでございます。

また、各道立高看では、地域の高等学校への積極的な訪問はもとより、学生が参加をいたしました学院の紹介動画の作成や、地域の関係者の皆様と連携したオープンキャンパスを開催するなどの取組を進めてきたところでありまして、引き続き、学生の確保に努めてまいります。

○小泉真志委員 パワハラ問題の解決が長引きそうな中、これらの取組を一生懸命やられていると思うのですが、本当に学生の確保がなされるのでしょうか。やっていることは否定しません。ただ、私が今お聞きした部分で考えますと、正直言いますと、高校とか専門学校、上級学校等でやられているようなものに見えるのですね。もっと踏み込まないと駄目だというふうに思うのですが、学生を確保できるとお考えなのか、改めてお伺いします。

○古川地域医療推進局長 学生の確保についてでございますけれども、道におきましては、先ほど御答弁させていただいた取組はもとより、地域に開かれた学院運営の取組、また、安心して学べる学院のPRというところに加えますと、これまでも、推薦入学の選考基準の見直しですとか、道立高看の間で併願ができる制度、また、2期試験、いわゆる2次募集でございますけれども、そういったものの実施など、受験者の拡大に取り組んできたところでございます。

また、こういうことに加えますと、将来、道内で看護業務に従事をしていただくという学生さんに対して、北海道ですとか地元自治体を実施いたします修学資金貸付制度、そういうものを活用して、経済的な心配をせずに安心して修学できるというようなところもPRするなどしまして、引き続き、学生確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小泉真志委員 それでは、最後でありますけれども、今後に向けて、看護師への社会的ニーズが高まっても、道立の看護学院には受験希望はしたくないという声をどのように払拭していくかがとっても大事になると思います。道立の高等学校ならば、2年続けて1桁の入学者数ならば募集停止になります。つまり、江差高等看護学院がもし今年も入学者が1桁だったら募集停止になる、そういう危機感を皆さんも共有していただきたいと思っております。

2024年度の入学者確保に向けて、部長の決意を伺います。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、広域分散型の本道におきましては、看護職員の地域偏在が課題となっており、道立高等看護学院の役割は重要と考えております。

このため、各道立高看においては、これまでのハラスメント事案を教訓として、人権意識の向上を図るための研修を実施するとともに、目安箱の設置や定期的なアンケート調査を行うほか、保護者の方も参画する学校関係者評価会議で外部の方々からの御意見を伺いながら学院運営の適正化に取り組んでおり、積極的な高校訪問や地域活動への参加などにより、地域に開かれた安心して学ぶことのできる環境に変わったことをPRしているところでございます。

道といたしましては、引き続き、学院が地域医療を担う看護職員の養成確保という重要な役割を果たしていけるよう、学生の皆様が安心して学べる環境の整備や運営改善に不断に取り組み、学生の確保に努めてまいります。

○小泉真志委員 今、部長から答弁がありました。キーワードは安心だと私は思っております。一番肝腎なことは、学生にとって道立高看が安心して学べる場所なのだとすることを証明していかなければ、学生たちは戻ってこないというふうに思っております。ぜひ、日本で最も人権が尊重されている学院なのだとことを目指して取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。この部分については、直接、知事にお伺いをしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

では、最後の議題について質問をさせていただきます。

2022年度定期監査結果報告書におきまして、不適切な会計処理等として指摘されていた生活保護に係る事務処理遅延事案等について質問してまいります。

今回、監査委員から指摘されました、生活保護に係る事務処理遅延事案の内容について伺います。また、今回の事案は、根室振興局と渡島総合振興局において発生しているわけですが、それぞれの発生経緯についてもお伺いをします。

○清水拓也委員長 保護担当課長田原良英君。

○田原保護担当課長 不適切事案の内容等についてであります。令和元年度から3年度までの3年の間に生活扶助費等の支給が過大となっていたものが、根室振興局で11世帯24件、210万3366円、渡島総合振興局では33世帯51件、276万3359円、生活扶助費等の支給が過小となっていたものが、同じく順に、7世帯10件、61万3522円と、25世帯28件、27万4662円、一時扶助費が未支給となっていたものが、同じく順に、8世帯34件、50万1962円と、1世帯12件、3万7060円、医療費等が未払いとなっていたものが、同じく順に、6医療機関等23件、10万5709円と、1医療機関17件、4万700円でございます。

また、今回の事案の発生経緯は、いずれも、事故者本人が自分一人で事務を処理すべきと考えて抱え込み、一方、管理者である上司につきましては、事務処理の遅延に薄々気づいていたにもかかわらず、事務処理マニュアルに基づく適切な文書管理を怠っていたため、その全容を把握できないまま放置し続けた結果、事故者本人の人事異動による事務引継ぎにおいて、未処理となっ

ている多量の書類の存在が明らかとなり、本件事案が発覚したものでございます。

○小泉真志委員 今回は、人事異動において本事案が判明したということでございますけれども、生活保護受給者とか関係機関からの問合せはなかったのでしょうか。

○田原保護担当課長 今回の不適切な事務処理事案につきましては、保護受給者御本人や医療機関等から、事故者であるケースワーカーに対し、問合せがあったものの、一人で抱え込み、管理職には報告をしておらず、発生当時、組織として把握はしていなかったところでございます。

○小泉真志委員 それでは、一時扶助費の未支給などの事案が発覚した後、どの程度の期間で処理をしたのか、お伺いをします。

○田原保護担当課長 事後処理の対応についてであります、関係機関への未払いにつきましては、いずれの振興局におきましても、事案が発覚した月内に支払いを完了しております。

また、一時扶助の未支給や過少支給につきましては、対象世帯に謝罪し、御理解をいただいた上で、根室振興局は発覚の翌々月までに、渡島総合振興局は翌月までに処理を完了しております。

○小泉真志委員 事務処理の遅延や未処理などの不適正事務の発生は、生活保護受給者の生活に不利益を与えるばかりでなく、生存権を脅かす重大な事案であります、なぜこのような事案が発生するに至ったのか、原因をお伺いします。

○田原保護担当課長 発生の原因についてであります、今回の事案は、文書を収受した後の事務処理について全て担当ケースワーカーに任せっきりになってしまったことや、上司が体調不良のため、コミュニケーションが取りづらい職場環境であったことに加え、係内で病休等による休職者が複数発生していたことなどから、担当ケースワーカーや査察指導員、管理職の業務負担が増え、組織として適切な進行管理ができていなかったことがこのような事態に至った主な原因であると分析しているところでございます。

○小泉真志委員 これまでも、職員の不祥事の再発防止については機会あるごとに注意喚起や指導の徹底が図られてきたと思いますが、今回、どうしてこのような事務処理遅延事案が発生したのか、所見を伺いたいと思います。

また、本事案が発生してから現在まで、再発防止に向けてどのような対応を行ってきたのか、お伺いをします。

○田原保護担当課長 再発防止策についてであります、道では、これまで、生活保護の適正な実施を図るため、訪問調査活動に係る計画の策定、福祉事務所内の情報共有などを記載した事務処理マニュアルを定めた上で、組織的な運営管理の徹底を図ってきたものの、今回の事案については、管理職による処理状況の点検が十分に行われなかったことや、休職者が複数発生し、管理職の業務負担が増え、マニュアルが遵守されなかったことなど、組織として本来の取組が徹底されていなかったことがこのような事態に至った原因であると考えております。

道では、今回のそれぞれの事案が発覚後、直ちに、全ての振興局に対しまして、文書収受及び処理状況の適切な把握や組織的な運営管理の強化について通知するとともに、会議を開催し、周

【第1分科会 11月10日 第3号】

知徹底を図ったほか、毎年度、実地で実施しております生活保護法施行事務監査の場を通じまして、管理職による業務マネジメントの徹底や、風通しのよい相談しやすい職場環境づくり、さらには、事務処理遅延等のおそれがあり、配慮を要する職員への個別具体的な対応について指導を行うなど、再発防止に向けた取組の強化を図ったところでございます。

○小泉真志委員 根室の事案での発生原因には、上司とはコミュニケーションが取れておらず、相談もできずというふうにありました。一方、今年の6月に出された通知には、本人から相談できるような上司、周囲に相談しやすい環境づくりに配慮するというふうに記載されています。問題が発覚するたびに繰り返される文言ですが、これが再発防止と言えるのかということをお伺いします。

また、渡島の事案につきましては、上司が体調不良、それから、係内の病気休職者が複数発生というふうにあります。体調の部分なのか、心の部分なのかについては分かりませんが、そもそも業務過多等がなかったのか、その部分についてお伺いをします。

○田原保護担当課長 再発防止に向けた取組等についてであります。このたびの事案を分析した結果、職員間の事務進捗状況の確認不足や職場内コミュニケーション不足が主な原因であったことから、風通しのよい相談しやすい職場環境づくりや管理職による業務マネジメントの徹底などが、再発防止に向けた取組の根幹であるものと認識をしております。

このため、道では、事案発覚後、文書收受及び処理状況の適切な把握のほか、組織的な運営管理の強化など、再発防止に資する取組について、複数回、通知をするとともに、全道社会福祉課長・出張所長会議を開催し、上司や周囲に相談しやすい職場環境づくりに配慮するよう周知を図ったところであります。

また、各振興局におけるケースワーカーの定数につきましては、毎年度、社会福祉法に基づきます標準数を適正配置しており、定数上の不足は生じていなかったものの、今回の事案につきましては、病休等による休職者が複数発生し、管理職等の業務負担が増えたことなどにより、組織的な対応が図られなかったことから、今後、休職者の複数発生など不測の事態が発生した場合には、他の係からの応援職員を配置するなど、再発防止に向けて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○小泉真志委員 このような不祥事は、道民からの信頼を著しく損ないかねず、今後、同様の事案が起こることのないよう取り組まなければなりませんけれども、最後に、部長の決意をお伺いします。

○道場保健福祉部長 今後の取組についてでございますが、今回の不適切な事務処理事案におきましては、保護費の未払いや過大・過少支給などを生じさせ、保護を受給されている方々の生活に不利益を与えたことを道として大変重く受け止めており、御迷惑をおかけした受給者や関係機関の皆様におわびを申し上げます。

法定受託事務である生活保護制度は、道民の皆様の暮らしに直結している対人援助サービスであり、お一人お一人に寄り添った取組を進め、最後のセーフティーネットとして適正に運用を図

り、その期待に応えなければいけないと考えております。

このため、道では、福祉事務所職員を対象とした、事務の適正実施のための研修を開催するほか、毎年度、実地で実施する生活保護法施行事務監査の場を通じ、マニュアルの遵守や、管理職による業務マネジメントの徹底に努めるなど、今後もこうした取組を不断に進め、不適切事務の再発防止や適正な事務執行に努めてまいります。

○小泉真志委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、生活困窮者支援についてお伺いをしたいと思います。

まず、北海道の貧困状態についてお伺いをします。

2013年度からの生活保護基準の大幅な切下げが受給者の生活を脅かしております。日本の生活保護の捕捉率は約2割と言われておりますが、まず、北海道の生活保護の捕捉率についてお伺いをします。

また、日本の相対的貧困率は15.4%であるというふうに発表されておりますから、全国で約1850万人ほどが相対的貧困だと考えられます。しかし、生活保護受給者は、全国で202万人にすぎません。日本の生活保護の捕捉率が約2割だとすると、生活保護を必要とする人は約1000万人に上るはずで、800万人以上の方が、生活保護受給資格があるにもかかわらず、受給をされていないという状況であります。

相対的貧困率から考えますと、1600万人以上の方が、生活保護基準ぎりぎりの中で生活していると考えられますが、北海道において、生活保護の受給要件を満たしているにもかかわらず、保護を受給していない方がどの程度いるのか、お伺いをします。

○田原保護担当課長 捕捉率などについてであります。捕捉率とは、生活保護の受給要件を満たす世帯のうち、実際に生活保護を受けている世帯の割合を示しているものと考えますが、生活保護の申請がなされなければ、資産の状況や扶養義務者の状況などの調査、稼働能力の把握ができなため、捕捉率の把握は困難と考えます。

なお、道としては、生活保護法の第4条に基づき、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の受給要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある世帯に確実に保護を実施することが重要であると考えております。

○小泉真志委員 捕捉率は難しくても、それでは、道内の相対的貧困率及び相対的貧困の状態にある方々がどれぐらいいらっしゃるのかを伺うとともに、このことに関する道の認識を伺います。

○田原保護担当課長 相対的貧困率と生活保護の関係についてであります。相対的貧困率の基準額と生活保護の基準額が異なることに加えまして、生活保護につきましては、先ほど申し上げましたとおり、所得以外に、資産ですとか扶養義務者の状況、稼働能力など保護の受給要件を満たす必要があるため、相対的貧困状態にある方の人数と保護受給者の数の差を評価することは困難であると考えてございます。

しかしながら、道としては、保護の受給要件を満たし、かつ保護を受給する意思のある世帯に

【第1分科会 11月10日 第3号】

確実に保護を実施することが重要であると考えております。

○小泉真志委員 日本の相対的貧困率については、厚生労働省から15.4%と出されております。

北海道はどのぐらいであるのか、それを計算するとどのぐらいいるのかということを知っているのですけれども、再度、お答えいただきます。

○田原保護担当課長 相対的貧困率についてでございますが、現在の北海道の人口は約514万人でございます、全国の相対的貧困率15.4%を当てはめました場合、約79万人、道内の被保護者数は約15万人でございます、その差は64万人でございます。

しかしながら、生活保護につきましては、資産や扶養義務者の状況、稼働能力などの把握が必要であることから、一概に相対的貧困率と生活保護を対比することは困難と考えてございます。

○小泉真志委員 今言われたように、全国の相対的貧困率が15.4%であって、それを北海道に当てはめると79万人ということ、そして、道内では生活保護を受給している方が15万人ということでした。それが全て一致するというふうには私は言っているわけではなくて、この部分は重なる部分が結構あるのではないかとこのことを指摘させていただいているわけでありまして。

だから、生活保護を受ける可能性がある方々が受けられていないという実態を、やはり、道がしっかりと押さえていただいて、そして、なぜそういう方々が生活保護を受けられていないのか、その部分をぜひ考えていただき、この課題に取り組んでいただくことを指摘させていただきます。

次に、一時生活支援事業の利用状況及び経費についてお伺いをします。

近年、生活困窮に至る要因は多岐にわたり複雑化しており、社会情勢に影響を受けた失業や借金問題による経済的な困窮もあり、複雑な家族環境の課題や、知的障がい、精神疾患、慢性的身体疾患などに起因する困窮もあります。

困窮者の多くは、自力では解決困難な状況に追い込まれ、頼れる人もいないという状況の中、社会的孤立感を深め、最悪の場合には、追い詰められての自死や孤独の中での病死、寒さの厳しい冬においては凍死に至る可能性もはらんでおります。

これらの方々に対応するために、一時生活支援事業があると承知をしております。具体的には、住居を持たない方、いわゆるホームレス、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供すると承知をしております。

まず、ここ4年間の北海道における一時生活支援事業の利用状況及び経費についてお伺いをします。

○清水拓也委員長 地域福祉課長秋田裕幸君。

○秋田地域福祉課長 一時生活支援事業の実施状況についてでございますが、一時生活支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づきまして、住居を持たない生活に困窮されている方に宿泊場所や食事の提供などを行う事業でありまして、町村部を所管する道の自立相談支援機関の過去4年間の延べ利用者数と延べ宿泊者数及び決算額は、令和元年度が16人、102泊、49万8843円、令和2年度が13人、147泊、35万8296円、令和3年度が12人、45泊、30万4232円、令和4年度が15

人、196泊、65万1466円となっております。

○小泉真志委員 今回の数字は、道内の町村部の数字であります。道内の市も含めた利用状況を伺いたいと思いますし、また、道では、どのぐらいの方が、行政の数字ではなくて、民間の生活支援を行う事業者を含めて、一時支援を受けている状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

○秋田地域福祉課長 市における一時生活支援事業の実施状況などについてでございますが、市における一時生活支援事業については、令和3年度の実施状況を把握しておりまして、事業を実施している7市の合計で、実人員で411人、延べ宿泊者数が8860泊、決算額は4610万2123円となっております。

また、道内において住居を持たない生活に困窮されている方に対して支援活動を行っている民間事業者については、道が把握しておりますのは17団体でございますが、道では、これらの団体の事業内容を把握しますとともに、適宜、生活困窮者支援に関し御意見を伺うなどしておりますが、いわゆるシェルター事業の利用状況につきましても把握をしておりません。

○小泉真志委員 詳しく数字を言っていただきましたが、市の状況については七つだけという状況で、町村部と比べて大きく違いがあるということが分かりますし、また、民間のシェルター部分については把握できていない、これが実情だろうというふうに思っております。そのことをとやかく言うつもりはありませんけれども、ただ、そこから漏れている方々をどのように拾っていくかということは、我々はやっていかなくてはいけないというふうに思っております。

それで、まず、町村部での一時生活支援事業については、北海道が実施しているので全町村をクリアしております。都市部については、先ほど言ったように七つしかない。それをやるか、やらないかは市が判断をするということであります。この部分については、そこに住んでいる方々は、結局、一時支援事業の対象にならないということですので、その部分を何とかクリアするために、道から市へしっかりと働きかけていただく、そのように思っておりますけれども、見解をいただきたいと思います。

○秋田地域福祉課長 市における一時生活支援事業についてでございますが、生活困窮者自立支援法では、一時生活支援事業の実施は各福祉事務所の判断とされておりますが、この事業は、現に住居を持たない生活に困窮する方だけでなく、住み込みで働く方が離職により居所を失うといった事例にも対応するものでありまして、どの地域においても一定の支援ニーズはあると考えられます。

こうしたことから、道では、各市に対して、道の一時生活支援事業の実施方法を情報提供し、取組の検討を促しているところでありまして、今後は、一時生活支援事業の道内での利用実態や取組の好事例を周知するなどしまして、地域の実情に応じた支援が行われるよう努めてまいります。

○小泉真志委員 最後に、委託事業者だけでは、住まいに困窮し行き場のない人などを受け入れ切れない現状がある実態を踏まえて、道として今後どのように取り組んでいくのか、部長の決意

をお伺いします。

○道場保健福祉部長 今後の取組についてでございますが、生活に困窮されている方々に対する支援に当たりましては、自立相談支援機関において幅広く相談を受け止めるとともに、NPO等、民間支援団体による自主的な取組と連携し、地域全体で対応することが重要であると考えております。

このため、道では、相談件数の多い自立相談支援機関におきまして支援員を増員するとともに、訪問相談やオンライン相談を行うなど、相談支援体制の充実強化に取り組んでおります。

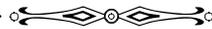
また、昨年度、各振興局に、行政や社会福祉協議会、NPO法人等の支援団体などから成るプラットフォームを設置し、官民の連携の強化に努めているほか、民間団体への助成による社会資源の掘り起こしなども図っており、今後とも、誰一人取り残さず、地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、生活に困窮されている方々への支援の一層の充実に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 今、御答弁をいただきましたけれども、まだまだセーフティネットから漏れている方々がいらっしゃいます。この部分については、直接、知事にお伺いをしたいと思いますので、委員長にお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○清水拓也委員長 小泉委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩



午後2時22分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

角田一君。

○角田一委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。

まず、生活困窮者等への支援についてであります。

今年5月に5類感染症となった新型コロナウイルス感染症の流行は、道民の暮らしや雇用に大きな影響を与えました。また、エネルギー価格をはじめとする長引く物価高騰により、道民、中でも低所得者の方の暮らしは厳しさを増してきております。道では、新型コロナウイルス感染症の流行や今後の物価高騰に対し、生活困窮している方々への様々な支援を実施してきておりますが、その取組実績などについて、以下、伺ってまいります。

まず、生活福祉資金特例貸付けについてですが、コロナの影響で休業や失業を余儀なくされ、生活にお困りの方に貸付けを行う生活福祉資金の特例貸付けが実施されたと承知しておりますが、初めに、制度の概要について伺います。

○清水拓也委員長 地域福祉課長秋田裕幸君。

○秋田地域福祉課長 制度の概要についてであります。生活福祉資金特例貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減った方などの生活を下支えするために設けた臨時の制度でありまして、北海道社会福祉協議会を実施主体として、令和2年3月から令和4年9月末まで実施したものでございます。

具体的には、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に、無利子で20万円を上限額として緊急小口資金の貸付けを行いましたほか、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯には、生活の立て直しのために、無利子で最大月額20万円を9か月分利用できる総合支援資金の貸付けを行ったところでございます。

○角田一委員 この制度につきましては、実際に必要な方が活用されるためには、やはり、制度が十分に周知されていることが重要と考えます。

道は、制度の周知についてどのように取り組んだのか、お尋ねいたします。

○秋田地域福祉課長 制度の周知についてであります。生活に困窮されている方々に制度を幅広く知っていただくとともに、速やかにこの資金の貸付けを実施することが重要でありますことから、道では、市町村と連携した広報誌の活用や道のホームページなどによる周知はもとより、生活困窮者自立相談支援機関やハローワーク、商工会議所、民生委員、大学とも連携し、リーフレットなどを配布しますとともに、生活に困窮する留学生に対し、大学のメーリングリストを活用した直接的な周知にも取り組んできたところでございます。

また、身近な地域で申請を受け付けられるよう、市町村社会福祉協議会に加えまして、郵便局など申請窓口の拡大にも取り組んだところでございます。

○角田一委員 資金ごとの貸付実績件数及び金額についてお伺いします。

また、道としては、この結果をどのように認識しているのか、併せてお伺いいたします。

○秋田地域福祉課長 貸付実績についてでございますが、令和2年3月から制度が終了した令和4年9月末までの貸付件数と金額は、緊急小口資金が6万3769件、118億6484万1000円、総合支援資金が7万7530件、392億9470万9000円、合計で14万1299件、511億5955万円となっております。また、本年9月末時点の二つの資金の償還免除件数の合計は4万5844件となっております。

実施主体の道社協では、償還期限が到来した方に免除要件や手続方法などについて個別に御案内するとともに、窓口となる市町村社協では、専門の相談員が返済計画の変更や猶予の相談に丁寧に応じているところでございます。

さらに、特に支援が必要な方に対しては、無料弁護士相談の活用を助言いたしますほか、生活困窮者支援や生活保護制度の窓口につなぐなど、包括的な支援を行っているところでございます。

道としましては、特例貸付けは、コロナ禍における他の支援策とも相まって、生活に困窮する方々の生活の下支えに役割を果たしたものと認識をしております。

○角田一委員 ありがとうございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

今回の貸付けの中で、生活困窮者について、一定数を把握し、次なるサービス、生活保護等につないでいったと。このことは、やはり、これからも必要なことでありますので、今回の経験を生かしながら、さらに進化した形で進めていただきたいと思います。

次に、市町村高齢者世帯等生活支援事業についてお伺いたします。

道では、昨年第2回定例会で同事業を予算措置したと承知しておりますが、初めに、制度の概要についてお伺いたします。

○秋田地域福祉課長 事業概要についてでございますが、市町村高齢者世帯等生活支援事業は、コロナ禍における物価高騰により特に厳しい状況に置かれている低所得の高齢者や障がい者世帯を対象として、市町村が現金の給付や商品券の配付などを行う取組に対し、昨年度、1世帯当たり6000円を上限として2分の1の補助を行ったものでございます。

○角田一委員 この事業を実施した市町村数及び補助金額の実績について伺います。

また、この事業の効果についてどのように認識しているのか、併せてお伺いたします。

○秋田地域福祉課長 補助の実績などについてでございますが、この事業は、169市町村で実施をされまして、道の補助額は合計で18億6176万9000円となっております。

道としては、この事業は、市町村における物価高騰の影響緩和に向けた取組を促し、コロナ禍における他の支援策とも相まって、生活に困窮する方々の生活の下支えに役割を果たしたものと認識をしております。

○角田一委員 依然として物価高騰が続いており、道民の生活がさらに苦しさを増しております。とりわけ、低所得者の方への生活支援が必要と考えますが、道として今後はどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○清水拓也委員長 福祉局長板垣臣昭君。

○板垣福祉局長 今後の対応についてでございますが、物価高騰により低所得の方々の生活が厳しい状況にある中、道では、現在、物価高騰等経済対策として、市町村が給付の対象としている住民税非課税世帯と所得に大きな差がない住民税均等割のみ課税世帯への独自の給付金の支給に取り組んでいるところでございます。

また、これから冬を迎える中、低所得の方々にとって暖房燃料費は家計への大きな負担になることから、道では、いわゆる福祉灯油事業として、燃料費などへの助成に取り組む市町村に対し補助を実施しており、より多くの市町村にこの事業に取り組んでいただけますよう、引き続き積極的に働きかけるほか、国に対しては、低所得の方々への全国一律のさらなる生活支援について要望してきており、国の経済対策も踏まえ、生活に困窮するの方々への支援に努めてまいります。

○角田一委員 次に、医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業についてお尋ねいたします。

昨今の光熱費等の高騰は、医療機関、介護・障がい福祉施設などの運営に大きな影響を与えており、今なお厳しい状況が続いております。これらの施設は、診療報酬や介護報酬など公定価格に基づいて運営されており、物価高騰分を直ちに価格に反映することが困難であります。

このような中、道では、医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業として支援を行ったと承

知しておりますが、まずは、昨年実施しました支援事業の概要についてお伺いいたします。

○清水拓也委員長 医務薬務課長小島則幸君。

○小島医務薬務課長 令和4年度医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業についてでございますが、この事業は、診療報酬などの公定価格に基づき運営されており、電気料金等の高騰の影響をサービスの価格に転嫁できない医療機関や介護サービス事業所、社会福祉サービス事業所等に対し、国の交付金を活用しまして負担軽減を図るための支援を行ったものでございます。

○角田一委員 制度の説明をいただきました。

次に、事業の実績について、支給件数や支給額、そして、それが全体では、対象者のうち、どの程度の割合で支給されたことになるのか、お伺いいたします。

○小島医務薬務課長 事業実績についてでございますが、昨年度、支援金の対象となる医療機関や社会福祉施設等2万2102施設に申請書類を送付いたしましたところ、95.9%の2万1200施設から申請がありまして、支援金の支給総額は36億8254万8000円であったところでございます。

○角田一委員 今後の対応についてもお尋ねいたします。

北海道では、令和5年第1回臨時会に予算案を提案し、今年度の上半期も昨年に引き続き物価高騰支援を行ったと承知しておりますが、物価高騰の影響による医療機関等の運営はまだまだ厳しい状況が続くものと見込まれます。

道としては、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○清水拓也委員長 地域医療推進局長古川秀明君。

○古川地域医療推進局長 医療機関等に対する今後の支援についてでございますが、診療報酬などの公定価格に基づき運営されております医療機関等では、光熱費や食材料費などの高騰に加え、診療材料費等においても値上げの動きがありますことから、経営に大きな影響が生じており、事業者の努力のみでは昨今の物価高騰に対応することは困難であると認識してございます。

道といたしましては、広域分散で積雪寒冷といった本道の地域特性も踏まえ、継続的なサービス提供に支障が生じないように、全国知事会とも連携し、早期の公定価格への反映などについて国に要望してきたところでございまして、先般、さきに明らかとなりました国の物価高騰に対する追加策も踏まえ、大変厳しい経営環境にある事業者の方々への支援に向け、必要な対策を早急に検討してまいります。

○角田一委員 よろしくお願ひしたいと思います。

国からも、ある程度の方向性が見えてきております。しかしながら、北海道は、本当に広域で、それぞれの施設も広域的に動かざるを得ない、そういう独特の環境の中で、実際に物価高騰等の影響があるかと思っておりますので、その部分もきちんと調査した上での制度設計をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、子ども施策等についてであります。

まず、ひとり親等支援対策費についてお尋ねいたします。

北海道では、令和4年度より、ひとり親家庭の総合的な支援のための相談窓口強化事業を行っ

【第1分科会 11月10日 第3号】

ていると承知していますが、この事業の概要について、まずお伺いさせていただきます。

○清水拓也委員長 子ども家庭支援課長和田宏一君。

○和田子ども家庭支援課長 ひとり親家庭の総合的な支援のための相談窓口強化事業についてでございますが、近年、ひとり親家庭が抱える問題が多様化し、法的な知識が必要な相談など、各種相談に当たる母子・父子自立支援員にとって難易度が高い案件が増加しておりますことから、ひとり親家庭の相談ニーズに応じ、適切な支援につなぐことができるよう、各振興局に配置しております母子・父子自立支援員が弁護士に相談し、助言を求める体制を整備したものでございます。

弁護士による助言は、札幌弁護士会の御協力により、本庁と各振興局間においてオンラインにより行っております。

○角田一委員 これまでの事業実施状況や、主としてどのような相談が寄せられているのか、その傾向についてもお伺いいたします。

○和田子ども家庭支援課長 事業の実施状況についてでございますが、本事業は、令和4年6月から開始し、令和4年度は17回、令和5年度は10月までに11回開催したところであります。

各振興局の母子・父子自立支援員から弁護士に寄せられました相談件数は、令和4年度は44件、令和5年度は30件で、相談内容は、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや償還等に関する相談が52件と、全体の70%を占めており、次いで、養育費に関するものが8件、離婚後の親権や戸籍など生活に関するものは5件となっております。

○角田一委員 道としては、この事業によってどのような効果があったと考えているのか、また、どのような課題があると考えているのか、併せてお伺いいたします。

また、今後も、ひとり親等に対する支援が必要と考えますが、道としてはどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○清水拓也委員長 子育て支援担当局長森みどり君。

○森子育て支援担当局長 事業の効果や課題についてでございますが、本事業による弁護士のアドバイスにより、自立支援員は相談者に対して適切にワンストップでの相談対応を行うことができ、相談者の利便性が向上していると考えているところでございます。

課題としましては、弁護士への相談内容が貸付金に関する問題に偏っており、ひとり親の相談ニーズに応じ、様々な角度からの法的な助言を求めるなど、さらに有効に活用していくことが必要であると認識しております。

道としましては、今後とも、大変厳しい状況に置かれているひとり親家庭にしっかりと寄り添いながら、必要とされる支援の充実に努めてまいります。

○角田一委員 次に、子どもの貧困対策ネットワーク事業について質問させていただきます。

様々な課題を抱える子どもが必要な支援を受けられるよう、子どもの貧困対策ネットワーク事業を実施してきていると承知しておりますが、この事業について、まず概要についてお知らせ願います。

○和田子ども家庭支援課長 子どもの貧困対策ネットワーク事業の概要についてでございますが、本事業は、子どもの貧困対策に係る効果的な施策の検討や情報共有等を行う子どもの貧困対策ネットワーク会議の設置や、子ども食堂など、子どもの居場所の新規開設に向けた相談支援や実践者に対する研修等を行う、子どもの居場所ネットワーク事業を実施するものでございます。

子どもの貧困対策ネットワーク会議は、学識経験者や子どもの居場所事業関係者など10名の構成で会議を実施しており、また、子どもの居場所ネットワーク事業は、地域に向いて支援を行うコーディネーターの派遣や研修会の開催などを委託により実施しているところでございます。

○角田一委員 まず、令和4年度の事業の実施状況についてお伺いさせていただきます。

○和田子ども家庭支援課長 事業の実施状況についてでございますが、令和4年度の貧困対策ネットワーク会議につきましては、オンラインにより開催し、北海道子どもの貧困対策推進計画の推進状況の報告や、子どもの居場所づくりに関する意見交換等を実施したところでございます。

令和4年度の居場所づくりネットワーク事業につきましては、新規開設希望者等からの電話相談を行ったほか、実践者等を対象とする研修会を道内6振興局管内で実施し、82人の受講があり、結果として、子どもの居場所の新規開設が2件、地域の子ども食堂ネットワークの立ち上げ1件につながったところでございます。

○角田一委員 道としては、この事業における効果や課題についてどのように考えているのか、伺います。

また、道として、今後、子どもの貧困対策にどのように取り組んでいくのか、併せてお伺いたします。

○森子育て支援担当局長 事業の効果などについてでございますが、子どもの貧困対策ネットワーク会議につきましては、北海道子どもの貧困対策推進計画の推進体制の一つとして位置づけ、効果的な支援方策の在り方などを協議しており、引き続き、関係者の御意見を伺いながら、施策の推進に取り組んでいく考えでございます。

また、居場所づくりネットワーク事業につきましては、子どもの居場所の設置数が増加しており、着実に効果が出ていると考えておりますが、各地域における実践者同士のネットワーク構築が課題となっております。

道としましては、引き続き、子どもの貧困対策を推進していくとともに、今後予定されている子どもの貧困対策推進計画の見直しに向けて、必要とされる支援の在り方を検討してまいります。

○角田一委員 まさに実践者同士のネットワーク構築が必要でありますし、課題だということも理解します。基礎自治体というか、足元でやっている市町村でさえ、子ども食堂など、様々な取組というのが全部把握できていないというのが現実であります。

そういう中で、やはり、この事業を通しながら、どのようにやったらそれを把握できるか、あるいは、そのネットワークをきちんと組めるかといった事例を含めて研究され、さらには、それを市町村に紹介していくというような形も進めていただければと思います。

【第1分科会 11月10日 第3号】

そういう中で、子ども施策について、さらにこの続きの質問とさせていただきますが、次に、困難な問題を抱える女性への支援についてであります。

まず、道では、女性相談援助センターを中心として、家庭内のトラブルやDVなど困難な問題を抱える女性への支援を行っていること承知しております。また、困難女性支援法の施行に向け、現在、道では基本計画の策定をしていること伺っております。

そこで、以下、困難な課題を抱える女性への道の支援などについて伺います。

まず、女性相談援助センターの役割についてですが、相談をはじめ、支援の中心は、道内唯一の専門機関である道立女性相談援助センターが担っていると承知しております。女性相談援助センターでは、どのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○和田子ども家庭支援課長 支援の内容についてでございますが、道立女性相談援助センターは、売春防止法に基づく婦人相談所及び婦人保護施設、並びに、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして設置している施設で、保護を必要とする女性及び暴力被害者女性の早期発見に努め、必要な相談、医学的・心理学的な判定、指導、援助のほか、一時保護や自立援助などを行っております。

○角田一委員 同センターで行っている自立援助について、令和4年度の実績についてお伺いいたします。

○和田子ども家庭支援課長 自立援助の実績についてでございますが、道立女性相談援助センターでは、一時保護入所者のうち、暴力被害や様々な事情により地域での生活が困難で、長期の支援を必要とする女性について、センターの自立援助部門において、就労支援や社会的自立に必要な指導を行っております。

令和4年度の利用者はおらず、また、平成29年度から令和3年度の5年間の実利用人数は7人となっているところでございます。

○角田一委員 令和4年度は利用者ゼロ、平成29年度から令和3年度の実利用人数が7人とのことですが、この活用実績は本当に極めて少ないという実態にあると思います。

その主な要因と、活用に向けたセンターでの取組状況についてお伺いいたします。

○和田子ども家庭支援課長 自立援助部門の利用状況などについてでございますが、利用が少ない主な要因といたしましては、利用者の安全確保の観点から、携帯電話が使用できないなどの制約がありますことや、共同生活でのストレスなどから、支援を希望せず、自力で自立を目指す意向が強く働き、自立援助部門の利用につながらないケースが多いことが主な要因として挙げられております。

センターとしては、一時保護施設入所者のうち、自立援助部門の利用が妥当と判断した場合、積極的に利用を勧めるなどの取組を行うとともに、利用者の意向を尊重した自立した生活が可能となるよう、必要な制度の活用や関係機関に支援をつなぐなど、丁寧な支援を実施してまいります。

○角田一委員 なかなか厳しい状況だということが把握できました。

女性相談援助センターは道内に1か所しかなく、本当に、困難女性の支援の中心になるものと考えます。しかし、今回の議論を踏まえたと、女性相談援助センターには、相談体制の強化や自立援助部門の有効活用など、様々な課題があると考えます。

これらの課題に対する対応を含め、困難女性に対する今後の取組方針について、道の見解をお伺いいたします。

○清水拓也委員長 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○野澤保健福祉部子ども応援社会推進監 今後の取組についてでございますが、道立女性相談援助センターは、DV被害をはじめとした困難な問題を抱える女性を支援するための道内の要となる施設であると認識しており、現在策定作業を進めております道の困難女性支援計画におきましても、センターが取り組むべき事項として、多岐にわたる項目が検討されているところでございます。

今後、センターにおきましては、メールなどを活用した多様な相談対応や自立援助部門の活用の在り方などを検討いたしますとともに、市町村や民間シェルターなどとの連携を強化するなど、支援を必要とする女性にしっかりと寄り添いながら、女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

○角田一委員 困難女性がいなくなるということはありません、そういう中で、やはり、道のこのセンターの役割はかなり大きいものだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、内部統制評価の結果についてであります。

本年9月に道から提出された内部統制評価報告書によると、令和4年度において、指定難病等医療費受給者証更新事務の遅延、生活保護業務における不適切な事務処理、高等看護学院のパワハラによる損害賠償金の発生3件について、重大な不備があったと評価され、監査委員からも相当との意見が出されております。

指定難病等医療費受給者証更新事務の遅延などについては、事案発生時に我が会派からも質問し、議会議論をしてきたところですが、ほかの事案を含め、改めて何点かお伺いいたします。

まず、指定難病等医療費受給者証更新事務の遅延についてでございますが、その事案の概要及び原因についてお伺いいたします。

○清水拓也委員長 地域保健課長遠藤篤也君。

○遠藤地域保健課長 受給者証の更新事務の遅延についてであります。道では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により逼迫していた保健所業務を軽減するため、昨年4月から、受給者証の認定事務を本庁に集約したものの、毎年9月末が有効期限である受給者証の更新事務に遅れが生じ、約2万7000人分が未交付となったものでございます。

遅れが生じた要因は、本庁への集約を行う際に、想定した業務量に、従前は更新時期に保健所全体で対応していた点などを考慮しておらず、電話などによる問合せに日中の大半を費やすなど、本来、認定事務に必要な時間を確保できなかったこと、また、有効期限を過ぎても、医療機関を受診し、自己負担分の全額を支払った方には償還払いにより還付されるため、負担は一時的

【第1分科会 11月10日 第3号】

なものとの安易な認識の下で業務を進めたことや、一括処理の初年度であり、より慎重な進捗管理が必要との意識に欠けていたことなどにより、多くの患者の方々の受給者証を有効期限内に交付できなかったものでございます。

○角田一委員 今、御答弁いただいた原因等から、どのような問題点があり、それをどのように解消した上で本年度の事務処理を行っているのか、お伺いいたします。

○遠藤地域保健課長 更新事務の見直しについてであります。指定難病の受給者証の有効期限については、制度上、1年3か月まで延長可能とされていることから、従前は10月から翌年の9月末までの1年間としていた有効期限を本年12月末まで延長し、昨年度まで7月から9月の3か月間となっていた事務処理期間を、今年度は7月から12月の6か月間確保することとしたものでございます。

また、更新申請書に個人ごとのバーコードを印字することにより、受付簿作成に係る作業時間を短縮するとともに、患者の方々へ更新の案内を通知する際には、申請方法や添付する書類を分かりやすくお知らせすることで、電話による照会件数や対応時間が減少したことにより、更新事務に必要な時間を十分に確保できたほか、システム上で進捗状況を管理し、管理職を含めた全ての職員が進捗を把握できる体制とするなどの改善を行ったところでございます。

現在、更新案内を行った3万8032件のうち、受付期間内に申請を受理したのは3万3069件で、そのうち3万2852件の審査を終えており、有効期限である12月末までに申請のあった受給者証を全て交付できる見込みとなっております。

○角田一委員 この件につきましては、再発防止策として、保健福祉委員会や予算特別委員会で、我が会派の委員からも提出時期の見直しや書類の簡素化などの指摘を行ってきておりますし、また、患者団体からも、身近な保健所で相談しながら書類を作成したい、更新を可能としてほしいというような御意見も寄せられているところでございます。これまでの答弁の中で、患者団体等にも相談しながら、確認しながら再発防止策を進めていくといった部分がありましたので、具体的に、できるだけ早くさらなる防止策を進めていただきたいと思います。

また、コロナ禍において起こった事項でもあり、保健所がパンクしている状況でありましたが、こういうことに至った経緯というのは、やはり、末端といいますか、最終的なそれぞれの業務をきちんと把握していなかった、どこまでの仕事量があるか把握していなかったことに尽きると思っております。そういう意味では、その部分についても今後きちんと精査して、ものを変える場合にはそのような形で進めていただきたいと思います。これを指摘させていただきます。

次に、生活保護業務における不適切な事務処理についてお伺いいたします。

事業の概要及び原因はどのようなことであったのか、お伺いさせていただきます。

○清水拓也委員長 保護担当課長田原良英君。

○田原保護担当課長 生活保護に係る不適切事案の概要及び原因等についてであります。まず、根室振興局において、令和元年度から3年度までの3年間に、医療機関への検診料等の未払いが6機関分で10万5709円、被保護者への移送費等の未払が34件で50万1962円、さらに、年金収

入等の認定変更を怠ったことによる保護費の過小支給が10件で61万3522円、一方、過大支給として24件分で210万3366円を発生させたほか、訪問記録の未作成ケースも157件認められました。

また、渡島総合振興局においては、令和2年度から3年度までの2年間に、年金収入等の認定変更を怠ったことによる保護費の過小支給が28件で31万1722円、一方、過大支給として51件分で276万3359円を発生させました。

このような事案が発生した原因は、文書を収受した後の事務処理について、全て担当ケースワーカーに任せっきりになってしまったことや、係内で病休等による休職者が複数発生していたため、担当ケースワーカーや査察指導員、管理職の業務負担が増え、組織として適切な進行管理ができていなかったことが、このような事態に至った主な原因であると分析しているところでございます。

○角田一委員 今、御説明いただいた原因を踏まえて、その後どのような対応を行ったのか、お聞かせ願います。

○田原保護担当課長 再発防止に向けた対応策についてであります。法定受託事務でございます生活保護制度は、全国の福祉事務所が、一律に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティーネットとして適正に運用する必要があります。保護費の未払いや過大・過小支給などにより、保護受給者の生活などに不利益を与えてはいけないものと認識してございます。

道では、それぞれの事案が発覚後、直ちに、全ての振興局に対しまして、文書収受及び処理状況の適切な把握や組織的な運営管理の強化について通知をするとともに、会議を開催し、周知徹底を図ったほか、毎年度、実地で実施する生活保護法施行事務監査の場を通じまして、管理職による業務マネジメントの徹底や、風通しのよい相談しやすい職場環境づくり、さらには、事務処理遅延等のおそれがあり、配慮を要する職員への個別具体的な対応について指導を行うなど、再発防止に向けた取組の強化を図ったところであります。

○角田一委員 ケースワーカー1人当たりの担当する人数というのは基準があります。それも既に超える人数に対応しなければいけないという現状、そういったものも含めて、やはり、その組織の在り方も人員配置の在り方も、きちんと、職員が余裕を持って仕事ができる、チェックができる体制を組んでいただきたいと思いますし、やはり、そこを新年度は改めて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、適切な事務処理への対応についてであります。

高等看護学院におけるパワハラ事案については、何度も議論してきたので繰り返しません。令和4年度の重大な不備と評価された今回の3件のほか、保健福祉部では、今年度も、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関への行政検査料の支払い遅延も発生しており、不適切な事務処理が続いております。

今後、年度末に向け、補助金等の支払い事務も多くなってくると予想されますが、こうした事案が繰り返されていることについて、組織として、内部統制を徹底し、適切な事務処理を行う必要があると考えますが、どのように対応していくのか、最後にお伺いいたします。

○清水拓也委員長 保健福祉部長道場満君。

○道場保健福祉部長 適切な事務の執行についてでございますが、令和4年度内部統制評価報告におきまして、当部に関する複数の事案が重大な不備に該当するとされたことに関して、大変重く受け止めております。

指定難病等医療費や生活保護制度など、当部が所管している多くの業務が道民の皆様の暮らしに直結している対人サービスであり、引き続き、道民の皆様一人一人に寄り添った取組を進め、その期待に応えていかなければならないと考えております。

このため、部内管理職員を対象とした部独自のコンプライアンス研修を実施するほか、引き続き、マニュアルの整備など業務手順の標準化に加え、業務の進捗管理の徹底や情報共有を図るなどの取組を通じ、内部統制の一層の定着と浸透を不断に進め、道民の皆様の信頼回復に向け、不適切事務の再発防止や適正な事務執行に努めてまいります。

○清水拓也委員長 角田委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩



午後3時29分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

淵上綾子さん。

○淵上綾子委員 皆様、お疲れさまです。

通告に従い、質問してまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する諸課題について質問いたします。

2020年に道内初の新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、幾度も感染拡大と収束の波が繰り返す長い闘いが続き、今年5月に5類へと移行しました。ワクチンの接種が進む一方、昨年度はオミクロン株が流行し、重症化率は低いものの、感染は一気に拡大しました。感染拡大防止と経済社会活動の再開へ踏み出すことを試みる時期だったかと思えます。

初めに、道民への発信についてですが、感染拡大防止のため3密回避としながらも、イベント等は開催され、アクセルとブレーキの両方を発信するうちに、感染力の強い「BA・5」により感染拡大が起こるという状況が発生しました。難しい判断だったとは思いますが、当時の道民への情報発信の在り方を振り返り、どのような点が課題だったかについて伺います。

○小泉真志副委員長 感染症対策課長川上禎之さん。

○川上感染症対策課長 情報発信についてでございますが、令和4年の夏に主流となったオミクロン株の「BA・5」系統は、重症化リスクは低いものの、感染力が強いとされ、道内でも新規感染者数が連日、過去最多を更新し、一部の地域では受診しづらい状況が見られましたことから、道では、医師会等と連携し、診療・検査医療機関の拡充に向けた働きかけを進めますととも

に、陽性者登録センターの設置などに取り組んできたほか、道民の皆様には、マスクや手指消毒、換気など基本的な感染防止行動の徹底をお願いしつつ、これらに加え、食料品や解熱剤、検査キット等の準備といったセルフケアや、ワクチン接種の検討についても機会あるごとに呼びかけてきたところでございます。

道では、現在、有識者会議でこれまでのコロナ対応の検証を進めており、この中では、情報発信について、年代に応じた広報ツールを活用することが必要、市町村や民間企業等との連携が必要などといった御意見をいただいておりますことから、感染症の性状等のもとより、こうした点もしっかりと踏まえつつ、世代や対象に応じた様々な媒体を活用するなど、今後も不断に工夫を重ねながら、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。

○**瀧上綾子委員** 次に、医療体制について伺います。

初めに、病床の確保について、途中から、感染拡大の指標として、感染者数から、医療の逼迫の一つの指標である病床使用率に重きを置かれるようになりました。感染症病床確保促進事業に約1200億円が費やされましたが、医療機関とはどのような連携を図ったか伺うとともに、病床数とそのフェーズについてどのような評価なのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 医療体制担当局長千葉修さん。

○**千葉医療体制担当局長** 病床の確保等についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入院患者の急増に備え、各医療機関の御理解と御協力の下、地域に必要な一般医療とのバランスを考慮し、その提供体制を維持しつつ、感染症病床確保促進事業も活用しながら、3次医療圏ごとに新型コロナ患者を受け入れる病床を確保するとともに、感染拡大や病床利用の状況等に鑑みて、3段階の病床フェーズを設定し、地域実情等を勘案しながら効果的、効率的な運用に努め、いわゆる第8波で、全道最大2408床の病床を確保してきたところでございます。

こうした中、その具体的な運用に際しては、地域の感染状況や医療機関の集団感染の状況等を慎重にモニタリングすることはもとより、医師会等の関係団体や医療機関、保健所など地域と連携を密にし、地域実情にも配慮しながら、その時々医療現場の状況に即して適切なタイミングで速やかにフェーズの切替えを行うなど、一般医療とのバランス等にも鑑みながら、効果的で効率的な確保病床の運用を図るなど、入院が必要な方々が地域で安心して医療を受けられる体制の確保に寄与したものと考えております。

○**瀧上綾子委員** 次に、保健所体制の維持に関して伺います。

保健所法の改正により全国の保健所が削減されてきましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、公衆衛生に関する研究や保健所の果たす役割の重要性を認識された方も多いかと思えます。

昨年度、保健所体制強化事業、衛生研究所試験研究費を計上していますが、どのように取り組み、感染症対策にどのような役割を果たしてきたのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 地域支援担当局長岡村卓治さん。

○岡村地域支援担当局長 保健所体制等についてであります。保健所体制強化事業は、保健所の感染症即応体制の維持や事業効率化等を目的に、道では、昨年度、感染症患者の搬送や車両消毒業務、検体回収・搬送業務等を外部委託化することで、保健所の業務負担の軽減や、保健所職員の最新の知見、技能の習得に向け、研修会の実施などにも取り組んだところです。

また、衛生研究所試験研究費では、道立衛生研究所における新型コロナウイルス感染症のゲノム解析で蓄積されたデータ活用に資する研究や、国立感染症研究所主催の講習会への参加により、衛生研究所の研究職員はもとより、保健所の試験検査職員の検査能力の向上にも取り組んだところです。

道としましては、感染拡大が繰り返される中、保健所等の現場の実情に即しながらこれらの事業を推進していくことで、地域の感染症危機管理や試験研究の拠点としての役割や機能が維持強化でき、本道の感染症危機管理体制の構築に一定程度、寄与できたものと考えております。

○淵上綾子委員 全国で保健所が削減されてきましたが、改めて、保健所の重要性が認識されたのではないかと思います。

次に、発熱外来について伺います。

発熱外来の設置については、民間の医療機関にも協力いただいたかと思いますが、発熱があった際に相談窓口に電話をして案内のとおりネットで調べると、近くに対応する病院はあっても、子どものみであったり、曜日や時間が限られていたりして、受診が困難な状況もありました。

発熱外来の設置についてどのように取り組んだのか、そして、どのような課題があったのかについて伺います。

○小泉真志副委員長 医療体制担当課長野田友二さん。

○野田医療体制担当課長 発熱外来などについてでございますが、道では、これまで、診療・検査医療機関、いわゆる発熱外来の拡充を図るため、設備整備への支援はもとより、診療報酬の特例措置や感染対策の好事例を紹介するなどしながら、地域の医療機関の御理解と御協力をいただけるよう丁寧な働きかけに努めてきたところでございます。

こうした中、コロナ患者の対応に慎重な医療機関からは、施設の構造上の問題や院内感染への不安があるとの御意見をお伺いしたことから、診療所等でゾーニングが困難な場合には、診療時間で患者を分けるなど具体的な好事例を紹介するなどしながら、医療機関の理解が深められるよう不断に取組を進めてきたところでございます。

さらには、各地域の医師会や市町村とも連携し、その御協力の下、多くの医療機関が休業する年末年始やお盆期間中などにおける地域ごとに必要な診療・検査体制の確保に向けた働きかけも行うなど、発熱患者等の方々が身近な医療機関で受診できる医療提供体制の確保に努めてきたところでございます。

○淵上綾子委員 次に、医療従事者応援事業費について伺います。

「エールを北の医療へ！」でお寄せいただいた寄附を、感染症患者の治療等に従事する医療従事者に対する感謝品として道産品のカタログギフトを贈呈する医療従事者応援事業費についてで

すが、寄附をした方の思いは、コロナ対応に当たる現場の医療従事者に宛てたものであり、カタログギフトというのはどうかという議論が以前にありました。今回の事業実施に当たり、使途について、寄附して下さった方にどのようにお知らせしたか、伺います。

また、このような使い方について意見や感想を聞く場があったのか、伺います。

○川上感染症対策課長 医療従事者応援事業についてでございますが、本事業は、「エールを北の医療へ！」に寄せられました寄附金を活用させていただき、新型コロナウイルス感染症の最前線で対応に当たる医療従事者の方々に、感謝の意を込めてカタログギフトを贈呈したものでございます。

令和2年度に実施した際には、医療従事者の皆様から、大きな励みになる、日頃、迷惑をかけている家族と商品を選ぶ楽しみがあるなど、多くの感謝やお礼の声をいただいたところであり、また、令和4年度の事業検討の際には、医師会をはじめ、看護協会等の関係団体に幅広く御意向を伺ったところ、カタログギフトの贈呈を再度希望したいとの御意見が多数寄せられましたことから、こうした意を酌み、改めて実施したところでございます。

道では、道のホームページに、本事業を含め、これまで実施してまいりました事業内容のほか、寄附者の皆様と医療従事者の方々から頂いたメッセージも掲載することにより、双方の思いをしっかりと伝え合い、支え合う場を設けてきたところでございます。

○淵上綾子委員 次に、ワクチンについて伺います。

ワクチン接種の円滑な推進について、昨年度の重点施策の中で、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な推進が上げられました。インターネットからの予約がなかなか取りにくい状況が発生したり、接種会場による希望者の偏り、ワクチンメーカーによる希望の集中や、有効期限切れのため廃棄といった状況も見受けられました。

ワクチン接種の円滑な推進についてどのように取り組んだのか、伺います。

○小泉真志副委員長 市町村支援担当課長山田昌弘さん。

○山田市町村支援担当課長 ワクチン接種についてでございますが、道では、これまで、ワクチン接種の実施主体であります市町村に対して、適時適切な情報提供やワクチンのきめ細かな配分を行ってきたほか、道民の皆様には、ホームページやSNS、リーフレットなど多様な媒体を活用した広報を様々な機会を捉えて行うことにより、接種の検討を呼びかけてきたところでございます。

また、道では、各市町村の接種日や会場によっては予約が集中するなどして、予約枠に収まらない状況が見受けられたことなどに鑑み、道直営のワクチン接種センターを設置、運営してきたところであり、95日間で延べ1万6938人が接種をしております。

○淵上綾子委員 次に、情報提供について伺います。

道は、希望する方が全員接種できるよう取り組んできましたが、一方で希望されない方もいらっしゃいました。ワクチンを接種するかについては、それぞれ自身で考えを判断するもので、そのためには、効果とリスクについて適切な情報提供が必要だったわけですが、どのように取り組

んだのか、伺います。

また、接種は強制や同調圧力によってするものではなく、接種しないことを希望する方については、その意思が尊重されるべきだと思いますが、この点についても、どのような情報発信をされてきたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 予防接種担当課長吉田亮輔さん。

○吉田予防接種担当課長 新型コロナワクチンに関する情報提供についてであります。道では、接種対象となる御本人はもとより、子どもたちやその保護者の皆様に、ワクチンの効果や副反応に関する十分な理解の下、接種を検討していただくことが何より重要と考えており、これまで、北海道薬剤師会に御協力いただき、副反応等に関する専門的な相談窓口を開設するとともに、保護者や子ども向けの啓発資材を独自に作成し、教育庁や関係部局との連携の下、小学校や幼稚園、保育所に配付するなどして、正しい知識などの普及や啓発を図ってきたほか、子育て中の保護者の方々を対象とした座談会も開催するなど、多様な手法により、きめ細かで丁寧な情報発信に努めてきたところでございます。

○瀨上綾子委員 コロナに限らず、ワクチンについては様々な御意見がありますけれども、効果とリスクを同じレベルで発信していただき、個人に選択の自由があることを明示するようお願いいたします。

次に、罹患後症状への対応について伺います。

罹患後も続く症状に悩む方の中には、通勤や通学できなくなるなど、日常生活に影響が生じるような切実な悩みを抱える方もいらっしゃいました。

道は、罹患後症状を抱える方の実態をどのように把握し、どのように情報提供を行い、そして、どのように対応してきたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域支援担当課長住友義昭さん。

○住友地域支援担当課長 罹患後症状、いわゆる後遺症に悩む方への対応等についてでございます。道では、保健所や健康相談センターにおける相談対応などから、療養後も続く倦怠感、せき、頭痛といった症状に悩む方が少なくないものと承知しており、こうした症状の悩みにしっかりと寄り添いながら対応することはもとより、必要に応じて医療機関への受診を促すことに加えて、道民の皆様にも広く罹患後症状について御理解をいただけるよう、その特徴や、悩んでいる方への配慮、相談先などについて、ホームページなどを活用し、積極的に情報を発信してきたところでございます。

また、こうした症状を訴える方への的確な対応等について理解を深めることで、診療協力がさらに広がるよう、医師を対象とした研修会を開催したほか、医療機関には、診療報酬上の加算が特例的に算定可能であることや、先月、国が改定した「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」の別冊である「罹患後症状のマネジメント」を活用し、最新の知見を周知するなどしながら、受診できる医療機関のさらなる確保に努めてきたところであり、10月31日現在、全道578医療機関に御同意をいただき、対応可能な症状等の情報を公表するなど取組を進め、罹患後症状に

悩む方々が身近な医療機関で受診できるよう取り組んできたところでもあります。

○ 瀧上綾子委員 次に、検証作業について伺います。

我が会派からは、新型コロナウイルス感染症対策について検証作業を行うべきとの質問を度々行ってまいりました。最終的には5類移行後に行われたわけですが、それは新たな感染症が流行した際の対策を検討する上では有効だと思います。感染拡大と収束を繰り返す中、次の一手を考えるためには、しっかりと中間で検証をしていくべきではなかったと思います。

落ち着いているときに検証を行うタイミングは幾度かあったかと思いますが、その労力を割く余裕がなかったのか、あえて行わなかったのか、その理由について伺います。

○ 小泉真志副委員長 感染症対策課参事水井啓介さん。

○ 水井感染症対策課参事 道における検証等についてでございますが、道では、これまで、新規感染者数の動向などの分析を行うとともに、節目節目において、医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進など、一連の取組について振り返り、中間取りまとめなども行いつつ、有識者の方々などの御意見を伺いながら、その後の対策に生かしてきたところでございます。

こうした中、先般、新型コロナが5類感染症に位置づけられたことを契機とし、道としては、3年以上にわたる対応の取組実績や課題等を整理し、新たな感染症危機への備えの検討に生かしていくことが重要との認識の下、本年5月、新たに北海道感染症対策有識者会議を設置し、これまでの感染状況や道の対策等を振り返り、この間、6回にわたって有識者の皆様から御意見を伺うとともに、道民の皆様や市町村、関係団体の皆様へのアンケート調査などによる幅広い観点からいただいた御意見を取りまとめながら、鋭意、検証を進めているところでございます。

○ 瀧上綾子委員 中間取りまとめや有識者会議で振り返ったとのことですが、そのようなレベルの話ではなく、コロナ関連の各種施策の評価、各団体や道民の意見からの課題を把握し、反省すべきことはきちんと反省して、次の一手に生かすべきだったと考えます。

今、検証を進めていることは否定しませんが、5類になってから人々の心が和いだ頃に、あの頃はどうかと聞いても、シビアな評価は出てこないと思います。渦中のうちにしっかりと検証すべきだったと思いますが、振り返り程度でよかったと考えるのか、再度、伺います。

○ 水井感染症対策課参事 道における検証等についてであります。道では、2020年9月の中間取りまとめを行った以降におきましても、節目節目において、一連の取組について振り返りを行い、有識者の方々などの御意見を丁寧に伺いながら、その後の対策に生かしてきたところでございます。

○ 瀧上綾子委員 この検証に関しては、私たちと認識が違うようです。これは、また別の場で聞く必要があると思いますが、この件については知事にも伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをお願いします。

次に、国庫返納金についてですけれども、国から交付された緊急包括支援交付金の医療分のうち、179億3069万7000円が国庫に返納されています。

この交付金はどのような用途に使えるとされているのか、伺います。また、ほかの自治体にお

いて、道が計上した予算以外でどのような用途に使っているのか、事例について伺います。

○川上感染症対策課長 緊急包括支援交付金事業についてでございますが、道では、この交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症への的確な対応に資するよう、感染拡大防止や医療提供体制の整備を図るため、国の要綱に基づき、医療機関における空床確保や感染症患者への適切な医療提供に必要な設備整備など23の事業を実施してきたところであり、他の自治体におきましても、国の要綱にのっとり同様に事業を実施しているものと承知をしております。

○淵上綾子委員 新型コロナウイルス感染症に関する課題について伺ってまいりましたがけれども、考えが平行線なものもありました。新型コロナに関しましては、他の部局にもまたがる案件もまだありますので、この件については知事に直接伺いたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

次に、指定難病の特定医療費等の支給認定の有効期限の更新について伺います。

初めに、事務処理が遅滞した理由についてですが、指定難病の特定医療費等の支給認定の有効期限の更新について、事務処理の遅滞により有効期限の終期を延長する措置を取ることとし、その周知に係る費用として575万640円の不経済な支出があったとの監査報告について、事務処理が遅滞した理由について伺います。

○小泉真志副委員長 地域保健課長遠藤篤也さん。

○遠藤地域保健課長 受給者証の更新事務の遅延についてであります。遅れが生じた理由は、保健所から受給者証の認定事務について本庁への集約を行う際に想定した業務量に、従前は更新時期に保健所全体で対応していた点などを考慮しておらず、電話などによる問合せに日中の大半を費やすなど、本来、認定事務に必要な時間を確保できなかったこと、また、有効期限を過ぎても、医療機関を受診し、自己負担分の全額を支払った方には、償還払いにより還付されるため、負担は一時的なものとの安易な認識の下で業務を進めたことや、一括処理の初年度であり、より慎重な進捗管理が必要との意識に欠けていたことなどにより、多くの患者の方々の受給者証を有効期限内に交付できなかったものでございます。

○淵上綾子委員 次に、受診した難病患者の方が一時的に費用を負担していたものが413件とのことですが、患者の方にはどのように説明がなされたのか、伺います。

○遠藤地域保健課長 患者の方々への周知についてであります。道では、昨年10月7日に受給者証の期限延長の決定後、直ちに、9月末が有効期限の現行の受給者証を12月末まで延長すること、また、10月1日以降、既に医療機関を受診し、自己負担分の全額を支払った方については、償還払いの申請をしていただくことで、自己負担上限額との差額が還付される旨、道のホームページに掲載するとともに、9月末までに新しい受給者証を交付できていなかった約2万7000人の方々に対して、こうした内容や不明な点があるときの問合せ先などを分かりやすくまとめたリーフレットを郵送によりお知らせしたところでございます。

○淵上綾子委員 難病患者の方に対して、この413件に関して、指定難病等の医療費受給者証の更新検査の遅れによる差額の還付についてという文書が通知と同時に送られて、御迷惑をおかけ

して大変申し訳ありませんでしたと書いてあったということを確認いたしました。

それでは、どのような改善策が取られたかについて伺います。

○遠藤地域保健課長 更新事務の見直しについてであります。指定難病の受給者証の有効期限については、制度上、1年3か月まで延長可能とされていることから、従前は10月から翌年の9月末までの1年間としていた有効期限を本年12月末まで延長し、昨年度まで7月から9月の3か月間となっていた事務処理期間を、今年度は、7月から12月の6か月間、確保することとしたものでございます。

また、更新申請書に個人ごとのバーコードを印字することにより、受付簿作成に係る作業時間を短縮するとともに、患者の方々へ更新の案内を通知する際には、申請方法や添付する書類を分かりやすくお知らせすることで、電話による照会件数や対応時間が減少したことにより更新事務に必要な時間を十分に確保できたほか、システム上で進捗状況の管理や把握ができる体制とするなどの改善を行ったところでございます。

○瀧上綾子委員 再発防止策がしっかり機能するように、よろしくお願いいたします。

次に、委託契約について伺います。

濃厚接触等の検査に関する業務に係る委託料について伺います。

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触等の検査に関する業務に係る委託料について、受託者から請求があったにもかかわらず支払っていないものが77件、2億1223万6940円あったとの監査報告について、支払われなかった理由について伺います。

○野田医療体制担当課長 委託料の一部未払い事案についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の行政検査体制を確保するため、医療機関にも業務を委託し、検査を実施してきたところであり、具体的な手続といたしましては、医療機関は、検査依頼を受けた道立保健所を経由の上、支出事務を担当する道本庁に請求書類を提出し、本庁では、書類の審査後、請求のあった日から起算して30日以内に委託料を支払う取扱いとされているところでございます。

本事案は、請求書類を経由する保健所の担当職員が、本庁への関係書類の進達を怠っていたことにより、支払いが遅延したものでありまして、14医療機関の合計で77件、2億1223万6940円が未払い額となっていたところでございます。

その要因は、保健所職員が、医療機関からの検査委託料の請求書を職場メールで受けたのみで、受付簿による正当な受理をしなかったことにより、結果として、複数職員によるチェック機能が働かなかったことに加え、本庁においても、医療機関からの請求状況について保健所との相互確認が不足するなど、総じてチェック機能が働かなかったことなどと考えております。

○瀧上綾子委員 この委託料について、契約に基づき、委託料の請求があった日から起算して30日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが69件、1億3782万9250円あったとのことですが、期限を超えた理由について伺います。

○野田医療体制担当課長 期限を超えた支払いについてでございますが、保健所の担当職員が本

【第1分科会 11月10日 第3号】

庁への関係書類の進達を怠っていたことにより、支払いが遅延したものでございまして、その要因は、医療機関からの検査委託料の請求書を職場メールで受けたのみで、受付簿による正当な受理をしなかったことにより、結果として複数職員によるチェック機能が働かなかったことに加え、本庁においても、医療機関からの請求状況について保健所との相互確認が不足するなど、総じてチェック機能が働かなかったことなどと考えております。

○**淵上綾子委員** 今後、どのように改善するのか、伺います。

○**千葉医療体制担当局長** 今後の対応についてであります。本庁では、本事案発覚後、直ちに全ての道立保健所に対して、未処理・未進達案件の有無を確認するよう指示するとともに、業務管理を徹底するよう注意喚起の文書を発出したところでございます。

また、再発防止策として、保健所においては、書類提出先を、課代表アドレスを含め複数とするとともに、受付簿での進捗管理によるダブルチェック体制を徹底することとし、さらに、本庁においても、全ての保健所と毎月の支払い状況の情報を共有するなどして、支出事務の適正な実施に努めているところでございます。

○**淵上綾子委員** 次に、電通北海道の過請求について伺います。

道が、新型コロナウイルス感染症への対策として実施したコールセンター業務の委託契約で、1億5800万円の過請求があった件について伺います。

道は、再委託は原則禁止、再々委託は基本的に想定していないとしています。再委託、再々委託の際に中抜きされるマージンは幾らだったのか、伺います。

○**吉田予防接種担当課長** 電通北海道に対する委託料についてであります。道が新型コロナウイルス感染症対策として実施した7契約の合計で、電通北海道には、コールセンター業務のほか、普及啓発業務等として、コンソーシアムを通じて約12億5400万円を支払ったところでございます。

このうち、電通北海道が、コールセンター業務を委託した電通プロモーションエグゼ社には、コールセンターの運営及び管理費として約6億5700万円が支払われていることを確認しており、その差額は約5億9700万円となっております。

また、エグゼ社からは、受電や架電等の作業を再委託した外部のコールセンター事業者に対して約5億700万円が支払われていることを確認しており、エグゼ社が電通北海道から受託した金額との差額は約1億5000万円となっております。

○**淵上綾子委員** 完全に中抜きとは言えないのかもしれませんが、業務内容から見ると、電通プロモーションエグゼ社からの再々委託は、ほぼほぼ丸投げではないでしょうか。不正の話以前に、これは税金の無駄遣いであることを指摘します。

次に、不祥事を起こした会社と関連する会社との契約について伺います。

電通に関しては、東京2020オリンピック・パラリンピックをめぐる不祥事で、一部、開催地であった北海道においても道民の不信感を招きました。今回の契約に当たっては、電通と電通北海道は別会社であると道は説明していますが、これでは不祥事を起こしても会社の名前が違えば関

係ないものになってしまい、不祥事を起こすたびに違う会社を使えばいいということになりかねません。制度上、そうなっているから仕方がないでは済まされないと思いますが、この点をどのように考えるのか、伺います。

○吉田予防接種担当課長 電通北海道との契約等についてであります。株式会社電通は、株式会社電通北海道のグループ会社であり、東京オリンピック・パラリンピックに関連した不祥事があったことは承知しておりますが、電通北海道につきましては、こうした不祥事に関わりがあったとは確認されておらず、本件を契約した令和3年度及び4年度の時点におきましては、道の入札参加者資格を有していたものであり、道の関係規定に基づき、適切に契約手続を行ったところでございます。

○淵上綾子委員 入札参加者資格を有していたのは理解できますが、だから仕方がないで済ませてしまえば、別の会社をつくれれば不祥事をリセットできてしまうことになります。

仮に、電通北海道や電通プロモーションエグゼが新しい会社に看板をかけ替えた場合、入札参加者資格があるわけですが、この点をどのように考えるのか、伺います。

○吉田予防接種担当課長 業務を委託する場合の契約についてであります。現に道の入札参加者資格を有している者につきましては、関係規定に基づき、適正な手続を着実に行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○淵上綾子委員 電通については、オリパラだけではなく、コロナ関係でも持続化給付金や家賃支援給付金など不祥事に関して枚挙にいとまがないわけですが、電通北海道は、同じ会社ではないとはいえ、電通グループ100%持ち株会社です。不祥事へのチェック機能がグループ内で働いているのか、疑問です。それでも、半年過ぎればまた入札参加者資格が復活します。いかに現行の手続にのっとって契約しようとも、大きなリスクです。

この点をどのように考えるのか、伺います。

○吉田予防接種担当課長 業務を委託する場合の契約についてであります。現に道の入札参加者資格を有している者につきましては、関係規定に基づき、適正な手続を着実に行う必要があるものと考えております。

○淵上綾子委員 リスクがあると分かっているにもかかわらず、契約は適正に行われているからそれでオーケーということなのではないでしょうか、再度、伺います。

○吉田予防接種担当課長 業務を委託する場合の契約についてであります。現に道の入札参加者資格を有している者につきましては、関係規定に基づきまして適正な手続を着実に行う必要があると考えております。

○淵上綾子委員 先ほどから同じ答弁が繰り返されているのですけれども、質問に答えてください。

これはオーケーなのですか。リスクがあると分かっているのに契約する、それはオーケーなのではないでしょうか。

○小泉真志副委員長 保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一さん。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 電通北海道案件に関する再度のお尋ねでございますけれども、道といたしましては、現行規定上、整理がされている中で、我々当部といたしましては、適正な手続を着実に進めていく必要があると考えておりました、実際に違法な手続等が発覚しているのであれば、それぞれ処分等をしていると思えますし、そうでない場合については、除外するというのはなかなか難しい面もあると思えますけれども、そういった面については関係部局とも、今後、相談してまいりたいというふうに考えてございます。

○瀧上綾子委員 資格停止後にまた電通北海道やその関連会社と契約することがあるかもしれませんが、そのようなことがもしあれば、しっかりと監視の目を働かせるような仕組みをつくっていただくことを強く求め、指摘いたします。

次に、再発防止について、9月5日の保健福祉委員会で、同様の不適切行為が繰り返されることのないよう、今後の業務の執行に当たり、要綱等に定める手続の徹底に加え、公的業務に関する基本的なルールや留意事項を受託者に周知するなど、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいりますと答弁されています。その後、どういうふうに取り組んだのか、伺います。

また、その再発防止策は、今後、同様な事案が発生したときに実効性があるのかについて伺います。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 再発防止に向けた取組についてでございますけれども、今回の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為によりまして、結果として、過請求を確認できなかったことに加えまして、一部の業務におきましては、道の承認を受けずに再委託が行われていましたほか、基本的に想定していない再々委託も行われていたところでございます。受託者等における契約に関する理解の不足や責任感の欠如といったものが本事案の一因となっているものと考えているところでございます。

道では、こうした点を踏まえまして、受託者等の責任を明確にするため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直しまして、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことを規定しますとともに、公的業務に関する基本的なルールや留意事項について、あらかじめ受託者に周知する取扱いとしたところでございます。

また、当部におきましては、独自に管理監督職員を対象に財務事務の留意点等に関するリスクマネジメント研修をきめ細かに実施することとしておりますほか、本事案のような不適切な行為が繰り返されることのないよう、委託期間中におきましては、関係書類の徴取に加えまして、必要に応じ、随時、現地調査を行うとともに、完了検査時には、源泉徴収関係書類等の改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実態の確認など、その実効性が伴うよう牽制機能を十分に働かせるなどしながら、引き続き、再発防止に向けしっかりと取組を進めてまいります。

○瀧上綾子委員 牽制というのであれば、資格停止期間の上限の見直しや、契約金に応じた罰則金を設けるなどを出納局に求めるべきではないでしょうか、再度、伺います。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 再発防止策に係る重ねての御質問でございますけれども、今

回の事案では、勤務実績の改ざんなど不適切な行為によりまして、結果として過請求を確認できなかったこととともに、一部業務で道の承認なしの再委託がありましたほか、基本的に想定のない再々委託もあったものでありまして、受託者等の契約に関する理解不足、あるいは責任感の欠如といったものが本事案の一因と考えているところでございます。

道といたしましては、こうした点を踏まえまして、牽制機能を働かせるほか、公的業務の基本的ルールあるいは留意事項を受託者にしっかりと周知するなどしながら、再発防止に向けて取組を進めてまいります。

○**瀧上綾子委員** 今、私が提案したことを出納局に求めていただきたいのですけれども、それについて見解を伺います。

○**佐賀井保健福祉部感染症対策監** 委員から御指摘の件も含めて、関係部局と相談してまいりたいと考えております。

○**瀧上綾子委員** 関係部局と相談してということでありましたので、それを求めていただきたいというふうに思います。

次に、道の責任について、令和3年の決算特別委員会で、同僚議員がコロナ対策に係るプロポーザル方式による委託事業についてただし、その際、道の再委託における様々な課題について指摘し、既に改善を求めておりますが、その際にきちんと改善していれば、今回、問題となっている再委託や再々委託は防げたはずではなかったでしょうか。

委託事業者側だけの責任ではなく、道の過失としての責任は重大だと考えますが、所見を伺います。

○**小泉真志副委員長** 感染症対策局長山谷智彦さん。

○**山谷感染症対策局長** 業務の委託等についてでございますが、道の業務委託事務取扱要綱におきまして、業務の全部または主要部分を再委託する場合にはこれを認めないこととしているものの、受託者の総合的な管理や指導が及ぶ場合など一定の要件を満たした場合にのみこれを認める取扱いとしており、また、再々委託については基本的に想定していないところでございます。

こうした中、今回の事案では、受託者の不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったことに加え、一部業務で道の承認なしの再委託や、想定していない再々委託が行われていたものでございます。

なお、電通北海道では、再委託の承認手続を怠った理由について、手続が必要なことは承知していたが、多忙のため失念していたと説明しており、さらに、エグゼ社が外部のコールセンター事業者業務に再々委託していたことにつきましては、承知していなかったとしているものの、道といたしましては、道の承諾なしに再委託や再々委託を行ったことは契約違反に当たる不適切な行為であると認識し、両者に対し、入札参加者資格の指名を停止するなど、所要の措置を講じてきたところでございます。

○**瀧上綾子委員** おととの指摘の後、どのような改善がされたのか、伺います。

○**山谷感染症対策局長** 業務の委託等についてでございますが、道の業務委託事務取扱要綱にお

【第1分科会 11月10日 第3号】

きまして、業務の全部または主要部分を再委託する場合にはこれを認めないこととしているものの、受託者の総合的な管理や指導が及ぶ場合など一定の要件を満たした場合にのみこれを認める取扱いとしており、また再々委託については基本的に想定していないところでございます。

こうした中、今回の事案では、受託者の不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったことに加えまして、一部業務で道の承認なしの再委託や想定していない再々委託が行われていたものでございます。

道といたしましては、こうした行為は契約違反に当たる不適切な行為であると認識し、入札参加資格者の指名を停止するなど、所要の措置を講じたところでございます。

○**瀧上綾子委員** 同じような答弁だったのですけれども、端的に、おとしの指摘の後、改善された項目について伺います。また、それが十分だったと考えるのか、伺います。

○**山谷感染症対策局長** 業務の委託についてでございますけれども、委員から御指摘の委託業務における再委託を承諾する際の確認事項につきまして、新たに出納局から各部局に通知がなされまして、その中で、再委託の承認に関する要件等として、合理的な理由があること、主要な部分が再委託する業務の範囲に含まれていないこと、技術的・経済的能力から判断して契約の履行の確認の支障とならないことなどの通知がなされまして、それに基づきまして、現在、契約事務を適正に進めているところでございます。

以上でございます。

○**瀧上綾子委員** それが発防止策になったのか、ちょっとよく分からないのですけれども、それが再発防止策として十分に機能を果たしたと評価しているのか、伺います。

○**佐賀井保健福祉部感染症対策監** 業務の委託に係る再発防止策の件についてでございますけれども、先ほど感染症対策局長から答弁申し上げた通知に基づき、我々としましては、この間、事務を進めてまいりましたけれども、結果として、業務委託事務取扱要綱に基づいてやっていたにもかかわらずこうした事案が発生したことについては、手続的に足りない部分もあったのかもしれませんが、その辺については、我々としても考え直すところもあるかもしれませんが、引き続き、この取扱いについては、関係部局とも相談の上、今、再発防止策を講じているところでございますので、その推移を見極めながら、しっかりと手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○**瀧上綾子委員** ただいま、足りない部分もあったという答弁がありました。ということは、道にも過失責任があるという考えでよろしいでしょうか。

○**佐賀井保健福祉部感染症対策監** 私の答弁の中で、足りない部分と言った趣旨についてでございますけれども、その意味は、この間、答弁してまいりましたように、道として確認ができていなかったということについて述べたものでございます。

○**瀧上綾子委員** ちょっとどういうことか分からなかったのですが、道に過失責任があると考えますか、ないと考えますか、端的にお願いします。

○**佐賀井保健福祉部感染症対策監** 繰り返しの答弁になり、申し訳ございませんけれども、今回

の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為がございまして、結果として、過請求を確認できなかったこと、あるいは、その一部の業務において、道の承認を受けずに再委託、あるいは、基本的に想定していない再々委託が行われていたものでございまして、受託者等における理解の不足、責任の欠如といったものが、本事案の一因となっているものと考えているところでございます。

○**淵上綾子委員** 結局のところ、道に責任があるのか、ないのかについては、はっきり分からない答弁でありました。

このことについては、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

次に、骨髄ドナーについて伺います。

骨髄ドナーに関しては、昨年度も含め、以前より複数の会派から数多くの質問がなされています。

初めに、北海道における骨髄バンクドナー登録について、どのような状況であったのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 医務薬務課長小島則幸さん。

○**小島医務薬務課長** ドナーの登録の状況についてでございますが、骨髄バンクへのドナー登録は、道内では、北海道赤十字血液センター及び全道6か所の献血ルームのほか、18か所の道立保健所が窓口となり、受け付けております。

骨髄バンクが公表している統計データによりますと、令和4年度末における道内のドナー登録者数は1万6022人でございます。

○**淵上綾子委員** 道では、登録者数の増加に向け周知・啓発活動を行っているとは承知していますが、昨年度はどのように取り組んだのか、伺います。

○**小島医務薬務課長** 骨髄移植の普及啓発についてでございますが、道内におけるドナー登録者数は、登録が可能な18歳から54歳までの人口が減少しているほか、コロナ禍の影響もあり、減少傾向にある中、移植を希望される方を1人でも多く治療につなげるためには、ドナー登録への理解を深めていただくことが重要なことから、道では、保健所や市町村の窓口においてポスターの掲示やリーフレットを配布するとともに、骨髄バンク推進協会などと連携いたしまして、10月の骨髄バンク推進月間においては、パネル展や臨時のドナー登録会などの開催に加えまして、特に、若い世代に向けてSNSを活用した情報発信を行うなど、ドナー登録者の増加に取り組んだところでございます。

○**淵上綾子委員** 以前より、国に対し、全国一律の休業補償制度を創設するよう要望していくという答弁をされていますが、どのように働きかけているのか、また、その結果、制度創設について動きが見られたかについて伺います。

○**小島医務薬務課長** 国への要望についてでございますが、道では、ドナー登録された方をより多くの移植につなげていくためには、安心して仕事を休める環境を整備するなど、ドナーとなる

方の負担軽減を図っていくことが重要と考えており、これまで、骨髄の提供が善意に基づいて行われることや、移植の機会が公平に与えられることなどを趣旨とする法の理念を踏まえまして、全国一律の休業補償制度の創設を、様々な機会を捉え、国に要望してきたところでございます。

このような中、現在、国においては、ドナーとなった方々などに対する支援制度の創設を検討していると承知しておりまして、引き続き、国の検討状況を注視してまいります。

○ 瀧上綾子委員 道では、休暇制度の導入促進に向けた機運の醸成に取り組みますと答弁されていますが、道内企業にどのように普及啓発をしているのか、どの程度効果があったのかについて伺います。

○ 小島医務薬務課長 ドナー休暇制度の導入に向けた普及啓発についてでございますが、道では、これまで、骨髄移植を推進するための取組として、企業等においてドナー休暇制度の導入を検討していただくための啓発用動画を作成し、北海道赤十字血液センターの御協力の下、献血協力団体となっている企業や学校、団体などにDVDを配付するとともに、道のホームページに掲載するほか、商工会議所連合会などの経済団体にも御協力をいただきまして、会員に配信するメールマガジンなどの広報媒体を通じまして、休暇制度の導入を呼びかけてまいりました。

また、昨年度からは、制度を導入した企業に対しまして、知事と日本骨髄バンク理事長との連名で、感謝の意を伝えるメッセージの交付などに取り組んできたところであり、このような取組を進めてきた結果、今年度は、新たに4か所の企業、団体が制度を導入し、本年10月末時点で32か所の企業、団体に導入していただいているところでございます。

○ 瀧上綾子委員 助成制度についての取組の検証、評価の結果について伺います。

取組の検証、評価を行うと答弁されていますが、結果を伺います。

○ 小島医務薬務課長 助成制度の取組の検証などについてでございますが、道では、これまで、ドナーとなった方々などへの助成事業の状況について、骨髄バンクや他県が行った調査により把握してきたところでございますが、今般、事業実施の有無や助成対象、事業導入により得られた効果などにつきまして調査を行った結果、今年8月1日時点で、ドナーとなった方々などへ助成を行っているのは39都府県でございまして、全国的に助成が進んでいることを把握したところでございます。

ドナーとなった方々などに対する助成を行うことで、骨髄移植に対する理解が深まるなどの効果があったと考えております。

○ 瀧上綾子委員 ドナーとなる方への助成制度について、道は、骨髄提供は自発的な善意や企業の皆様方などの御協力によるべきといった関係者の方々からの御指摘もあると答弁されています。

道で助成制度を創設できない理由としては、答弁がかみ合っていないわけですがけれども、仮に財源があっても同じ答えになるのかについて伺います。

○ 小泉真志副委員長 地域医療推進局長古川秀明さん。

○ 古川地域医療推進局長 骨髄移植の推進についてでございますが、骨髄移植は、法の理念にの

つとり、ドナーの自由な意思に基づき提供された骨髄を、ドナーや患者の方々の居住地にかかわらず、骨髄バンクが全国エリアでマッチングを行い実施しているものでございまして、その推進に当たりましては、ドナー登録者数の増加や休暇制度の導入促進などに取り組んでいくことが重要と認識してございます。

このため、道といたしましては、引き続き、骨髄バンクと連携をした普及啓発や、企業等にドナー休暇制度の導入を働きかけますとともに、先般行いました他県調査の結果なども踏まえ、市町村や関係団体の御意見を伺いながら、治療が難しい血液がん等に向き合う患者の方々が1人でも多く救われますよう、ドナーとなる方々などの負担軽減を図るための環境整備に努めてまいります。

○瀧上綾子委員 冒頭申し上げましたとおり、骨髄ドナーへの助成については、複数の会派でこれまで取り上げられてきており、同様な思いかと思えます。国で検討しているとのことでしたが、国の動きが停滞する、あるいは十分でない場合は、道での助成を早急に検討していただきたいと思えます。この動きが1人でも多くの方の骨髄移植につながるよう取り組んでいただくことを求め、指摘といたします。

次に、成年後見制度について伺います。

成年後見制度は、当初から、国、裁判所、行政、士業などの方などで進められ、当事者や御家族の方が置き去りにされてきました。結果として、後見人と合わなくても交代できない、資産がほぼ凍結状態になる、後見人による横領など、様々な問題が生じ、国では見直しが進められています。この点について、昨年度も私から質問し、運用の改善を図ってまいりますとの答弁がありました。

連絡調整会議に、認知症や障がいのある方々に参画をしていただいているとの答弁がありましたが、推進する立場の行政や士業といったプロに囲まれている状況では、利用者側の意見表明は極めて困難だったのではないのでしょうか、認識を伺います。

○小泉真志副委員長 地域福祉課長秋田裕幸さん。

○秋田地域福祉課長 利用者側の御意見についてでございますが、道では、利用者に寄り添った適切な成年後見制度の運用に向け、道や裁判所、弁護士会、行政書士会などの関係機関から成る利用促進体制整備連絡調整会議を設置しておりまして、利用者からの具体的な御意見を直接伺うことができるよう、昨年度から、認知症や障がいのある方の家族で構成する二つの団体にもこの会議に参画をいただいております。

連絡調整会議では、団体から、後見人が本人にとって的確かどうか重要、後見人が交代しにくいといった御意見など、率直にお話をいただいております、利用者の家族の生の声を聞くことができる貴重な機会となっております。

○瀧上綾子委員 これは、私が、何回も何回も、強く強く要望してようやく実現することができたのかと思えますけれども、高齢者や障がい者の人権擁護のためにと一生懸命取り組まれてきている後見人の方には大変申し訳なく、言いづらいことなのではございますけれども、実際のところ、メリッ

【第1分科会 11月10日 第3号】

トが感じられないどころか、本人も御家族の方も、不便になる、解約できない、高額サブスクを勧められている、こんなのだったら民間なら絶対に契約したくない、こんな制度だったのですね。むしろ、高齢者、障がい者の権利擁護どころか、人権を侵害する制度になってしまっているケースがある、これが現状であります。

なので、国に言われるままに行け行けどんどんで進められてきた方におかれましては、ここで猛反省をしていただきたいと思います。利用者の目線で、早急な改善が求められています。以前よりは改善されたかと思いますが、何しろ、この会議はバランスが悪過ぎてフェアではありません。推進に慎重な立場を取る士業の方を入れるなど、オープンな立場で実施するなどの対応を求め、指摘いたします。

次に、国への要望について伺います。

国に、利用者にメリットを実感していただける制度設計を行うよう要望すると答弁されましたが、それはどのような制度設計だったのでしょうか、伺います。

○秋田地域福祉課長 国への要望についてでございますが、利用者の御家族からは、本人のことを十分に知らない人が裁判所から後見人として選任され、一度選任されてしまうと途中で交代することが困難であることや、本人以外のために自由にお金が使えないなど、本人の意思が十分に反映されない、さらには、後見人への報酬が活動に見合わず高額であるといった課題などがあると伺っておりまして、こうした課題や当事者のニーズを踏まえた制度の見直しや運用改善を行うよう国に要望しております。

○淵上綾子委員 後見人による使い込みを防止する、施設入居の契約時のみの一時的な利用を可能にするなど、改善の余地は多いので、まず、情報収集をして、何より利用者ファーストの立場に立って国に要望していただきたいと思います。

次に、運用の改善を図ってまいりますとのことでしたが、どのように改善されたのか、伺います。

○秋田地域福祉課長 権利擁護の支援についてでございますが、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう連携体制等を整備することとされております。

道としても、本人の意思を尊重した権利擁護が重要でありますことから、2期計画におけるこうした考え方について、市町村や市町村社会福祉協議会の職員に対する研修会や当事者団体の自主研修など様々な機会を捉えて説明をし、相談機関と本人や家族の双方において最も適した制度の利用につながるよう取り組んでいるところでございます。

○淵上綾子委員 成年後見制度は、問題が多く、積極的に進めることができるものではないと思います。利用促進や推進には一旦ブレーキをかけて、関連する会議が行われているかと思いますが、利用促進、利用推進という表記は一旦削除して、制度を改善する場にしていただきたいということを求め、指摘いたします。

次に、信託法の利用について伺います。

成年後見は、財産管理を主な目的とすべきではありません。したがって、制度の利用に当たっては、トラブルを避けるためにも、先に財産を信託財産にするなどして、民法上の所有財産はできるだけ減らした上で利用することが望ましいと考えます。

道は、信託法の利用も提案すると答えていますが、どのように提案してきたのか、伺います。

○秋田地域福祉課長 信託法を利用した財産管理についてでございますが、この制度は、信託契約により、家族などが受託者となり、認知症や障がいのある方の財産の管理、運用、処分を目的の範囲内で自由に行うことができるものでありまして、成年後見制度の活用に至る前段階や併用による利用が可能なものでございます。

このため、道では、市町村が成年後見制度の利用を考えている方からの相談に応じる際に、利用者の意思が十分に反映された財産管理となるよう、弁護士等の専門職から、信託法の活用も含め、専門的助言が受けられる体制づくりを支援するとともに、市町村の相談員の資質向上を図るための研修会の開催などに取り組んでいるところでございます。

また、今年度は、当事者団体と調整の上、団体が行う御家族の方を対象とした研修におきまして、信託の特徴や活用事例を含む内容を盛り込んでいただいたところでございます。

○瀨上綾子委員 成年後見制度には多くの問題があることが表面化されてきたことを一つの背景に、近年、信託法を使った財産管理の方法を提案する事業者が少しずつ増えてきました。まだ地方で活動されている方は少ないですが、各市町村の中核機関にも信託法に関する情報が伝わるようにしていただきたい、このことを求め、指摘いたします。

最後に、ケアラー支援推進計画等について伺います。

今年の2月の少子・高齢社会対策特別委員会でのケアラー支援推進計画に関する私からの質問で、支援に当たり、社会的に問題が指摘されている団体の関係者が家庭の中に入り、洗脳やマインドコントロールすることを排除することができないのではないかという質問を数回にわたって行いましたが、明確な答弁が得られていません。改めて、認識を伺います。

○小泉真志副委員長 高齢者保健福祉課長菊谷克己さん。

○菊谷高齢者保健福祉課長 道の認識についてでございますが、寄附の不当な勧誘等につながる洗脳やマインドコントロールによる被害はあってはならないことと考えておりますが、完全に防ぐことは難しいものと認識をしております。

道では、本年1月に施行されました、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の趣旨に鑑み、本法律に定める寄附の勧誘に関する禁止行為を行っていないことにも留意すべきである旨を計画にも記載しているところでございます。

○瀨上綾子委員 完全に防ぐことは難しいという認識が示されましたので、対策が必要ということになるかと思えます。

委託先等に対しては、入札参加者資格の際に確認し、危険性を排除することができますが、委託先のスタッフなどが社会的に問題が指摘されている団体の関係者だったりする場合に、網を擦

【第1分科会 11月10日 第3号】

り抜けてしまいます。誓約書などの中に、反社会勢力と関わっていないという確認のチェックを設けていることがあると思いますが、同様にこの項目を盛り込めばいいのではないかと思います。

事業者への指導を徹底する旨の答弁をしていますが、どのような対策が取られているのかについて伺います。

○小泉真志副委員長 福祉局長板垣臣昭さん。

○板垣福祉局長 道の対応についてでございますが、道では、これまでも、民間団体等と契約手続を進める上で、税の滞納がないことや暴力団関係事業者等に該当していないなど、入札等の参加資格を有することを確認しており、契約締結後において、これらに違反する事実が認められた場合のほか、業務の処理が著しく不相当である場合等に契約を解除することができるなど、適正な契約の履行を確保するための措置を講じているところでございます。

また、道におけるケアラー及びヤングケアラーに関する事業を実施するに当たり、民間団体等には、委託契約の際に、支援を要するケアラーの方々に寄附の不当な勧誘等を行うことがないよう指導等を行ったところであり、関係部と連携の上、引き続き、委託先の事業者に対して適切な対応を求めるとともに、今後、委託業者との会議等の場を活用し、不当な勧誘等につながる洗脳やマインドコントロールなどの行為を行わないよう注意喚起をしております。

○淵上綾子委員 関係部と連携とのことですので、誓約書に、訪問するスタッフに社会的に問題がある団体の関係者はいないというチェックボックスを加えるなど、技術的に可能かどうかについて、これは出納局などと検討を進めていただきたいと思います。

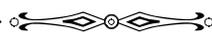
ケアラー支援以外にも、家庭の中に介入して支援をするような制度があります。支援を必要とするような困難を抱えている方の弱みに付け込み、家庭という密室の中でマインドコントロールをするという状況を想像してみてください。このような状況が起こらないような対策が必要と考えます。このような危険性がある制度等を、一度、徹底して洗い出す必要があることを指摘いたします。

以上で私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 淵上委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時47分休憩



午後4時49分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑の続行であります。

赤根広介さん。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、原稿を読まずに空気を読みながら質疑をさせていただきます。

すので、よく聞いておいていただければというふうに思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策と保健福祉政策についてであります。

まず、令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業について、この予算額がどのようになっているのか、補正ごとと最終額についても伺います。

また、執行残の総額と、執行残額の多い主な事業についても併せて伺います。

○小泉真志副委員長 感染症対策課長川上禎之さん。

○川上感染症対策課長 緊急包括支援交付金事業についてでございますが、道では、この交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症への的確な対応に資するよう、感染拡大防止や医療提供体制の整備を図るため、医療機関における空床確保や感染症患者への適切な医療提供に必要な設備整備など、23の事業を実施してきたところでございます。

なお、令和4年度の予算額は、当初予算で2004億7264万2000円、最終補正で434億4165万4000円を増額しましたことから、総額2439億1429万6000円を計上したところでございます。

また、執行残額の多い事業についてでございますが、令和4年度におけるこの交付金の不用額は293億236万2423円となっており、主な事業といたしましては、感染症患者等の病床確保に対し、医療機関に支援を行う感染症病床確保促進事業で162億3085万8000円、自宅療養者に対しまして食事の提供や病状悪化時の訪問診療などを行います自宅療養者等支援事業費で62億7817万5595円となっているところでございます。

これらの主な要因といたしましては、オミクロン株が主流となって以降、感染の波が来るたび、感染者数が大幅に増加してきた中、感染症病床確保促進事業では、全道域で病床確保計画における最大の病床確保で運用するフェーズ3の状態が継続した場合や、自宅療養者等支援事業費では、自宅療養が必要な方が多数見込まれる場合など感染拡大が長期間にわたることも想定し、こうした厳しい感染状況となった場合でも執行事業の所要額の不足が生じることのないよう、予算措置を講じたことによるものでございます。

○赤根広介委員 大きなものについては、やはり、病床と自宅療養の部分で、万が一のときに不足が生じないようにということで理解をすることでありまして、以下、少し細かい点も含めて伺いをしてまいります。

先ほども議論がございましたが、先日公表されました会計検査院における2022年度の決算検査報告書で、新型コロナ関連の指摘は、計93件、約220億2000万円で、医療機器を整備する際に上限を超えて補助金を交付した、こうした事例もあったということですが、道あるいは道内自治体でこうした指摘事案があったのか、あったとすればその発生原因と併せて伺います。

○小泉真志副委員長 感染症対策局長山谷智彦さん。

○山谷感染症対策局長 会計検査院の決算検査報告についてでございますが、今週7日に、会計検査院が公表しました決算検査報告は、令和2年度及び令和3年度に実施した補助事業等を対象に今年度実施された検査の結果でございますが、このうち、本道では、医療機関等に対する設備整備の4事業に関し、4か所、計1951万2000円が不当な交付額とされたところでございます。

【第1分科会 11月10日 第3号】

なお、不当とされた理由につきましては、事業実績報告書の記載を誤って交付金を過大に算定したもの、交付の対象とならない設備を対象経費に計上していたもの、購入費用を誤って二重に計上していたものなどとされておりまして、これらの要因といたしましては、事業主体において補助制度の理解が十分でなかったことや、対象経費の確認が十分ではなかったことに加えまして、道においても、事業実績報告書等の詳細な確認が十分ではない面もあったものによるものと考えているところでございます。

○赤根広介委員 今、4件、約2000万円近くということでありました。理由については、事業主体のほうの誤りというものもあるわけでありますが、道においても、事業実績報告書等の確認が十分ではなかったということで、確かに、コロナ禍で皆さんの業務量もまさに繁忙していたという点を考慮したとしても、こうしたことがあったという事実についてはしっかりと反省し、これから生かしていただきたいということは指摘をさせていただきます。

次世代シーケンサーの関係については、先ほどの議論で承知をいたしました。今後、必要な対応を検討してまいるということでありますので、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

次に、マスク等の感染防護具の備蓄と医療機関等に対して配付を行ってきました感染症対策用感染防護具供給体制事業についてであります。

このことについても、この間、何度か議論させていただいたところでありますが、まず、令和4年度のそれぞれの防護具の備蓄状況と配付状況を伺います。また、その予算の内訳についても併せて伺います。

○小泉真志副委員長 医療体制担当課長野田友二さん。

○野田医療体制担当課長 道における感染防護具の備蓄状況などについてでございますが、令和4年度は、医療機関に対しまして、高性能マスクを約66万枚、サージカルマスクを約167万枚、医療用手袋を約922万組、フェースシールドを約47万枚、医療用ガウンを約102万枚配付したところでありまして、本年3月末現在の備蓄は、高性能マスクが約39万枚、サージカルマスクが約129万枚、医療用手袋が約411万組、フェースシールドが約46万枚、医療用ガウンが約51万枚となっているところでございます。

また、予算額は、物資の倉庫保管に要する経費などとして3136万4000円、出庫、仕分、発送などに要する経費として1373万6000円、合計で4510万円を計上したところでございます。

○赤根広介委員 今、コロナの感染症法上の分類が5類に見直されたことで、御答弁いただきました保管費への国の補助が9月末で終了したと承知をしているわけでありまして。現状、こうした防護具の備蓄状況と取扱いがどうなっているのか、伺います。

また一方で、依然としてコロナの終息が見えない中、インフルエンザの流行や新たな感染症への備えも必要と考えるわけでありまして、コロナ禍の教訓を踏まえ、防護具の備蓄に今後どう取り組むのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 医療体制担当局長千葉修さん。

○千葉医療体制担当局長 感染防護具の取扱いについてでございますが、道では、本年4月に、国から感染防護具の備蓄や配送等に係る財政的支援を本年9月末までとする方針が示されたことに伴い、今後の備蓄の必要性やその量などを十分考慮し、新型コロナに対応いただいている外来対応医療機関や確保病床を有する医療機関の要望を踏まえた上で、感染防護具を順次配付するとともに、備蓄方法も見直し、民間倉庫を借り上げた保管は9月末で終了したところでございます。

また、今後の感染拡大など緊急的な対応に備えるため、令和4年度に医療機関から緊急配付要請を受けた実績の1カ月分相当分といたしまして、高性能マスク1920枚、サージカルマスク2000枚、医療用手袋1万8000組、フェースシールド1500枚、医療用ガウン5200枚を庁舎内に備蓄しているところでございます。

また、今後の対応についてでございますが、国では、新型コロナの発生初期段階に医療現場で感染防護具の不足が生じた経緯を踏まえつつ、次の感染症危機に的確に備えることができるよう、改正感染症法の下、新たに都道府県が新興感染症への対応を行う医療機関等と医療措置に関する協定を締結する仕組みが設けられたところでありまして、この中で、協定締結医療機関には、診療等のため必要となる感染防護具の備蓄が求められているところでございます。

道といたしましては、こうした国の考え等を踏まえつつ、医療機関と役割分担を図りながら、平時から効果的で効率的な感染防護具の備蓄に的確に取り組むことができるよう、関係団体などの皆様の御意見も伺いながら、不断に検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 不断に検討を進めるということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

まずは、今後を見据えたときに、本当に1か月分の備蓄で十分なのかという点、あるいは、これまでも提案してきましたが、いわゆる災害用の備蓄と併せて保管をし活用していくやり方、さらには、確保方策としては、やはり、民間と何かしらの連携を結んで、いざというときに優先的に流通をさせていただくなど、様々なことが今後考えられると思いますので、しっかり対応していただくことを重ねて求めておきたいというふうに思います。

次に、パルスオキシメーターの件につきましても、先ほどの議論で承知をいたしました。こちらも、今ある数で本当にいいのかどうかということも含めて、引き続き検討を進めていただきたいということをお願いします。

次に、高齢者施設の関係についてです。

本年2月22日の国のアドバイザリーボードでは、専門家から、第8波の感染者のうち、80歳以上の割合が第7波から1.3倍に増加したとの分析が示されるとともに、介護施設でのクラスターの発生などが要因として考えられるとのことでありました。特に、死亡率が高く重症化リスクのある高齢者対策をどう進めるかは、今後も引き続き課題と考えるわけであります。

そこで、こうした施設で感染者が確認されるとともに、万が一、クラスターが発生した場合に

【第1分科会 11月10日 第3号】

おきまして、サービスの提供を継続するために、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める業務継続計画の策定につきましてもこれまでも議論してきたところでありますが、令和4年度のこの策定状況及び訓練の実施状況について、まず伺います。

○小泉真志副委員長 介護運営担当課長佐々木徳則さん。

○佐々木介護運営担当課長 業務継続計画の策定状況などについてでございますが、道所管の介護サービス事業所における本年4月1日現在の業務継続計画策定状況等の調査結果によりますと、感染症に対応した業務継続計画について、訪問介護などの居宅・居住系サービスは、対象事業所2464事業所のうち、策定済みが1008事業所、40.9%となっており、介護老人福祉施設などの施設系サービスは、対象施設384施設のうち、策定済みが176施設、45.8%となっております。

また、訓練の実施状況につきましては、同じく4月1日現在の調査結果において、居宅・居住系サービスでは909事業所、36.9%が実施済みとなっており、施設系サービスでは156施設、40.6%が実施済みとなっております。

○赤根広介委員 コロナが5類へ変更されたとしても、こうした取組は重要な取組と考えるわけでありませう。なかなか、コロナ禍においては必要なこうした訓練等の実施というのも困難があったのかなと思うわけでありませうが、逆に、今も現場はまだ大変な状況でありますけれども、5類へ分類されたことによってこうした取組をさらに進めていく必要があると考えるわけでありませう。

計画策定の推進やその実効性の確保はもとより、重症化リスクの高い高齢者の健康と命を今後どう守るのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 福祉局長板垣臣昭さん。

○板垣福祉局長 高齢者施設における対応についてでございますが、国の通知では、高齢者施設は重症化リスクの高い方が多く生活していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も、施設における感染対策の徹底など、各種の政策、措置を当面継続することとしており、道では、施設での取組を支援するため、施設の職員が初動対応を相談できる窓口の設置やゾーニングなど感染制御に係る助言、緊急時の衛生用品の提供といった支援などについて、引き続き取り組んできたところでございます。

また、感染症の発生に備え、集団指導や運営指導などの様々な機会を捉え、感染症対策の重要性等を周知いたしますとともに、取組事例の紹介などによる業務継続計画の策定の推進や訓練の実施を促してきたところでございます。

今後、こうした取組を着実に進めますとともに、計画が未策定の施設に対して、サービス区分に応じた先行事例の紹介など、個別に働きかけを行い、高齢者の皆様が必要な介護サービスを受けながら安心して施設を利用していただけるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今後、今までよりもきめ細かく対応していただくということだと思っておりますので、引き続きの取組を求めておきたいと思っております。

次に、ハラスメント対策についてであります。

コロナの感染が急拡大する中、自宅療養者もかつてないペースで増え続け、いわゆる訪問診療等が全国的に注目をされたわけであります。一方で、地域の在宅医療に奔走していた医師が、埼玉県ふじみ野市で発生した立て籠もり事件で犠牲となったことは、まさに深い悲しみであり、断じて許すことのできない事件でありました。

この悲惨な事件は社会全体に大きな影響を与えたわけでありますが、民間調査会社の調査によりますと、訪問看護や介護の半数以上が利用者からのハラスメントを受けており、そのうち、2割から3割の人が仕事を辞めたいと思ったことがあると回答しており、心身に与える影響はもとより、その方の人生そのものへの影響も懸念されるわけであります。特に、外部の目に触れにくい自宅訪問では、患者や利用者、さらには家族からのハラスメントがエスカレートしやすい傾向にあり、従事者を守る対策が急務と考えるわけであります。

令和4年第1回定例会では、在宅医療や介護を担う方々が安心して働くことのできる環境の整備に努めるとの答弁でありましたが、令和4年度は、具体的にどのような取組を行い、課題と成果をどう認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域医療課長竹内正人さん。

○竹内地域医療課長 これまでの取組についてでございますが、道では、昨年度、訪問看護や介護サービス従業者へのハラスメントの防止に向けた講習会の開催、介護労働安定センターや医療勤務環境改善支援センターにおける相談窓口の設置、国が作成した医療や介護の現場における患者、家族等による暴力、ハラスメントへの対応マニュアルの周知などに取り組んできましたほか、各圏域の保健所がコーディネーター役となり、地域の医師や看護師、介護関係者、市町村などで構成されます多職種連携協議会の場などにおきまして、地域の課題はもとより、個々の施設が抱える課題につきましても、地域全体で共有しながら環境整備に努めてきたところでございます。

ハラスメント問題は、利用者やその御家族の方々に提供するサービスの内容や範囲などについて十分な理解が得られていないことが背景となっていることもありまして、今後、その防止に向けた対策を講じていくことが課題と認識しております。

○赤根広介委員 今後も引き続き課題ということではありますが、これも、以前にも例示しましたが、兵庫県では、スタッフさんの安全対策として、利用者などからハラスメントがあり、2人以上の訪問が必要である場合に、利用者や家族の同意が得られず、介護報酬を算定できない場合には、自治体が助成する制度を設けているわけであります。このように、いわゆる問題行動を繰り返す利用者につきましても、医療機関や行政はもちろん、警察も含めて情報共有を図り、不測の事態を防ぐ仕組みの必要性も感じるわけであります。

今後、高齢化が進展し、在宅医療や介護の重要性は増すばかりでありますが、一方、担い手不足も叫ばれる中、従事者の安全を守っていく方策を、現場任せではなくて、社会全体で考えていく必要があると私は考えるわけでありますが、この点、道の見解と今後の対応について、改めて所見を伺います。

○小泉真志副委員長 地域医療推進局長古川秀明さん。

○古川地域医療推進局長 今後の取組についてでございますが、高齢者等の方々が、自宅などの住み慣れた環境で、必要なサービスを受けながら御家族などと心穏やかに暮らすことができる在宅医療や訪問介護などへのニーズが高まる中、今後の生産年齢人口の減少に伴う担い手不足に対応するためには、ハラスメントの防止に向けた対策を講じていくことが重要と認識してございます。

このため、道では、これまでの従事者向けの対策に加えまして、今年度は、提供するサービスの内容ですとか範囲などを正しく理解していただくため、道のホームページに関連情報を掲載するとともに、在宅医療の推進に関する住民向けセミナーなどの機会を通じまして、ハラスメントの予防などの普及啓発を進めてまいりますほか、地域における多職種連携協議会などの場を活用いたしまして、ハラスメントの実態把握に努めますとともに、効果的な対策を協議するなどいたしまして、在宅医療や介護を担う方々が安心して働くことができる環境の整備に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 引き続きの対策というものを強く求めておきたいと思います。

次に、外国人患者受入体制整備事業及び宗教・文化対応等に係る外国人患者受入体制整備事業についてであります。こちらのほうは令和4年度につきましては執行がないということになっておりますが、その要因と受け止めを伺います。

○小泉真志副委員長 医務薬務課長小島則幸さん。

○小島医務薬務課長 外国人患者受入体制整備事業及び宗教・文化対応等に係る外国人患者受入体制整備事業についてでございますが、これら二つの事業は、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関におきまして、新型コロナウイルス感染症やその疑いのある外国人が適切に受診できる環境の確保などを目的に、多言語に対応した看板等の整備や宗教、文化等への対応に必要な経費を支援するものでございまして、外国人患者受入体制整備事業は令和2年度から、宗教・文化対応等に係る外国人患者受入体制整備事業は令和3年度から実施しております。

昨年度も、事業実施に当たりまして対象となる医療機関に周知を行いました。コロナ禍で本道を訪れる外国人が少なかったことに加えまして、多くの拠点的な医療機関では既に整備済みであったことなどから、希望する医療機関がなかったところがございます。

コロナの5類移行後は、本道を訪れる外国人観光客などが増加し、医療需要の増加も見込まれることから、道では、引き続き、外国人患者を受入れ可能な医療機関の拡充を図るなど、来道する外国人の方々が安心して滞在していただける環境づくりに努めてまいります。

○赤根広介委員 今の御答弁で、インバウンドが少なかったというのは、当然、コロナ禍だから当たり前のお話なんですけれども、今後を見据えたときに、そもそも、多くの拠点的な医療機関で既に整備済みであったから希望がなかったというのは、予算査定の時点で当然把握していなければいけない話です。それが分かっているながら、例年どおり満度に予算を計上するというのは、やっぱり、これは交付金事業だからといって皆さんの査定が甘かったのじゃないのかなと、こう

したところは指摘せざるを得ないわけであります。もっと言うと、対象というものがそもそも適切だったのか。本当に多くの拠点病院で整備済みだったら、少しそのフレームを変えるというような、そういった工夫も必要だったのじゃないのかなということは指摘せざるを得ないわけでありますので、今後に生かしていただきたいと思えます。

次に、保健所についてであります。

保健所が、健康管理の拠点として、感染症対策に適切に対応できるよう、感染患者発生時の疫学調査や搬送、検体回収をはじめ、感染の長期化により増大するニーズにも対応できるよう、人員確保等の体制強化を図ってきたと承知をしておりますが、改めて、これまでの取組について伺います。

○小泉真志副委員長 保健所支援担当課長増川愁平さん。

○増川保健所支援担当課長 保健所体制の強化等についてでございますが、道では、これまで、保健所における感染症への即応体制の維持や業務効率化等を図ることを目的として、感染症患者の搬送や、車両消毒業務、検体回収・搬送業務等の外部委託化により、保健所の業務負担の軽減を図ってきたほか、保健所職員が最新の知見や技能を習得できるよう研修会の実施にも取り組むとともに、職場環境等の向上にも資するよう、公用車の更新や執務室の拡充、検体採取用のプレハブの設置などにも取り組んできたところでございます。

○赤根広介委員 本当に、地域の最前線で御奮闘された保健所の皆さんには頭が下がる思いであります。

そこで、そういった地域の保健所の所長室のW i - F i というものがしっかりと整備されていない保健所もあるやに聞いたわけでありますが、実際、W i - F i 環境の整備状況がどうなっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 地域保健課長遠藤篤也さん。

○遠藤地域保健課長 所長室のW i - F i 環境についてであります。26保健所のうち、16保健所の所長室において、電波を送受信するアクセスポイントからの距離や庁舎の構造などの環境面から、W i - F i の電波が届きにくい状況となっているところでございます。

なお、W i - F i の届かない所長室では、従来の有線LANへの接続や公用スマートフォンと業務用パソコンを接続することにより、必要なネットワーク環境は確保できることから、日常の保健所長業務への支障は生じていないところでございます。

○赤根広介委員 日常の業務に支障を生じていないのはいいのですけれども、やっぱり、何かあったときに、こういった環境があったほうがいいよねということも起こり得るということを想定しなければいけないと思えますので、これは、保健福祉部の皆さんなのか、総務部なのか、総合政策部なのか分かりませんが、今日、せっかくこういう議会議論をしましたので、ない駄目じゃないかということ、遠藤さんのほうで、もう一回、頑張ってやってほしいというふうに思えます。

次に、医療提供体制の部分につきましても、病床確保補助金など、先ほどの議論で承知をいた

しました。

そこで、今後の取組として、先般、国ではポストコロナ医療体制充実宣言というものを公表しておりますが、コロナはもとより、今後、新興感染症が発生した場合にも適切な医療が受けられる体制整備にどう取り組むのか、所見を伺います。

○千葉医療体制担当局長 今後の入院医療体制等についてでございますが、国では、令和6年4月からの通常の医療提供体制への完全移行へ向け、5類移行後、段階的に医療体制を移行していくこととして、都道府県に移行計画を策定させたところでございまして、この中で、10月以降は、計画を今年度末まで延長するとともに、病床確保料の対象や期間を重点化するなどしながら、これまでの確保病床によらない形での入院患者の受入れをさらに進めるとの考え方を示しているところでございます。

道では、こうした国の考え方の下、感染拡大期において人工呼吸器が必要な重症患者や酸素投与が必要な中等症患者等に対象を重点化した上で病床確保料を交付しますとともに、見直した移行計画の下、全ての病院で入院患者を受け入れる体制が確保できるよう、関係団体の皆様の御理解や御協力もいただきながら、引き続き積極的に働きかけてまいります。

また、国では、改正感染症法の下、新興感染症等の発生・蔓延時に備えることができるよう、医療機関による病床の確保等、平時から都道府県知事と医療機関等が医療措置について協定を締結する仕組みを創設するとともに、都道府県には、感染症予防計画の策定に併せ、医療機関等との協議を進め、その合意内容に沿って来年9月末までに協定を締結するよう求めているところでございます。

道では、今後、医療機関等と丁寧な協議をし、円滑な協定の締結に努めるとともに、計画に定める医療提供体制がしっかりと確保できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 御答弁にありましたように、今、道では感染症予防計画の策定中ということでありまして、今後、そうしたことも踏まえながらも、実効性のある感染症危機管理体制の構築にどう取り組むのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一さん。

○佐賀井保健福祉部感染症対策監 今後の感染症危機への対応についてでございますけれども、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ策定いたします次の感染症予防計画では、新興感染症の予防や発生・蔓延時の取組といたしまして、病原体等の検査能力や入院、発熱外来の医療機関数、また、医療従事者の研修、訓練といった今後の備えについて、目標値の設定なども含めまして的確に盛り込んでいくことが重要と考えているところでございます。

このため、その策定に当たりましては、北海道感染症対策有識者会議でのこれまでの取組に対する検証内容等のもとより、医療機関や福祉施設など地域で実働された方々の御意見や保健所等の現場の声も生かしながら、広域分散型である本道の地域実情等も踏まえつつ、今年度、計画の協議等を行う場として新たに設置いたしました、医療機関や関係団体で構成する北海道感染症対策連携協議会等で、専門・技術的な面も交えまして熱心に御協議を重ねていただいているところ

でございます。

道といたしましては、こうした有識者や専門家の方々の御議論や御意見を十分に伺いながら、平時における備えはもとより、感染症の蔓延が見込まれる場合であっても、医療機関や市町村などの関係機関と連携しながら、保健医療提供体制の速やかな確保が図られるなど、実効性のある計画となるようしっかりと検討を進めまして、道民の皆様の命と健康を守ることができる感染症危機管理体制の構築に努めてまいります。

○赤根広介委員 今、連携協議会で熱心な御議論、御協議いただいているということで、私は、ずっと、このコロナ禍の間、有識者や専門会議をもっと有効に活用するべきだということを言い続けてきましたので、そのときからそういう姿勢で臨んでほしかったのですけれども、それはもう過ぎたことなので結構としても、ぜひ、そうした御議論の下、恐らくこれまでにない計画、体制になっていくと思いますので、しっかりとしたものになるよう、引き続き取組を求めておきたいと思います。この点については、知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、江差高等看護学院についてであります。

学生の自死事案について令和4年度に取りまとめられた第三者調査委員会の調査書では、複数の教員による学生へのハラスメントと併せて、自死との関連性も認め、法的責任が生じる相当因果関係があったとしております。また、その中で、道の責任も厳しく指摘をされております。そうした内容を、私も改めて3か月ぶりぐらいに拝見しましたけれども、胸が締めつけられる思いであります。

道では、これまで御遺族に対してどう対応されてきたのか、まず伺います。

○小泉真志副委員長 看護政策担当課長佐藤行広さん。

○佐藤看護政策担当課長 御遺族への対応についてでございますが、第三者調査委員会の調査書を受けまして、5月に、担当者から御遺族側にその内容を説明し、謝罪を行いますとともに、法的な責任につきましては、顧問弁護士とも相談の上、検討していく旨のお話をさせていただいたところであります。その後、双方の代理人との間でやり取りを行いながら、賠償に係る協議をさせていただいているところでございます。

○赤根広介委員 法的責任については、今、答弁があったとおり、道の顧問弁護士とも相談の上、御遺族の代理人と協議しているという状況ではありますが、そうしたやり取りの中で、御遺族への損害賠償について、自殺と教員によるパワハラの原因関係を認めないとする考えに道は至ったようではありますが、そうした結論を得るに至る検討経過や道の考え方について伺います。

○古川地域医療推進局長 道の法的責任についてでございますけれども、道では、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書の内容を重く受け止めまして、御遺族に謝罪をさせていただいたところでございます。

法的責任に係る賠償などにつきましては、現在、道の顧問弁護士と代理人弁護士との間で協議を行わせていただいているところでございますけれども、具体的内容につきましては、答弁は差

し控えさせていただきたいと存じます。

○赤根広介委員 やはり、これは、通常の係争の事案や示談の交渉と違うわけでありますので、いま一度、事の重大さにしっかりと向き合って、直ちに御遺族の意向に沿った損害賠償に応じるべきと私は考えるわけでありますが、今後の対応について所見を伺います。

○小泉真志副委員長 保健福祉部長道場満さん。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、道の法的責任や賠償範囲などにつきましては、現在、顧問弁護士と遺族側代理人弁護士が協議を行っているところでございまして、引き続き誠意を持って対応してまいります。

○赤根広介委員 今、部長は、引き続き誠意を持って対応してまいりたいということですので、その言葉を——私は、当然、部長のことも信頼していますし、今の言葉も信頼するとするならば、本年8月4日付連絡書に対する道の顧問弁護士の回答書ですが、北海道としては、最終的な要因は確定されておらず、ハラスメント行為が必然的に本件自死に直接結びついたとはい切れないと考えておりますという、この文言が、本当に御遺族の意向を踏まえたものであったり、誠意のある対応とは、私は到底信じられないのですよね。第三者調査委員会の調査書のハラスメントの内容を見たとき、私も子を持つ親でありますので、もし我が子が、我が子じゃなくても、こんな目に遭った後、第三者調査委員会がパワハラを認めた、しかし、いざ示談の交渉をしたときに、そういった考えが一切覆ったような中で、むしろ悪意しか感じないような回答書が返ってくる。そして、これは、恐らく御遺族の方にも相当な精神的苦痛を与えていると私は思いますよ。

部長、これは、顧問弁護士がこういう考え方を持っていたとしても、最終的に、代理人ということは、道庁の考え方として相手方の御遺族に伝わっている。それも、初めは、文書じゃなくて電話で連絡をしている。私は、こんな非常識なことを、到底、道の顧問弁護士がするべきではないというふうに思うのですけれども、訴訟のことは置いておいたとしても、部長、本当にこの文書を了承されているのですか、部長個人としても。ちょっとその点の認識を伺いたいのです。お願いします。

○道場保健福祉部長 今までの対応についてでございますけれども、道の法的責任などにつきましては、顧問弁護士とも相談の上、検討させていただいたところでございます。その中身や考え方につきましては、現在、協議中のものでございますので、見解については差し控えさせていただきたいと思えます。

○赤根広介委員 そうですよね。部長も胸の中にはいろいろな思いがあるかと思いますが、これは、法律的な立場で技術的にはそういうやり取りをしていくというのは理解できないわけでもないのですけれども、これは、やっぱり、事案が事案ですから、本当にこういう対応の仕方いいのかどうかというのは、知事に直接その見解を聞かなければいけないと思えますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、障がい者施策について伺います。

まず、道内では、昨年末に西興部村の障がい者福祉施設などで、いわゆる虐待事案や、さらに、江差町でグループホームを運営する社会福祉法人のあすなろ福祉会における入居者への避妊処置に関する事案が発覚をしたところであります。

こうした事案の発生を道としてどう受け止めているのか、改めて所見を伺います。

○小泉真志副委員長 障がい者支援担当局長石橋隆一さん。

○石橋障がい者支援担当局長 事案の発生の受け止めなどについてでございますが、西興部村の障がい者支援施設につきましては、監査の結果、身体的虐待、心理的虐待及び放棄、放置が確認されましたことから、本年1月に勧告を行ったところでございますが、道といたしましては、障がい者への虐待は重大な人権侵害であり、決してあってはならないものと認識しておりまして、このような虐待行為が繰り返されることのないよう、引き続き、一層の再発防止に取り組んでまいります。

また、江差町の社会福祉法人につきましては、監査の結果、本人の意に反した避妊処置の強要など、意思及び人格の尊重に反する事実は確認されませんでしたでしたが、意思決定支援の配慮が十分でなかったことが確認されましたことから、6月に文書の指導をしたところでございまして、入居者の方々が自ら意思決定できるよう支援する意思決定支援の重要性について、改めて認識をしたところでございます。

○赤根広介委員 次に、過去10年、道内の障がい者福祉施設における行政処分や事故等の発生状況がどうなっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 障がい者保健福祉課長徳田泰則さん。

○徳田障がい者保健福祉課長 これまでの行政処分等についてでございますが、障がい者支援施設等における過去10年間の行政処分は、平成27年度に3件、30年度に4件、令和元年度に1件、令和2年度に1件、3年度に1件、4年度に2件の計12件となっております。

また、障がい者支援施設等におきまして、サービス提供中の転倒などによる骨折や打撲といった事故等が発生した場合に、サービスの質の向上及び運営の適正化を図ることを目的といたしまして事故報告を受けることとしており、その件数につきましては、過去10年間では、平成25年度に773件、26年度に893件、27年度に957件、28年度に1041件、29年度に1076件、30年度に1172件、令和元年度に1247件、2年度に1228件、3年度に1262件、令和4年度に1203件の計1万852件となっております。

○赤根広介委員 どうしても人対人のサービスの提供でありますので、意図してか否かは別としても、こうした行政処分あるいは事故、特に事故については、数字を見る限り毎日三、四件は発生をしてしまうというような状況でありますので、だからこそ、いざ発生したときの実地指導あるいは監査の実効性というものが重要になっていくわけであります。

虐待等の背景には、施設における人手不足によって業務多忙となり、身体的・精神的疲労が蓄積されること、さらには、コロナの感染拡大に伴う業務の大幅な増加、こういったことからいわゆる悪循環に陥っている、そういった指摘の声も聞こえてくるわけであります。

今、国におきましては、来年の2月以降、介護職の賃上げ6000円、こうした話もあるわけですが、道では、人材確保や処遇改善などの就労環境の整備をどう支援してきたのか、伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 処遇改善等についてでございますが、道では、これまで、福祉施設において就労を目指す方の職場体験や、他業種から転職される方への支度金貸付けのほか、昨年度は、従業員の賃金改善等を行った事業所に対します給付金を支給し、職員に対する人材確保や処遇改善に取り組んできているところでございます。

また、昨年12月には、度重なる虐待事案を踏まえまして、厚生労働省に赴き、業務量に見合った適切な給料水準の確保や職員配置基準の見直し、それに伴う職員配置が可能となるような介護報酬等の設定など、労働環境の改善について要望いたしましたほか、本年10月には、本年度実施した調査結果を踏まえ、再び厚生労働省に伺い、給与水準の確保などに加えまして、介護福祉職の魅力を発信し、介護等の仕事に対する国民の理解を深める取組を進めるなど、人材確保に向けた施策のさらなる充実を強く要望してきたところでございます。

○赤根広介委員 そこで、道では、本年3月末までに、道が所管する全ての障がい者福祉施設の職員を対象に、虐待防止に向けた緊急の研修を実施するとしていたわけですが、その内容や参加者数など、開催結果や成果について伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 研修の実施などについてでございますが、道では、施設における虐待が道内で相次いで明らかになったことに鑑みまして、早急に実効性のある虐待防止の取組の強化が必要と考え、本年3月25日、障がい者支援施設や介護保険施設の管理者などを対象に、それぞれの施設の施設長を講師といたしまして、障がい者・高齢者施設における虐待防止やストレスケアマネジメントに関し、約3時間半の内容で虐待防止に関する研修会を実施したところでございます。

開催に当たりましては、より多くの施設が参加しやすいよう、開催日を休日に設定しましたほか、ウェブと各振興局での集合形式で行うなどしたところ、約750名の御参加をいただきまして、職員の虐待防止についての意識づけが図られたところでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、そうした取組を続けながら、こうした施設における虐待事案の再発防止を徹底していただきたいわけですが、改めて、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○石橋障がい者支援担当局長 虐待の再発防止についてでございますが、道では、虐待の兆候を早期に察知し、未然に防止できるよう、施設の指導方針におきまして、実地指導で確認する事項といたしまして、虐待防止委員会の開催状況や虐待防止措置の必要な取組の促進、虐待防止のための研修の実施などを盛り込み、集団指導などにおきまして施設への虐待防止に向けた指導や周知の徹底を図っておりますほか、毎年度、障がい福祉サービス事業所などの職員を対象に、北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催し、障害者虐待防止法の概要や、通報の意義と通報後の対応などについて周知を行っているところでございまして、こうした取組を継続するとともに

に、知的障がい福祉協会など関係団体との意見交換を重ねながら、引き続き、虐待防止のための実効性ある取組を進めてまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 次に、あすなろ福祉会の事案に関わり、道では、本年1月から4月までに入居者本人や管理者を対象とした実態調査を実施したわけではありますが、この調査で把握した内容を補足するため、今般、グループホームを対象に改めて追加調査を実施したわけであります。

この追加調査の目的は十分得られたのか、その結果の概要と併せて認識を伺います。

○徳田障がい者保健福祉課長 追加の照会についてでございますが、グループホーム入居者の交際や結婚、出産や育児については、本年1月から4月まで行いました実態調査の結果、本人が自ら決定できるよう支援する意思決定支援の重要性が明らかになりましたことから、この調査の内容を補足するため、本年10月に改めて、結婚や同居などの意思決定の必要な場面で、意思決定支援に取り組むに当たっての課題や工夫している点、必要と考える制度上の課題などについて把握するため、グループホームを対象に追加で照会を行ったところでございます。

道が所管する195事業所から回答いただいた内容としまして、意思決定支援に取り組むに当たり、子育てを分かりやすくイメージしてもらうことが難しい、本人の意向を聞くスキルを習得していないなどの課題のほか、工夫している点としまして、入居者が話しやすいよう配慮していたり、希望の実現に向けて、相談支援事業所や市町村などの関係機関が集まり情報共有しているなど、様々な事例を把握できたところであり、調査の目的につきましても十分達成できたと考えているところでございます。

○赤根広介委員 調査の目的については十分に達成できたという認識でありますけれども、ただ、調査の回収率は5割を切る46.2%程度だったと思いますので、未回答のところにはしっかりと目を向けながら、引き続き対応していただきたいというふうに思います。

グループホームの入居者が結婚や出産、子育てを希望する場合の対応について、先般、開催されました障がい者施策推進会議におきましては、意思決定支援の研修や好事例の共有が地域で進んでいない、あるいは、グループホームではなく、子育てが可能な新たな制度をつくるべき、こうした意見が出されたと承知をしております。

道では、障がいのある方の希望を丁寧に向い、結婚や出産、子育てを含め、御自身の意思決定を支援できるよう、年度内に対処策を取りまとめ、必要な制度改正について国に要望するとしており、それ自体は否定をしないものの、ぜひ実施可能な取組から速やかに行っていただくことを求めるわけであります。

今後の対応について、最後に所見を伺います。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、障害者総合支援法の基本理念といたしまして、障がいの有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることや、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることなどが掲げられており、こうした法の趣旨に基づき、各障がい福祉サービス事業所におきまして適切に意思決定支援が行われることが重要と考えております。

【第1分科会 11月10日 第3号】

このため、道では、今年度から、意思決定支援の推進を事業所指導方針に盛り込み、重点指導項目に位置づけた上で、集団指導や実地指導におきまして、全道の障がい福祉サービス事業所に意思決定支援の徹底を図りますとともに、今年度、事業所のサービス管理責任者等を対象に実施する研修に、障がいのある方の意思決定支援の内容を盛り込み、職員の意識の醸成を図ることとしてございます。

道といたしましては、障がい福祉サービス事業所が、障がいのある方の希望を丁寧に伺い、結婚や出産、子育てを含め、御自身の意思決定を支援できるよう、障がい者施策推進審議会ですらに議論を進め、年度内に対応策を取りまとめ、必要な制度改正につきまして国に要望するなどして、利用者本位の障がい福祉サービスが提供され、障がいのある方の希望が最大限に尊重される、安心して地域生活を送ることができる社会づくりを目指してまいります。

○赤根広介委員 障がい者をめぐる事案については、少し前の話になりますが、いわゆる避妊処置の関係で、厚労省の資料では、全国で約1万6500人のところ、北海道は最多の約2600人だったということが明らかになっているわけでありまして、やはり、不断の取組というのが必要になってくるというふうに考えております。ぜひ、この点についても知事に直接お伺いしたいというふうに思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

最後の質問ですので、もう少し頑張りましょう。

最後に、シグマスタッフによる委託料請求事案についてであります。

先ほど来、議論があるわけでありまして、問題となっている潜在的介護職員等活用推進事業と外国人介護人材受入研修事業の2事業であります。これらの事業について、これまでの事業の成果を道としてどう評価されているのか、まず伺います。

○佐々木介護運営担当課長 事業の成果についてでございますが、潜在的介護職員等活用推進事業については、委託業務処理要領において、介護保険施設等へ派遣する就業希望者の目標人数を定めており、この目標は各年度とも達成しております。

また、外国人介護人材受入研修事業についても、業務処理要領に年間の研修会開催回数を定めており、各年度で所定の回数が開催されていることを確認しております。

○赤根広介委員 次に、不正の有無についてですが、今回、明らかになった以外の平成28年、あるいは、それ以前の27年の福祉・介護人材雇用支援事業における不正の有無については、先ほどの議論では、分からないということで承知をしたのです。

ただ、昨年、ネパールの問題のときもそうだったのですけれども、知事も会見等で胸を張って言っていますけれども、我々は捜査機関ではないと。確かに、そのとおりなのです。だからこそ、告発をしてしっかりと事実を明らかにしていく、そういう考えが必要になってくるわけがあります。実際、ネパールの場合も、パソコンあるいはスマホのデータ等は提供していただけなかった。その後、告発をされて、その後のことまで私も細かく承知はしておりませんが、この事案が相当悪質なことを考えれば、当然、告発をしていくということが当たり前の判断になっていくというふうに思うのです。

先ほど来の答弁では、早急に検討していくということなのですが、答弁で述べられていたこと以外に、あと、どういうことが明らかになって状況が整えば告発に至るのか、その点の認識をちょっと伺いたいと思います。

○板垣福祉局長 シグマ社への対応についてでございますが、道といたしましては、10月30日までのシグマ社への現地調査で、同社が意図的に過請求を行ったものであることを確認したところであり、今後、関係機関と具体的な協議を行い、告発等の必要性について検討してまいります。

○赤根広介委員 問題なのは、その具体的な協議の中身なのですよね。どういうものが整えば告発するのか、しないのか。その点、今の段階で結構なので、道としての認識を明らかにしてください。

○板垣福祉局長 今後、どのような条件が整えばよいかも含めまして、関係機関と協議してまいります。

○赤根広介委員 素直な答弁なので、そのように受け止めさせていただきますが、ただ、これは、あまり時間をかけるといろいろなことがまた難しくなっていくしますので、そこは本当に急ぎ詰めていただきたいということは申し上げておきます。

協議の内容だとか契約の在り方についても、先ほどの議論でおおむね承知をしたところであります。

そこで、自主点検について、自主点検の対象だとか回答の状況というのも先ほどの議論で明らかになったわけではありますが、そもそも、この自主点検で不正行為が明らかになっていくということ自体が、やらなければいけないことだとは思うのですけれども、そのこと自体が私は考えにくいわけではありますが、この点検の実効性の確保はどのようにされたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 政策調整担当課長松田彰仁さん。

○松田政策調整担当課長 自主点検の実効性の確保についてでございますが、今般の自主点検の依頼に当たりましては、まずは、点検漏れを防ぐ観点から、点検の対象となる委託契約について一覧でお示しし、それぞれの契約ごとに回答していただく方式としましたほか、準委任契約とは、業務に要した経費に応じ、契約額の範囲内で対価が支払われるものであること、それから、業務の再委託は禁止で、例外的に認められる場合も事前の承諾が必要であることといった委託契約に関する留意事項もお示しし、自主点検の際のポイントとしていただくこととしたところでございます。

加えて、このたびの依頼の趣旨や点検方法につきまして、事業者から照会があった際には、丁寧に回答してきたところであり、点検の実効性を高めるよう取り組んできたところでございます。

○赤根広介委員 ただ、不正をしている人たちが、自主点検で、私たち、不正をしていましたなんて、どう考えても言うわけはないのですよね。そういう意味で、これは、皆さんのアリバイづくりと言ってはちょっと失礼かもしれませんが、先ほど副委員長が、通常業務に支障はないのかという問いを重ねてしていましたけれども、知事は、記者会見で、40人体制で現場に入ってやっ

【第1分科会 11月10日 第3号】

ていますと。40人でこんな調査をやっているならば、皆さんのふだんの仕事に影響がないわけではないのですよね。

そういうことも含めて、しっかりと再発防止に取り組んでいかなければいけないわけでありませうけども、シグマ社との委託契約書では、必要に応じ調査等を行う場合があることなどを盛り込み、契約に定める事項を双方が確認した上で契約書を取り交わしており、毎年度、委託業務完了後に提出される実績報告書の確認のため、現地調査を実施していたとのことであります。

一方で、今回の苫小牧市との重複請求は、市の関係書類がなければ確認できず、自社事業に要した経費についても、委託業務の経費と偽って記録の作成や請求書の整理が行われるなど、意図的な行為が行われていたため、検査時に発見することは困難としていたわけでありませうので、まさにお手上げの状況というわけでありませう。

そこで、委託業務完了後ではなくて、委託業務期間中の現地調査の実績等も含めて、これまでどのように行ってきたのか、伺います。また、そうした対応の根拠についても併せて伺います。

○佐々木介護運営担当課長 委託期間中の調査についてでございますが、毎年度の委託業務処理要領において、介護保険施設等に派遣された介護職員の毎月末現在の雇用、就業の状況を、翌月10日までに報告させることとしており、雇用契約を締結した人数、雇用した派遣職員や派遣先などの情報を、シグマ社から「雇用・就業の状況報告書」により書面で報告を受けております。

○赤根広介委員 申し訳ないですが、そうした報告を受けていても、ここまでの不正を見逃していたということでありませう。

ほかの事業につきましても、委託業務における適正な執行の確保に係る出納局長通知を踏まえ、今後、必要に応じ、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査の実施、公的書類を活用した確認などを行い、委託業務の適正な執行に努めるとしているわけでありませう。必要に応じとあるわけでありませうが、こうした調査等はどのような判断基準の下、どのような考え方、手法で実施をしようとするのか、伺います。

○佐々木介護運営担当課長 委託期間中の調査等についてでございますが、委託業務における適正な執行の確保に係る出納局長通知に基づく委託期間中における関係書類の徴取や現地調査などにつきましては、例えば、潜在的介護職員等活用推進事業にあつては、毎月の派遣実績報告に疑義が生じた場合の現地調査の実施、外国人介護人材受入研修事業にあつては、研修会終了の都度の報告徴取のほか、より牽制機能を高めるための抜き打ち調査の実施など、業務の内容や進捗に応じ、適宜適切に行ってまいります。

○赤根広介委員 今、答弁いただきましたが、毎月の派遣実績報告に疑義が生じた場合の現地調査の実施、しかし、残念ながら、その疑義が生じた場合の疑義をまず見抜くことができないというのが大きな問題でありませう。また、より牽制機能を高めるための抜き打ち調査の実施におきましても、そういうことを仮に本当にやっていくのであれば、今の体制ではない新しい体制というものも組織の中でつくっていかなければいけない。これは、保健福祉部なのか、全庁的なものになるのか、そうしたことはこれから議論が必要だというふうに思います。いずれにしても、これ

までの対応では全く不十分と言わざるを得ないわけであります。

最後に、知事は、さきの会見で、今回は電通北海道の事案を踏まえた中で、かなり強力に現地に入るなどの取組をした中で、これが40人体制で現場に入ってやっていますといったものなのですけれども、全体像が一定程度見えてきたところもありますので、こういった中で、取組の効果も検証しながら、体制の充実についても検討していく必要があると思うと述べられているわけがあります。

こうした知事の言う体制の充実を含めて、今後の再発防止にどう取り組むのか、最後に所見を伺います。

○道場保健福祉部長 今後の対応についてでございますが、シグマ社への今年度の委託業務につきましては、既に9月までの実績を確認の上、道に報告するよう指示をしており、その報告を受け、今月中に現地調査を実施するなど、業務の実施状況を定期的に確認することとしております。

他の事業につきましても、委託業務における適正な執行の確保に係る出納局長通知を踏まえまして、事業者に対して、契約上の留意事項を記載したリーフレットを既に送付しているところでございます。

今後、契約時におきましては、契約内容や留意事項について十分説明するとともに、今回の現地調査のポイントを共有しながら、必要に応じ、委託期間中における関係書類の徴取や、現地調査の実施、公的書類を活用した確認などを行い、委託業務の適正な執行に努めてまいります。

○赤根広介委員 今、電通から連続して起きているこうした不正事件、まさに、道庁の信頼が大きく揺らぎ、そしてガバナンスが問われている非常に大きな問題でありますので、この点も、知事に直接、今後の対応等についてお伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。私としては珍しく時間を1分も残してしまいました。以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

寺島信寿さん。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、以下、伺ってまいります。

初めに、地域医療について伺います。

人口減少や高齢化が進む中、3年に及ぶコロナ禍の影響、人手不足などにより、地域の医療は大きな環境変化に直面しております。広域で、地域によっては医療資源に偏りのある本道において、誰もが安心して暮らしていくために地域医療体制の維持は喫緊の課題であるものと考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、医師確保についてでありますけれども、道内各圏域ごとの人口当たりの医師数について伺います。

○小泉真志副委員長 医師確保担当課長金須孝夫さん。

○金須医師確保担当課長 各圏域ごとの医師数についてでございますが、国が令和2年に実施をした医師・歯科医師・薬剤師統計では、道内の各2次医療圏における人口10万人当たりの医師数につきましては、その数の多い順に申し上げますと、上川中部が352人、札幌が298.6人、中空知が249.5人、南渡島が247.2人、後志が220.7人、西胆振が219.1人、北空知が212.2人、十勝が197.5人、上川北部が186人、釧路が183.7人、東胆振が169.6人、南空知が168.5人、留萌が158人、北網が155.4人、遠紋が149.5人、富良野が137.9人、北渡島檜山が125.7人、南檜山と日高が118.3人、宗谷が101.4人、根室が98.9人となっております。

○寺島信寿委員 圏域ごとに結構な偏りがあるということが分かります。

次に、医師の地域枠制度についてです。

各医育大学ごとのこれまでの修学資金の貸付実績について伺います。

○金須医師確保担当課長 地域枠制度についてでございますが、この制度は、将来、医師不足地域に勤務しようとする学生に対し、修学資金を貸し付け、地域医療を担う医師を養成、確保するものでございまして、今年度を含めた直近3年間の貸付実績について申し上げますと、令和3年度は、札幌医大が15名で貸付額は3386万7000円、北大及び旭川医大は貸付実績がございません。4年度は、札幌医大が5名で1128万9000円、旭川医大が4名で903万1200円、北大は貸付実績がなく、合計で9名、2032万200円、5年度は、札幌医大が15名で3386万7000円、旭川医大が12名で2709万3600円、北大が1名で225万7800円、合計で28名、6321万8400円となっております。

○寺島信寿委員 令和5年度は28名ということで、ニーズがあるということでしょうし、大変有意義な制度だと思います。

次に、今後の対応についてです。

地域枠制度をより効果的なものにするために、学生が地域での勤務を希望し、満足できるキャリア形成を支援することが重要と考えますが、今後どのように対応するのか、伺います。

○金須医師確保担当課長 地域枠医師のキャリア形成についてでございますが、道では、これまでも、一定の要件の下、病床数が200床以上の病院での勤務や、医師中間区域の地方・地域センター病院での勤務を可能といたしますとともに、必要に応じて、4年目の地域勤務と5年目の選択研修の実施時期を入れ替えられるようにしたほか、4年間を限度に、地域での勤務を一時中断し、大学院への進学等もできるようにするなど、専門医の取得を含め、地域枠医師のキャリア形成に配慮をした制度の見直しを行ってきたところでございまして、引き続き、医療対策協議会において議論を進め、地域枠医師のキャリア形成が図られるよう取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 お一人お一人のキャリア形成、ライフステージなど、ニーズによくマッチングするような対応をお願いしたいと思います。

次に、持続的な地域医療の確保についてであります。

HACの丘珠—中標津便では、自治体、航空会社、医療機関が連携し、地域医療に取り組む医師などに無料の航空券を提供するとしております。持続的な地域医療の確保に向けて、こうした

民間の取組を促進していくことが必要と考えますけれども、道の認識を伺います。

○小泉真志副委員長 地域医療推進局長古川秀明さん。

○古川地域医療推進局長 JAL及びHACによる地域医療支援についてでございますが、先月29日の丘珠一中標津線の開設を機に、JAL・HACと中標津町及び札幌市内の民間医療機関との間で地域医療支援パートナーシップ連携の取組が進められ、専門医の診療応援や、根室地域で勤務を検討する医師の視察の際に活用できる地域医療パスポートの創設など、航空路線を活用した支援が行われることとなったものでございます。

道といたしましては、こうした民間による取組は、医師確保が課題となっております地域の皆様にとって非常にありがたいものと考えてございまして、今回のパートナーシップ連携がより強固なものとなるとともに、新たな連携が広がっていくことを期待しているところでございます。

○寺島信寿委員 民間側の発想としましては、社会や地域の課題解決はビジネスチャンスにつながりますし、やっぱり、社会貢献をする事業、会社に人材も多く集まるとい最近の傾向性もあり、結構相性がいいと思うので、民間としっかり連携するという可能性をよく追求して、また、こちらからもぜひ知恵を出して提案して、連携して行ってほしいなと思います。

次に、メディカルウイングについてです。

道では、高度で専門的な医療を必要とする患者を地域から搬送するメディカルウイングの取組を進めておりますが、患者負担の軽減に関わる取組状況と、今後の対応の考え方について伺います。

○小泉真志副委員長 地域医療課医療参事大原宰さん。

○大原地域医療課医療参事 メディカルウイングについてであります。道では、平成29年より、地域の医療機関では提供できない高度・専門医療を必要とする患者を固定翼機で搬送するメディカルウイング事業を実施してきており、令和4年度までに124件の搬送を行ってきたところでございます。また、本年8月からは、高度・専門医療機関で治療した後も、NICU等での継続した医学的管理を必要とし、固定翼機以外での搬送手段がない小児患者のバックトランスファーに係る事業を開始するなど、患者負担の軽減に取り組んできております。

道といたしましては、引き続き、道医師会などの関係機関とも連携し、国に必要な要望を行いながら、事後検証などの実施により、メディカルウイングの効果的かつ安定的な運用を図り、道のどこに住んでいても高度・専門医療が受けられるよう、航空搬送体制の確保に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、公立・公的病院の在り方についてであります。

先月、北見の民間病院である北見中央病院が、突然、患者の受入れを停止しました。その背景には、医師不足とコロナ禍を契機とした患者の減少があるものと伺っております。公立・公的病院は、これまで地域のコロナ患者の優先受入れに取り組んできたことなどから、コロナの5類移行後は国からの支援が減少する中において、患者が戻らず、厳しい経営状況になることが懸念されております。

今後の公立・公的病院の在り方について、道の所見を伺います。

○小泉真志副委員長 地域医療課長竹内正人さん。

○竹内地域医療課長 公立・公的病院についてでございますが、広域分散型の本道におきまして、公立・公的医療機関は、救急や小児、周産期などの不採算医療のほか、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しましても、入院患者の受入れはもとより、発熱外来の設置やワクチン接種など、地域において重要な役割を担っていただいているところでございます。

道では、地域の中核的な公立・公的医療機関を地方・地域センター病院として指定し、施設、設備の充実や、医師派遣などの支援を行っておりますほか、厳しい経営環境に置かれている公立・公的医療機関が今後も地域で求められる役割を果たしていけますよう、引き続き、地域の皆様方からの御意見を伺いながら、国に対しまして診療報酬の適切な見直しや地方財政措置のさらなる充実を要望するなどし、公立・公的医療機関を支援してまいります。

○寺島信寿委員 次に、医師の時間外労働上限規制についてです。

2024年4月から、医師の時間外労働の上限が規制されるものと承知しております。上限規制施行まで残り半年を切った中、道として現状をどのように認識しており、今後、医療機関の支援にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○古川地域医療推進局長 医師の働き方改革についてでございますが、道では、今年度、病院等を対象に、医師の労働時間や時間外・休日労働の特例が適用されます特定労務管理対象機関の指定などに関する全道調査を実施いたしましたほか、道の医療勤務環境改善支援センターによる支援を通じまして各医療機関の取組状況の把握に努めてきているところでございまして、特定労務管理対象機関の指定を予定している医療機関の多くは、現在、国が指定をいたします第三者機関による評価を受けるなど指定に向けた準備を進めており、おおむね着実に取組が進められていると考えてございます。

道といたしましては、今後とも、医育大学や医師会などと連携を密にし、各医療機関の対応状況の把握に努めますとともに、専門的かつきめ細かな助言等を行うなど、来年4月の制度施行に向け、医療機関におきます対応が円滑に進みますよう取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

現在、医師確保を含め、次期医療計画の検討が進められておりますが、今後、地域医療に取り組む医師の育成確保にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 保健福祉部長道場満さん。

○道場保健福祉部長 医師の確保についてでございますが、広域分散で医療資源が偏在する本道におきましては、地域の医師不足が深刻な状況にあり、道では、これまで、医師確保計画に基づき、都市部の病院からの緊急・臨時的な医師の派遣や、医育大学に設置する地域医療支援センターからの常勤医の派遣のほか、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置など、地域における医師の確保に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした対策を着実に進めますとともに、令和6年度からの

次の計画策定に向けまして、幅広い観点から医療対策協議会で御議論をいただきながら、より効果的かつ実効性のある施策の推進に努め、地域医療を担う医師の確保に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 医師の確保については、何かインパクトのあるインセンティブを考えると、大胆な発想も今後は必要なのではないかなということを感じます。

地域医療は、地域の方が継続して安心して暮らすという重要性がありますけれども、今後、北海道の社会経済状況がどんどん変化して、交流人口が増えたり、長期滞在などの観光の変化ですとか移住とか、様々、多様性のあるような暮らしぶりになったときに、やっぱり、地域で医療の安全が担保されているということは、地域全体の発展に非常に重要なことだと思います。この医師の確保育成について、何とぞよろしくをお願いします。

次に、道立保健所について伺います。

道立保健所は、がんや高血圧など生活習慣病の予防や新型コロナウイルスなどの感染症への対応、飲食業などの衛生管理に関する業務など、道民の健康を支える拠点として機能しているものと承知しております。

まず、道立保健所再編の経緯についてお聞きします。

平成6年の地域保健法の全面改正により、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては市町村が担い、専門的・広域的対応が必要なサービスについては都道府県が担うこととされ、また、設置数についても第2次医療圏域を参酌することとされたことから、道では、平成10年に道立保健所の再編を行い、現在、26保健所になったところと承知しております。

本道における再編の経緯について伺います。

○小泉真志副委員長 地域保健課長遠藤篤也さん。

○遠藤地域保健課長 道立保健所の再編についてであります。道では、平成10年に、地域保健法の趣旨を踏まえながら、45保健所を21保健所へ再編するとともに、圏域の広さや管内人口など地域特性等を考慮して、5圏域には複数の保健所を配置し、26保健所を設置しております。

また、この際、廃止した19保健所を保健所機能の一部を担う支所としたほか、新たに設置の1支所と既存の1支所を含め、21支所としております。

さらに、平成13年には、経過措置により設置していた7支所を廃止し、現在の26保健所14支所の体制としたところでございます。

○寺島信寿委員 次に、支所の役割について、保健所の再編により、現在、14支所が設置されているということですが、その役割について伺います。

○遠藤地域保健課長 支所の役割についてであります。保健所支所は、保健所機能の補完的な役割を担うものとして設置しており、主な業務として、住民からの健康相談や医療従事者等の免許事務、食品関係の営業許可に関する事務など、各種業務に係る申請や届出等の受付を行っております。

○寺島信寿委員 次に、保健所長の現状についてです。

保健所の所長は、基本的には医師の資格を有する者が就くこととなっておりますが、道立保健

【第1分科会 11月10日 第3号】

所では所長の欠員が生じており、兼務することにより対応している現状にあると伺っております。

令和4年度時点において、兼職している保健所数について伺います。

○遠藤地域保健課長 保健所長の兼務についてであります。令和4年度当初では、26保健所のうち、8保健所で隣接する保健所長が兼務していたところでございます。

○寺島信寿委員 次に、保健所長となる医師の確保についてです。

保健所長の兼務もある中で26保健所が運営されている状況にありますが、このような中、近く退職を迎える所長もいると伺っております。このままでは保健所長が一層不足していくことも懸念されますが、道では、保健所長となる医師の確保にどのように対応していくのか、伺います。

○遠藤地域保健課長 保健所長の確保についてであります。道では、ホームページによる保健所の医師募集の周知、医療関係機関誌への募集広告の掲載や、保健所の医師のやりがいを記載したパンフレットを作成し、保健所勤務を検討している医師へ配付しているところでございます。

また、医育大学の学生実習で保健所長が講義を行うほか、今年度から、医学生を対象とした医療機関等による合同説明会などに出展し、直接、学生に保健所医師の仕事を紹介するなど、医師の確保に取り組んできたところであり、引き続き、これらの取組を進め、保健所の医師の採用に努めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の体制についてです。

平成10年の道立保健所の再編整備以降、少子・高齢化の進展や人口減少といった社会情勢の変化や、がんや糖尿病などの生活習慣病の増加、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大など、保健所を取り巻く環境は大きく変化しているものと考えますが、今後の保健所体制についてどのように考えているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 健康安全局長古郡修さん。

○古郡健康安全局長 今後の保健所体制についてであります。道では、これまでも、その時々社会情勢に的確に対応できるよう、保健所の機能や組織体制について見直しを進めてきているところであり、今般の新型コロナウイルス感染症対策では保健師を増員しましたほか、保健所業務の効率化を行うなど、体制整備を図ってきたところであります。

今後、さらに高度化、多様化していく住民の皆様のニーズに応えられるよう、引き続き、必要な体制整備や機能について不断に見直しを進め、保健所が地域住民の健康を支える広域的、専門的な拠点としての役割に加え、感染症などをはじめとする健康危機管理の拠点としてもその役割や機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画について伺います。

さきの第3回定例道議会の前日委員会における保健福祉委員会で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年が目前に迫る中、次期の第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の基本的な考え方が報告されたところであります。

道では、次年度からの3年間を計画期間とする第9期計画を策定し、介護サービス基盤の計画

的な整備や地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組のほか、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進などについて取り組むこととしていると承知しております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、第8期計画で見込んだ介護サービスなどの利用状況はどのような進捗となっているのか、伺います。

また、進捗の割合が低いものについては、その要因についてどのように考えているのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 高齢者保健福祉課長菊谷克己さん。

○菊谷高齢者保健福祉課長 介護サービスの利用状況についてでございますが、令和3年度にスタートいたしました第8期介護保険事業支援計画では、在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実や施設サービスの充実に向けて取組を進めているところであり、居宅・施設サービスなどの介護給付の対象となるサービスにつきましては、令和4年度時点で計画で見込んだ量の9割程度の実績となっており、おおむね計画どおりの進捗となっている一方で、介護予防短期入所生活介護などの介護予防サービスの一部につきましては、令和3年度以降、利用が減少しており、新型コロナウイルス感染症の長期化により、サービスの利用を控えた方がいたことなどが影響したのではないかと考えております。

○寺島信寿委員 次に、施設サービスの提供基盤の柱の一つである特別養護老人ホームへの入所を希望する方はどのような状況なのか、伺います。また、希望するけれども、入所できていない方の解消に向けて、どのように取り組む考えなのか、併せて伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 特別養護老人ホームの入所申込状況についてでございますが、国が昨年実施いたしました調査によりますと、特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいるものの、希望する特養に入所していない方は、令和4年4月1日現在、全道で9245人となっており、前回調査いたしました平成31年の1万1663人と比較して約2400人減少しており、現在の居場所につきましては、他の特養や老健施設等の介護保険施設が最も多く2669人、在宅が2685人、医療機関が2153人などとなっているところでございます。

道といたしましては、各市町村のサービス見込み量などを基に、次期計画に圏域ごとの整備量を定め、特養等の介護保険施設の整備を着実に推進することはもとより、施設へ入所されていない高齢者とその御家族を支える認知症グループホームなどの居住系サービスや小規模多機能型居宅介護等の在宅サービスの整備に努めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、市町村計画の策定支援についてであります。

道の計画の策定に当たり、まずは各市町村にしっかりと計画を策定してもらうことが必要となるものと考えますが、市町村計画の策定に向けてどのような支援を行う考えなのか、伺います。

○菊谷高齢者保健福祉課長 市町村計画の策定支援についてでございますが、本年7月、次期計

【第1分科会 11月10日 第3号】

画策定に向けた国の基本指針案が取りまとめられ、計画策定に向けた留意事項やサービス見込み量の算定等について、現時点における国の考え方が示されたところでございます。

これを受けまして、道では、8月に道の計画作成指針案を策定し、市町村に対し、道の指針の考え方や計画策定に当たっての留意点などを説明するとともに、振興局と圏域の市町村で構成する高齢者保健福祉圏域連絡協議会に計画策定に向けての協議を要請したところであり、その後、本庁職員が市町村に出向いてヒアリングを行い、地域の実情や御意見を伺っているところでございます。

今後とも、国から示される各種データ等の速やかな情報共有や、高齢者保健福祉圏域連絡協議会での協議や意見交換などにより、各市町村の特性に応じた計画の策定を支援してまいります。

○寺島信寿委員 次に、次期計画におきまして、介護現場の生産性向上の推進に取り組むとのことですが、どのような取組を想定しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 福祉局長板垣臣昭さん。

○板垣福祉局長 介護現場の生産性向上についてでございますが、介護人材の確保に当たっては、職員の負担軽減や職場環境の改善などの生産性向上の推進に取り組んでいくことが重要であります。

このため、道では、介護職員の負担軽減やサービスの質の向上に効果がある介護ロボット、ICTの導入促進や、介護事業者が職場環境改善の取組について相談できる窓口の設置など、様々な支援や施策を計画に位置づけるよう、関係団体や市町村などの御意見も伺いながら検討を行ってまいります。

○寺島信寿委員 次に、次期計画策定の視点についてであります。

令和6年度からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢人口がピークを迎える2040年を見通しますと、生産年齢人口は急激に減少していくことが見込まれます。このような中、これまで以上に、中長期的な視点に立って介護人材の確保、介護サービスの提供基盤の整備などを図っていかなくてはならないものと考えます。

最後に、次の計画の策定に向けて、どのような点を基軸に検討を進めていく考えなのか、所見を伺います。

○道場保健福祉部長 次期計画についてでございますが、広域分散型の本道におきましては、市町村ごとに人口の推移や社会資源の状況など高齢者を取り巻く環境が異なる中、既存資源の在り方も含め、これまで以上に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じた支援体制を構築することが重要と考えております。

このため、道では、介護サービス提供基盤の整備やサービスを担う人材の養成、確保はもとより、身近な市町村において取り組む介護予防事業の充実や認知症施策の推進、介護現場の生産性向上に資する施策などにつきまして、外部有識者で構成する高齢者保健福祉施策検討協議会で幅広い観点から御議論をいただき、計画の策定を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを推進してまいります。

○寺島信寿委員 持続可能性のある計画が大事だと思います。私も、認知症のグループホームを経営していたことがあるのですが、職員の確保が本当に大変です。マンパワーの確保ができないとサービスの質の向上にもならない。基本は処遇改善なのだと思うのですが、現場の方々は、高齢者お一人お一人の人権を守って社会貢献しているという、そういう使命感、役割を感じている人が結構いらっしゃいます。今、日本は世界最速で高齢化社会、人口減少が進んでいます。北海道も進んでいますので、ぜひ、この介護の分野におけるソリューション的な事業というか、このノウハウが、世界に輸出していけるというか、多分、モデルになっていくのでしょうから、今やっていることを何かパッケージングして輸出できるとか、事業になるとか、国も頑張らなければいけないのしょうけれども、そういうグローバルな社会貢献として今やっていることが将来につながっているとか、そういう社会的な価値を感じていただけるような計画になっているということであれば、より頑張れるんじゃないかなという気がします。そういったことも、計画の策定の一つの視野にさせていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○小泉真志副委員長 寺島委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉真志副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、11月13日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時25分散会